

V 補正申請書類作成・記入要領

大学等の設置認可申請について、審査の過程で審議会から申請内容の修正や補足説明等を求める意見が付された場合や、教員審査の結果に応じて教員の補充等が必要な場合は、以下の作成要領に基づいて提出書類（補正申請書類又は再補正申請書類）を作成してください。

なお、具体的な提出期限、提出方法、その他詳細な事項については、申請後に申請者に対して直接周知します。

1 提出時期

補正申請書等の提出時期は、下記のとおりです。

申請区分	提出時期	
	補正申請	再補正申請
大学，短期大学，大学院大学及び高等専門学校の設置	3月中旬	6月末
学部，短期大学の学科，学部の学科，大学院，研究科及び専攻の設置，研究科の専攻の課程変更	6月末	—

2 提出書類及び提出部数

- | | |
|------------------|---------------------------------|
| (1) 補正申請書 正本 | 1部 |
| (2) 補正申請書 抜刷 | 35部（審査意見が付されず教員の補正のみが必要な場合は15部） |
| (3) 一部補正後の抜刷 | 1部 |
| (4) 教員個人調書 | 15部（教員の補正がない場合は不要） |
| (5) 判定カード | 1部（教員の補正がない場合は不要） |
| (6) 審査対象教員一覧（補正） | 1部（教員の補正がない場合は不要） |
| (7) 専任教員一覧（補正） | 1部（教員の補正がない場合は不要） |

※提出書類(5)～(7)は申請書類のファイルに綴らず、個別に提出してください。

3 正本の作成について

次の 1 ～ 28 の書類のうち申請の内容に応じて必要なものを番号の順にファイルにとじ、目次に沿ってインデックス（目次番号）を付け、表紙及び背表紙をファイルに貼り付け 1 冊としたものを作成し、1 部提出してください。

	書類名	要否
1	補正申請書（公文書）	○
2	目次	○
3	基本計画書（別記様式第 2 号（その 1 の 1）、別記様式第 2 号（その 1 の 2））	○
4	教育課程等の概要（別記様式第 2 号（その 2 の 1）、別記様式第 2 号（その 2 の 2））	○
5	授業科目の概要（別記様式第 2 号（その 3 の 1）、別記様式第 2 号（その 3 の 2））	○
6	シラバス（授業計画）	△
7	2 以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況（別記様式第 2 号・別添 3）	△
8	2 以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの教員の勤務状況（別記様式第 2 号・別添 4）	△
9	校地校舎等の図面	○
10	学則	○
11	教授会規定	○
12	当該申請の意思の決定を証する書類	○
13	設置の趣旨等を記載した書類	○
14	学生の確保の見通し等を記載した書類	○
15	教育委員会等との調整内容を確認する書類	△
16	教員名簿〔学長の氏名等〕（別記様式第 3 号（その 1））	○
17	補正申請に係る学長の個人調書等	△
18	教員名簿〔教員の氏名等〕（別記様式第 3 号（その 2 の 1）、別記様式第 3 号（その 2 の 2））	○
19	専任教員の年齢構成・学位保有状況（別記様式第 3 号（その 3））	○
20	実務家教員一覧（別記様式第 3 号・別添）	△
21	薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類	△
22	教職大学院に係る連携協力校等の概要等を記載した書類	△
23	通信教育実施方法説明書（別記様式第 8 号）	△
24	通信教育に関する規程	△
25	審査意見への対応を記載した書類（○月）	△
26	新旧対照表（○月）	△
27	補正申請に係る教員個人調書等（別記様式第 4 号その 1 ～その 2、別添、別記様式第 5 号）	△
28	（科目を減ずる場合の）教員就任承諾書（別記様式第 5 号）	△

※「要否」の欄について

「○」＝提出が必要（写しの場合も含む） 「△」＝条件により一部または全部の提出が必要

(1) 共通留意事項

- ① 以下の各書類の作成要領は、補正申請及び再補正申請共通のものです。特段の説明がある場合を除き、再補正申請書を作成する際は、「補正」とあるものを「再補正」と読み替えてください（その場合、書類上も全て「再補正」と記載してください）。
- ② 上記 3 ～ 11, 13 ～ 24 については、申請内容の補正によって記載項目や内容に変更が生じた場合、当該変更箇所が明確になるよう以下のとおり色分けし、その変更が反映された書類を作成してください（見え消し修正ではなく、上書き修正して色分けすること）。
 - ア 補正申請時の変更部分・・・青字
 - イ 再補正申請時の変更箇所・・・赤字
 - ウ 再々補正時の変更箇所・・・緑字

（変更がない場合は当初申請書（再補正申請においては補正申請書、再々補正申請においては再補正申請書）と同じものを添付すること）
- ③ 上記 12 については、計画変更等に伴い新たに決議を行った場合は、新たな決議書等の書類を添付してください。変更がない場合は、当該申請に係る最終の決議書等の写し（原本証明不要）を添付してください。
- ④ 提出書類のサイズ、印刷方法、とじ方、インデックスの整理、ページ番号の付け方については、当初申請書類の場合と同じです。また、以下において作成上の説明がない書類の作成方法についても当初申請書類の場合と同じです。
- ⑤ 各書類の作成要領を十分に参照し、提出後に修正等のないよう作成してください。

(2) 表紙及び背表紙

表紙及び背表紙については、下記の作成例に従い作成してください。なお、正本と抜刷については、別色のファイルを使用してください。

<作成例>

〔背表紙〕

〔表 紙〕

(A4 判縦型)

正 本 ○ ○ 大学 設置 に係 る認 補可 正申 請に 書 (設置 者) (日付)	正 本 平成○○年○月○日 ○○大学設置認可申請に係る補正申請書 学校法人 ○○○○
--	---

(注)

- ・「○○大学設置」の部分については、当初申請の際と同様に、申請の内容に応じて適切に表記を変更してください。
- ・表紙の記載事項（正本、表題、申請者名、提出日付）を全て盛り込んだ背表紙を付けてください。（縦書き）
- ・はがれないようにファイルにしっかりと貼り付けてください。

(3) 補正申請書（公文書）

公文書は次の作成例に従い作成してください。

(A4 判縦型)

○○大学設置認可申請に係る補正申請書

文部科学大臣 殿

平成○○年○月○日

申請者の職名及び氏名 印

平成○年○月○日付で行った○○大学の設置認可申請に係る一部を補正したいので、別紙書類を添えて申請します。

(注) 「○○大学設置」及び「○○大学の設置」の部分については、当初申請書と同様に、申請の内容に応じて適切に表記を変更してください（アンダーラインは説明のために付しており、申請する際は不要です）。

(4) 目次

目次番号及び項目立ては以下のとおりとしてください。なお、5, 6, 13, 15, 18 ～ 26 に該当がない場合には、適宜省略し、番号を繰り上げてください。

- | | |
|----|-------------------------------------|
| 1 | 基本計画書 |
| 2 | 教育課程等の概要 |
| 3 | 授業科目の概要 |
| 4 | シラバス（授業計画） |
| 5 | 2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況 |
| 6 | 2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの教員の勤務状況 |
| 7 | 校地校舎等の図面 |
| 8 | 学則 |
| 9 | 教授会規定 |
| 10 | 意思の決定を証する書類 |
| 11 | 設置の趣旨等を記載した書類 |
| 12 | 学生の確保の見通し等を記載した書類 |
| 13 | 教育委員会等との調整内容を確認する書類 |
| 14 | 教員名簿〔学長の氏名等〕 |
| 15 | 補正申請に係る学長の個人調書等 |
| 16 | 教員名簿〔教員の氏名等〕 |
| 17 | 専任教員の年齢構成・学位保有状況 |
| 18 | 実務家教員一覧 |
| 19 | 薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類 |
| 20 | 教職大学院に係る連携協力校等の概要等を記載した書類 |
| 21 | 通信教育の実施方法等を記載した書類 |
| 22 | 通信教育に関する規程 |
| 23 | 審査意見への対応を記載した書類（〇月） |
| 24 | 新旧対照表（〇月） |
| 25 | 補正申請に係る教員の個人調書等 |
| 26 | （科目を減ずる場合の）教員就任承諾書 |

(5) 教育課程の概要

変更がある場合は、補正後の教育課程の概要の後ろに、補正前の教育課程の概要（右上に大きく「補正前」と記載したものを）を添付し、それぞれ「補正後」「補正前」とインデックスを付けてください。

再補正において変更がある場合は、再補正後の教育課程の概要の後ろに、再補正前の教育課程の概要（右上に大きく「再補正前」と記載したもの）及び補正前の教育課程の概要（右上に大きく「補正前」と記載したものを）を添付し、それぞれ「再補正後」「再補正前」「補正前」とインデックスを付けてください。

(6) 学則

補正申請前（又は再補正申請前）に同一学校内の当該申請に係る学部等以外の組織の設置届出を行った場合は、当該届出に係る組織を加えた学則に変更してください。

(7) 申請の意思の決定を証する書類

計画変更等に伴い理事会等において新たな決議等を行った場合は、新たな決議書等の書類を添付してください。その際、当初申請時と同じく、必ず原本証明するとともに、書類が複数枚に及ぶ場合は袋とじにして割り印を押印してください。

変更がない場合は、当初申請書（再補正申請においては、補正申請書）と同じもの（当初申請に添付した、原本証明された書類の写し）を添付してください。

(8) 設置の趣旨等を記載した書類

当初申請の際と同様に、図表等の添付資料（変更があれば修正を施したもの）を添付し、各資料番号のインデックスを付けてください。

(9) 教員名簿〔学長の氏名等〕

当初申請から変更がない場合でも作成してください。なお、当初申請の時点で設置時の学長が決定しておらず申請時の学長の氏名等を記入していた場合で、補正申請前に設置時の学長が決定した場合は、記載内容を設置時の学長のものに修正してください。

(10) 学長の個人調書等

補正申請にて学長予定者を変更する場合（当初申請の時点で設置時の学長が決定しておらず、補正申請前に設置時の学長が決定した場合を含む）、上記(9)に学長として記載した者の個人調書等を作成し添付してください。（変更がない場合は写しの添付の不要です。）

(11) 教員名簿〔教員の氏名等〕

この書類は、作成例①（本書 p.211）を参考に作成してください。

補正後の全ての授業科目を担当する専任・兼任・兼任の教員について記載してください。補正後の「教員名簿」の後ろに、補正前の「教員名簿」（右上に大きく「補正前」と記載したもの）を添付し、それぞれ「補正後」「補正前」とインデックスを付けてください。

再補正において変更がある場合は、再補正後の教員名簿の後ろに、再補正前の教員名簿（右上に大きく「再補正前」と記載したもの）及び補正前の教員名簿（右上に大きく「補正前」と記載したもの）を添付し、「再補正後」「再補正前」「補正前」とインデックスを付けてください。

ア 「前判定結果」欄について

様式の左端部分に「前判定結果」の欄を設けてください。「前判定結果」欄の記載は、次の分類に従ってください。

科 目 の 分 類	「前判定結果」欄
当初の申請において「可」の判定を受けた授業科目	可
当初の申請において「可」の判定を受けたが、補正申請において科目の名称や講義等の内容を変更し、再び判定を受けようとする授業科目（※(注)2参照）	再判定
当初の申請において「保留」とされ、補正申請において再び判定を受けようとする授業科目（※(注)3参照）	
補正申請において新たに判定を受けようとする授業科目	新規
教員判定省略の場合 兼任・兼任教員の担当する授業科目	—

- (注) 1 大学院に係る補正申請については、「可」に加え「M[㊤]」「M合」(修士課程の場合)等と読み替えてください。
- 2 オムニバス方式の授業科目の担当教員の一部を補正することに伴い、当初の申請において「可」の判定を受けた教員について、担当する講義等の内容を変更(追加)する場合を含みます。また、複数の教員で共同担当する授業科目の場合も同様です。
- 3 当初の申請において、例えば、「保留(准教授であれば可)」という判定を受けた場合であって、補正申請において准教授として再度審査を受けようとする場合は「再判定」としてください。
- 4 複数の授業科目を担当する専任教員が一部の科目で「不可」又は「保留」の判定を受け、再判定を受けることなく当該科目を担当授業科目から減じる場合は、当該授業科目を教員名簿に記載しないでください。

イ 「調書番号」欄について

今回の補正申請に係る教員(担当科目の増加がある教員、科目名称や講義内容に変更のある教員、新たに補充する教員、職位を変更する教員)については、新たな調書番号を付してください。その他の者については、当初の申請書における調書番号と同一の番号としてください。複数の授業科目を担当する専任教員が一部の科目で「不可」又は「保留」の判定を受け、当該科目を担当授業科目から減じることによる変更の場合も、当初の番号のままとしてください。

なお、今回の補正申請により新たな調書番号が付される場合及び当初の申請における教員の採用を取りやめる場合には、当初の調書番号に欠番が生じますが、欠番のままにしてください。

〔新たな調書番号の記載方法〕

- (ア) 大学、短期大学、大学院大学、高等専門学校を設置認可申請の場合
- ・補正申請書を提出する際には□囲いで□から順番に付してください。
 - ・再補正申請書を提出する際には○囲いで①から順番に付してください。
 - ・再々補正申請書を提出する際には△囲いで△から順番に付してください。
- (イ) 学部等の設置認可申請の場合
- ・補正申請書を提出する際には○囲いで①から順番に付してください。
 - ・再補正申請書を提出する際には△囲いで△から順番に付してください。

(注) 申請期間中に就任予定教員から辞退の申し出があった場合には速やかに大学設置室に報告いただくとともに、補正申請書作成にあたっては、当該就任辞退した教員を名簿から除いてください。

(12) 実務家教員一覧

薬学関係の学部・学科（臨床に係る実践的な能力を培うことを目的とするものに限る）又は専門職大学院に係る申請で、補正により実務家教員に変更がある場合は修正したものを添付してください。

<作成例>

実務家教員一覧

(〇〇学部〇〇学科)

番号	調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏 名 <就任（予定）年月>	実務経験年数	実務経験の概要 (時期・勤務先・役職名・主な職務内容)
1	10	実専	教授	・ ・ ・ ・ ◎◎ ◎◎ <平成〇年 4 月>	20 年 10 月	昭和〇〇年 4 月～ 平成〇〇年 3 月 〇〇病院薬局 薬剤師 ・ ・ ・ ・ ・
2	2	実専	教授	・ ・ ・ ・ ◆◆ ◆◆ <平成〇年 4 月>	10 年 6 月	平成〇年 4 月～ 平成〇〇年 3 月 〇〇病院薬局 ・ ・

(注) 1 補正により実務家教員に変更がある場合は、「番号」は改めて通し番号を付してください。

2 「調書番号」は補正した教員名簿の調書番号と同一の番号を付してください。

(13) 薬学実務実習施設概要書類、教職大学院に係る連携協力校等概要書類、通信教育実施方法説明書

それぞれ薬学関係の学部・学科（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに限る）、教職大学院、通信教育課程の開設に係る申請であって、当初の申請書から変更がある場合は、変更を反映させたものを添付してください。

連携協力校等に関して、申請時に「調整を行う機関からの調整実施に係る承諾書」等を提出している場合は、当該書類を「連携協力校の使用承諾書」の後に添付してください。

(14) 審査意見への対応を記載した書類（〇月）

この書類は、大学設置・学校法人審議会から付された審査意見に対して、当初の申請の内容の修正、記載内容の明確化等の説明を行うものです。下記の作成例に従って作成してください（審査意見が付されなかった場合は、本書類の作成は不要です）。

書類の作成に当たっては、まず、冒頭に、審査意見の目次を付けてください。審査意見への対応の説明については、審査意見への対応方針・概要を明瞭で具体的な記載により十分な説明を尽くすとともに、新旧対照表や図表を利用し、補正申請における変更点が分かりやすい表記としてください。

なお、表題の「(〇月)」は、補正申請の時期に応じて適切に表記を変更してください。

再補正申請の場合は、補正申請書に添付した「審査意見への対応を記載した書類（〇月）」を、この書類の後ろに添付してください（再補正申請で審査意見への対応が不要な場合でも、補正申請書に添付した書類は必ず添付してください）。

<作成例>

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次） ○○学部 ○○学科

1. 設置の趣旨に記載されている○○を実施するための具体的な方策を説明し、◆◆に関する授業科目を追加するか、◆◆の内容を含めた科目内容とすること。（是正事項）・・・1
2. 「○○方法論」「○○倫理」の配当年次に関する考え方について、設置の趣旨を踏まえて説明するか、より体系的な学修となるよう適切な配当年次に改めること。（改善事項）・・・4

（是正事項） ○○学部 ○○学科

1. 設置の趣旨に記載されている○○を実施するための具体的な方策を説明し、◆◆に関する授業科目を追加するか、◆◆の内容を含めた科目内容とすること。

（対応）

○○を実施するため、より具体的な実施体制を再検討し、参加学生を3グループに分け、…。これらに伴い、年間実施スケジュールを表1のとおり行うよう変更する。
また、新たに◆◆に関する基礎的な知識を修得するため「◆◆概論」という科目を設定し…

（新旧対照表）設置の趣旨を記載した書類（10ページ）

新	旧
……	……

（改善事項） ○○学部 ○○学科

2. 「○○方法論」「○○倫理」の配当年次に関する考え方について、設置の趣旨を踏まえて説明するか、より体系的な学修となるよう適切な配当年次に改めること。

（対応）

「○○方法論」については、…を狙いとする授業科目である。…の観点からの教育効果を重視し、「○○基礎」に接続する専門基礎科目として、2年次に配当するよう変更する。
「○○倫理」については、…という趣旨から、1年次に配当することが適当と考える。

（新旧対照表）教育課程等の概要

新	旧
……	……

- （注）1 審査意見を枠囲みにし、その上に意見の種類を（ ）書きし、意見の対象となっている学科等を記載してください。対象の学科等が複数ある場合、当該学科等を「○○学部 ○○学科、△△学科」と並記してください。
- 2 意見の下に意見への対応を記載してください。
 - 3 意見ごとに改ページしてください。
 - 4 意見が複数にわたり分量が多くなる場合、本書類の目次を付けてください。
 - 5 大学院に係る補正申請については、「○○学部 ○○学科」を「○○研究科 ○○専攻（M）」（修士課程の場合）等としてください。

(15) 新旧対照表 (〇月)

この書類は、審査意見及び専任教員の資格審査の結果を受けて申請内容を補正する全ての事項について、項目別に説明する書類です。次の項目立てで作成し、補正する事項と理由を具体的に説明してください。また、「審査意見への対応を記載した書類 (〇月)」において新旧対照表を記載した場合であっても、この書類において改めて記載してください。

なお、表題の「(〇月)」は、補正申請の時期に応じて適切に表記を変更してください。

再補正申請の場合は、補正申請書に添付した「新旧対照表 (〇月)」を、この書類の後ろに添付してください (再補正申請で審査意見への対応が不要な場合でも、補正申請書に添付した「新旧対照表 (〇月)」は必ず添付してください)。

- | |
|--------------|
| a 教育課程に関する事項 |
| b 教員組織に関する事項 |
| c その他 |

この各項目の記載は、次の作成例に従って作成してください。

※該当のない項目は適宜省略し、アルファベットを繰り上げてください。

※参考資料、図表等が様式に収まらない場合は、別紙として各事項の後ろに添付してください。

その際、該当する事項の欄に「【別紙 1】参照」等のように記載のうえ、別紙の右肩に新旧を明記するなど、修正箇所が明確に分かるように記載し添付してください。

a 教育課程に関する事項

a 教育課程に関する事項

(○○学部 ○○学科)

区分	旧	新	補 正 理 由
授業科目の 名称の変更	○○概論Ⅱ	職業としての○○	審査意見 3 を踏まえ、「○○概論Ⅱ」 に含まれていた職業倫理の内容を掘り 下げるとともに、科目名称を変更する。
	■■■学Ⅰ	○○分析法	審査意見 4 を踏まえ、授業科目の内 容をより適切に表す科目名称に変更す る。
授業科目の 変更	○○論Ⅲ	(削除)	審査意見 3 を踏まえ、「○○論Ⅱ」 と内容が重複している「○○論Ⅲ」を 削除する。
	(追加)	○○の現代的課題	審査意見 3 を踏まえ、応用的な科目 として「○○の現代的課題」を追加す る。
講義等の内 容の変更	○○基礎,,。	○○基礎, ○○を活用し、○○理論 の動向と知見について 紹介していく。また、 …しながら、.....。	審査意見 3 を踏まえ、専門科目「○ ○理論」の入門的な内容を講義するこ とにする。講義内容や関連する授業科 目との履修順序を考慮し、基礎科目の うち「○○基礎」にその内容を追加す る。
配当年次の 変更	○○方法論 1・2・3・4	○○方法論 2	審査意見 2 を踏まえ、配当年次を 2 年次に設定する。
単位数の変 更	○○基礎 1	○○基礎 2	審査意見 5 を踏まえ、講義内容を追 加することに伴い、単位数を増加する。
履修要件の 変更	○○倫理 選択	○○倫理 必修	審査意見 5 を踏まえ、職業倫理に関 する科目「○○倫理」を必修とする。
.....			

- (注) 1 学科ごとに改ページしてください。大学院に係る補正申請については、「○○学部
○○学科」を「○○研究科 ○○専攻 (M)」(修士課程の場合)等としてください。ま
た、学部共通科目の変更の場合も、各学科ごとに記載してください。
- 2 科目群の配当科目の変更等、上の作成様式にない区分については、適宜区分を設けて
ください。
- 3 講義等の内容の変更については、教員審査の結果を受けて、担当教員の交代により内
容を一部変更する場合も、記載してください。
- 4 適宜下線を付し(原文に下線がある場合は二重線)、変更部分が明瞭となるよう記載
してください。

b 教員組織に関する事項

b 教員組織に関する事項				
(〇〇学部 〇〇学科)				
区分	旧	新	担当授業科目名	補 正 理 由
教員の交代	〇〇 〇雄(6) 専 教授 ＜平成〇年〇月＞	〇〇 〇子 ① 専 教授 ＜平成〇年〇月＞	〇〇〇〇概論 〇〇学Ⅰ	当初予定していた〇山〇雄(6)が「不可」(専任補充)の判定を受けたため、専任の教授を補充する。
	◇◇ ◇◇(10) 専 准教授 ＜平成〇年〇月＞	▼▼ ▼▼ ② 専 准教授 ＜平成〇年〇月＞	〇〇論(基礎) 〇〇論(応用)	当初予定していた◇田◇◇(10)が「不可」(専任補充)の判定を受けたため、専任の准教授を補充する。
		▽△ ◇子 ⑫ 兼任 講師 ＜平成〇年〇月＞	〇〇学Ⅱ	当初予定していた◇田◇◇(10)が「不可」(兼任補充可)の判定を受けたため、兼任の講師を補充する。
	※※ ※夫(12) 専 准教授 ＜平成〇年〇月＞	@@ @@ ③ 専 准教授 ＜平成〇年〇月＞	△△概論	当初予定していた※村※夫(12)が体調不良により就任を辞退したため、専任の准教授を補充する。
教員の追加	(追加)	◎◎ ◎江 ④ 専 准教授 ＜平成〇年〇月＞	〇〇〇〇 〇〇の世界	審査意見4に対応し、科目を追加したため、専任の准教授を補充する。
	(追加)	〇〇 〇彦 ⑤ 兼任 講師 ＜平成〇年〇月＞	〇〇の現代的課題	審査意見5を踏まえ、科目を追加したため、兼任の講師を補充する。
担当授業科目の追加	□□ □□(9) 専 准教授 ＜平成〇年〇月＞	□□ □□ ⑥ 専 准教授 ＜平成〇年〇月＞	〇〇〇〇 〇〇〇〇	当初予定していた◎△◎△(7)が「保留」(専任補充)の判定を受けたため、□□□□⑧の科目を追加する。
	△△ △子(11) 専 准教授 ＜平成〇年〇月＞	△△ △子 ⑦ 専 准教授 ＜平成〇年〇月＞	〇〇〇〇	当初予定していた◎△◎△(7)が「不可」(兼任補充可)の判定を受けたため、……。
職位の変更	□□ □夫(4) 専 教授 ＜平成〇年〇月＞	□□ □夫 ⑧ 専 准教授 ＜平成〇年〇月＞	〇〇〇〇 〇〇学概論 〇〇〇〇	一部科目が「保留」(准教授であれば可)の判定を受けたため、すべての担当科目につき准教授として再判定。

- (注) 1 別記様式第3号(その2の1, その2の2)に準じ、学科ごとに改ページしてください。
大学院に係る補正申請については、「〇〇学部 〇〇学科」を「〇〇研究科 〇〇専攻(M)」(修士課程の場合)等としてください。
- 2 専任・兼担・兼任の別にかかわらず、教員組織に係る変更事項をすべて記載してください。
- 3 就任予定年月の変更、科目名の変更等、上の作成例にない区分については、適宜区分を設けてください。講義等の内容の変更による場合は、変更内容まで記載する必要はありません。
- 4 教員の氏名の右に、調書番号を記載してください(「旧」の欄の調書番号は、当初申請における調書番号と同一とし、「新」の欄の調書番号は、補正申請におけるものにしてください。調書番号の詳細は、前述の P.199 (11) イを参照してください)。
- 5 教員の氏名の下に、専任・兼担・兼任の別と職名を記載してください。更にその下に、就任予定年月を＜ ＞書きで記載してください。
- 6 オムニバス方式の科目の担当教員の一部を補正する場合、「補正理由」の欄に、既に「可」の判定を受けた担当教員の氏名及び調書番号(当該教員が担当科目の追加等により補正の対象となっている場合は、補正申請における調書番号)を記載してください。

c その他

c その他 (○○学部 ○○学科)			
事項	旧	新	補正理由
教員組織	教員組織 教授 8, 准教授 6, 講師 0, 助教 3	教員組織 教授 8, 准教授 7, 講師 0, 助教 4	審査意見及び教員審査の結果への対応に伴うもの。
養成する人材像	,,。	,,。特に,。	審査意見 1 を踏まえ,。
学位の名称	学士 (○○学)	学士 (△△学)	審査意見 6 を踏まえ,。
履修モデル	(別紙資料 1 参照) ①○○ ②○○ ③○○	(別紙資料 1 参照) ①△△ ②△△	審査意見 1 を踏まえ,。
図書館	収容可能冊数 1,800 閲覧座席数 90 席	収容可能冊数 9,500 閲覧座席数 160 席	審査意見 5 を踏まえ,。
入学者選抜の方法	,。	,。	審査意見 1 を踏まえ,。
通信教育の方法	。	。....., ○ ○	審査意見 4 を踏まえ,。
.....			

- (注) 1 「a 教育課程に関する事項」「b 教員組織に関する事項」以外の申請内容の変更について、すべて記載してください。
- 2 入学定員、履修指導の方法の変更、入学資格の変更等、上の作成様式にない区分については、適宜区分を設けてください。
- 3 適宜下線を付し（原文に下線がある場合は二重線）、変更部分が明瞭となるよう記載してください。

(16) 補正申請に係る個人調書

教員ごとに、次の表の分類に従って必要な書類をまとめ、調書番号のインデックスを付けてください。なお、教員の補正がない場合には、本書類の作成は不要です。

(補正申請書における個人調書の取扱い)

区 分	履歴書・業績書	担当予定 授業科目表	就任承諾書	印鑑登録 証明書	授業内容の 新旧対照表
補正申請において補充する新たな専任教員	○	○	○	○	×
担当授業科目に変更のある専任教員	○又は△	○ (教員審査を受けない科目も含む)	○	×	×
担当授業科目の講義内容又は科目名称に変更のある専任教員（オムニバス科目の担当範囲を減ずる場合を含む）	○又は△	○ (教員審査を受けない科目も含む)	○	×	○ (様式任意。実印不要。)
職位変更により、再度判定を受ける専任教員	○又は△	○	○	×	×
履歴書・業績書等の不備により、再度判定を受ける専任教員	○	○ (教員審査を受けない科目も含む)	△	×	×
担当する授業科目の変更、科目の名称、内容、就任年月日に変更のある兼任・兼任教員	×	×	○	×	×
補正申請において新たに補充する兼任・兼任教員	×	×	○	×	×

「○」印は、実印を押した当該書類の添付が必要なもの

「△」印は、前回から変更がない場合、当初の申請書類の写しの添付でよいもの

「×」印は、当該書類の添付が不要なもの

(注) 1 再度教員審査を受ける教員が履歴書、教育研究業績書に業績を追加する場合、追加部分に朱色の下線を付す等により、変更（追加）箇所を明確に表示してください。なお、当該審査において、「不可」の判定を受けている科目について、当該教員の業績等を追加して再度教員審査を受けることはできません。

2 補正申請において大学・学部等の名称を変更する場合には、担当する授業科目や科目名称に変更がなくても、修正の上、改めて就任承諾書を添付してください

3 補正申請において新たに補充する専任教員の場合、様式第 5 号に添付する印鑑登録証明書を省略することはできません。それ以外の専任教員については、前回提出されたものから変更がない場合、印鑑登録証明書の添付は不要です。

(17) (科目を減ずる場合の) 教員就任承諾書

教員ごとのインデックスは不要です。

複数の授業科目を担当する専任教員について、一部の科目が「不可」又は「保留」の判定を受けた場合で、当該科目を担当授業科目から減ずる場合には、補正後の担当授業科目のみについての就任承諾書が必要です。また、やむを得ぬ事情の発生等により、複数の授業科目を担当する兼担・兼任教員の担当科目の一部を減ずる場合も、同様にしてください。

なお、これらに該当する教員の補正がない場合には、本書類の作成は不要です。

4 抜刷の作成について

前記 3 の正本の書類（本書 p.194）のうち 2 ～ 26（12 を除く）の書類の写し（正本と同様に、修正部分を青字又は赤字にしたもの）を番号の順に合わせてファイルにとじ、次の表紙及び背表紙をファイルに貼り付けたものを所定部数作成してください（ファイルは正本と別色のものを使用してください）。

<作成例>

〔背表紙〕

〔表 紙〕

(A4 判縦型)

○ ○ 大 係学 る設 補置 正認 申可 請申 書請 に (抜 刷) (設 置者) (日 付)	平成〇〇年〇月〇日
〇〇大学設置認可申請に係る補正申請書 (抜刷)	
学校法人 〇〇〇〇	

(注)

- ・「〇〇大学設置」の部分については、申請の内容に応じて適切に表記を変更してください。
- ・表紙の記載事項（表題、抜刷、申請者名、提出日付）を全て盛り込んだ背表紙を付けてください。（縦書き）
- ・はがれないようにファイルにしっかりと貼り付けてください。

5 一部補正後の抜刷の作成について

「一部補正後の抜刷」として、前記 3 の正本の書類（本書 p.194）のうち 2 ～ 26（12 を除く）の書類の写し（正本及び抜刷とは異なり、修正部分は全て黒字で反映させたもの）を番号の順に合わせてファイルにとじたものを 1 部作成してください（ファイルは「抜刷」と同じ色のもので構いません）。

表紙及び背表紙については、前ページの抜刷の作成例に準じて作成してください。ただし、提出日付の表記については下記のとおり変更してください。

（提出日付の表記方法） ※表紙だけでなく、背表紙も変更してください。

【3 月提出の補正申請書の「一部補正後の抜刷」の場合】

申請の区分	抜刷	一部補正後の抜刷
大学（大学院大学）の設置	平成○年 3 月○日	平成○年 10 月○日 平成○年 3 月○日 (一部補正)

【6 月提出の補正申請書の「一部補正後の抜刷」の場合】

申請の区分	抜刷	一部補正後の抜刷
大学（大学院大学）の設置	平成○年 6 月○日	平成○年 10 月○日 平成○年 3 月○日 (一部補正) 平成○年 6 月○日 (一部再補正)
学部，学部の学科，短大の学科，大学院，研究科，研究科の専攻設置又は課程変更	平成○年 6 月○日	平成○年 3 月○日 平成○年 6 月○日 (一部補正)

6 個人調書ファイルの作成について

前記 3 の正本の書類（本書 p.194）のうち 2 ～ 4，16 ～ 18，20，27 及び 28 の書類の写し（正本と同様に、修正部分を青字又は赤字にしたもの。また、27 については追加部分に朱書きの下線を付したもの）を番号の順に合わせてファイルにとじたものを 15 部作成してください（ファイルは抜刷と同じ色のもので構いません）。

表紙及び背表紙については、前ページの抜刷の作成例に準じて作成してください。その際、「(抜刷)」の表記を「(調書)」としてください。

7 判定カードの作成について

教員審査の対象となる専任教員の担当授業科目について、判定カードを1部作成してください。補正申請における審査の対象は、次のとおりです。

対 象 教 員	対象授業科目
担当する授業科目を追加・変更する場合や科目の名称、講義等の内容に変更のある場合の専任教員	前記3「正本の作成について」の18「教員名簿」の「前判定結果」欄で、「再判定」又は「新規」に区分される科目
補正申請において新たに補充する専任教員	
業績の確認、職位不適格、専任性の疑義等で保留の判定を受け、再度判定を受ける専任教員	

作成に当たっては、当初申請の際の作成要領のほか、以下の点に留意してください（作成例②（本書 p.212）参照）。

(1) 「判定日」欄について

申請時期に合わせて、以下のとおりとしてください。

- ・3月補正・・・・・・「平成〇〇年4月 日」
- ・6月補正（再補正）・・・「平成〇〇年7月 日」

(2) 「職位の適格性」の欄について

当初申請（再補正申請の場合は、補正申請）の教員審査にて職位を「適格」と判定された教員については、二重の判定を防ぐため、本欄に鉛筆で斜線を引いてください。

(3) 「前判定」欄について

当初申請で判定を受けた教員が再度判定を受けるために補正申請用の判定カードを作成する場合は、当初申請の判定結果（不可及び保留を除く）を追記してください。

(4) その他

前記3(15)「新旧対照表（〇月）」の「b 教員組織に関する事項」に整合させて、補正を行う理由を判定カードの欄外下方に記載してください。理由は以下の例を参照してください。

- (例 1) 当初予定していた〇山〇雄(6)が「不可」（専任補充）の判定を受けたため、その後任として補充する。
- (例 2) 「保留」（その他）の判定を受けたため、関連する業績の記載を追加した。
- (例 3) 当初予定していた〇山〇雄(6)が「不可」（専任補充）の判定を受けたため、その後任として科目を担当する。
(他のムニバス担当者) □田□郎(1)、▽藤▽介(11)
- (例 4) 審査意見に対応して、講義内容を追加するとともに授業科目の名称を変更したことによる再判定。
- (例 5) 「保留」（講師であれば可）とされたため、職位を講師に変更して担当する。

8 審査対象教員一覧（補正）の作成について

補正申請において新たに補充する専任教員を含む全ての審査対象教員（当初申請で既に審査を受けており、新たな審査がない教員も含む）について、審査対象教員一覧（補正）を作成例③（本書 p.213）に従って 1 部作成してください。

9 専任教員一覧（補正）の作成について

大学院における補正申請において、全ての専任教員（当初申請で既に審査を受けており、新たな審査がない教員も含む）について、専任教員一覧（補正）を作成例④（本書 p.214）に従って 1 部作成してください。

<作成例①>

様式第3号（その2の1）

（用紙 日本工業規格A4縦型）

教 員 の 氏 名 等

（ 経済学部 国際経済学科 ）

前判定 結果	調査 番号	専任等 区 分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月 額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 当 単位数	年 間 開講数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
可	1	専	教授 (学部長)	フリガナ 川 菱 <平成〇年4月>	62	経済学博士	600	〇〇〇〇論 ××××学 △△△△演習	1・2前 3通 3後	4 6 2	2 3 1	霞ヶ関大学 法学部 教授 (昭60.4)	4日

可	①	専	教授	フリガナ 素× 桃× <平成〇年4月>	72 (高)	法学修士	590	〇〇〇〇論 ××××学	2前	4 2	2 1	元株式会社丸ノ内取締役 (平16.3まで)	5日
新規								◆◆◆基礎演習	3通	2	1		
可								◎◎◎◎演習	3・4前	4	2		
可	4	専	教授	フリガナ 山 〇夫 <平成〇年4月>	58	経済学修士	250	▼▼▼▼論 ◆◆◆のしくみ	1前 2前	2 2	1 1	株式会社ヤエス代表取締役 (平2.5)	4日
												株式会社ヤエス代表取締役 (平2.5)	5日
可	5	専	准教授	フリガナ △△ △子 <平成〇年4月>	50	経済学修士	500	□□□□学 ◎◎◎◎演習 ▲▲▲▲演習	2前 2後 3後	2 2 4	1 1 2	お台場大学 法学部 准教授 (平5.4)	5日
一		兼任	講師	フリガナ △△ △子 <平成〇年4月>	50	経済学修士	200	□□□□学	1前	2	1		
可	6	専	准教授	フリガナ ◎◎ ◎◎ <平成〇年4月>	47	修士 (経営学)	480	◆◆◆概論	2通	2	1	△△法律事務所 (平12.4)	3日
												△△法律事務所 (平12.4)	2日

再判定	⑤	専	助教	フリガナ ※田 ※子 <平成〇年4月>	35	博士 (法学)	400	●学概論	2前	2	1	調布大学 法学部 助手 (平14.4)	5日
新規								×××論（基礎）	1後	2	1		
可								△△△演習	3前	4	2		
一	10	兼任	講師	フリガナ ◇◇ ◎子 <平成〇年4月>	36	修士※ (経済学)	500	◇◇◇◇論	2後	2	1	大手町大学 経済学部 講師 (平15.4)	
一	11	兼任	講師	フリガナ ×◎ ×◎ <平成〇年4月>	33	修士 (経済学)	200	◆◆◆◆論	1後	2	1	大手町大学 経済学部 講師 (平16.4)	

＜作成例②＞

〔 補正申請の場合 〕 判定カード（専任教員資格審査）

主査又は判定委員		判定日		平成〇年 7 月 日	
個人調書番号	③	教員氏名	文部 太郎		職位（就任予定年月）
専門委員会名	リハビリテーション専門委員会	専攻分野名	理学療法学		開設年度
大学名	〇〇大学	学部名	〇〇学部	学科名	〇〇学科
当該教員審査保留		全体計画に修正が必要・書類不備・専任疑義・その他（ ）		のため、下記教員審査保留	
職位の適格性	適格 ・ 不適格		(不適格の場合) 不適格の理由		□職位に相当する業績不足
			適格な職位		□その他（ ）
		准教授 ・ 講師 ・ 助教			

授業科目名	判 定			不可・保留の理由	前 判 定
〇〇論	可 ()	専任補充 ()	□関連する業績が不足 □職位不適格 □科目内容が不明瞭 □その他 ()		H19.8 ××大学××学部××学科 准教授(専任) ××論 可
◇◇論	不可 ()	兼任補充可 ()	□関連する業績が不足 □職位不適格 □科目内容が不明瞭 □その他 ()		H22.12 △△大学大学院△△研究科 △△専攻(修士課程) 教授(専任) △△特論 M可 △△特論 M可 ※オムニバス(3回/15回) 担当部分: ●●●● 特別研究 M合
■●論	保留 ()	補充不要 ()	□関連する業績が不足 □職位不適格 □科目内容が不明瞭 □その他 ()		
	可 ()	専任補充 ()	□関連する業績が不足 □職位不適格 □科目内容が不明瞭 □その他 ()		
	不可 ()	兼任補充可 ()	□関連する業績が不足 □職位不適格 □科目内容が不明瞭 □その他 ()		
	保留 ()	補充不要 ()	□関連する業績が不足 □職位不適格 □科目内容が不明瞭 □その他 ()		

＜補正理由＞

当初予定していた〇山〇郎（6）が「不可」（専任補充）の判定を受けたため、専任の教授を補充する。

<作成例③>

審査対象教員一覧(補正)

霞が関大学経済学部国際経済学科

個人調書の番号	職名	フリガナ 氏名 年齢 ＜就任予定年月＞	保有学位			専門委員会	専攻分野	担当授業 科目名	前判定 結果	備考
			大学名	国名	学位名					
1	教授	フリガナ ◎中◎雄 55歳 ＜平成〇年4月＞	◇◇大学 ×× University ××大学	日本 イギリス	経済学士 master of economics (経済学修士)	経済学	経営学	経営学概論 経営学基礎演習	可	
②	教授	フリガナ △木△子 45歳 ＜平成〇年4月＞	◎◎大学	日本	経済学士 経済学修士	経済学	経営学	マーケティング論 文化産業論	可 新規	
3	教授	フリガナ ◇田◇夫 50歳 ＜平成〇年4月＞	※※大学	日本	経済学士 経済学修士	経済学	経済学	ミクロ経済学	可	
③	教授	フリガナ □田□子 53歳 ＜平成〇年4月＞	***大学 〇〇大学	日本 日本	経済学士 修士(経済学) 博士(経済学)	経済学	経済学	国際経済論 貿易論 国際経済と社会 国際経済事情	可 新規 再判定	

(注) 1 学科毎に改ページしてください。大学院にかかる補正申請については「〇〇大学大学院△△研究科◇◇専攻(M)」等としてください。

2 「前判定結果」の欄は、補正申請書における「教員名簿(様式第3号その2)」の前判定結果の区分と整合させてください。

3 「個人調書番号」の欄の記載は、補正申請書における「教員名簿(様式第3号その2)」の個人調書番号欄と整合させてください。

<作成例④>

専任教員一覧(補正)

〇〇大学大学院 〇〇研究科 〇〇専攻(M)

研究 領域	個人 調書 番号	職 名	氏 名 (年齢) 〈就任予定年月〉	担当授業科目名	前判定 結果
〇 〇 分野	1	教 授	〇 〇 〇 〇 (48) 〈平成〇年4月〉	〇 〇 学 特 論	M 可
				〇 〇 特 殊 研 究	M 合
	5	教 授	〇 〇 〇 〇 (55) 〈平成〇年4月〉	〇 〇 〇 〇 論	M 可
				〇 〇 学 特 論	M 可
	9	准教授	〇 〇 〇 〇 (47) 〈平成〇年4月〉	〇 〇 〇 〇	M 合
〇 〇 〇 分野	2	教 授	〇 〇 〇 〇 (58) 〈平成〇年4月〉	〇 〇 〇 学 特 論	新規
				〇 〇 特 殊 研 究	新規
そ 関の 連他 分野					

【補正申請書類作成・記入要領（収容定員増加に係る学則変更の認可申請の場合）】

収容定員増加に係る学則変更の認可申請について，審査の過程で審議会から申請内容の修正や補足説明等を求める意見が付された場合は，以下の作成要領に基づいて提出書類（補正申請書類）を作成してください。

1 提出書類及び提出部数

- | | | |
|---|----------|----|
| 1 | 補正申請書 正本 | 1部 |
| 2 | 補正申請書 抜刷 | 1部 |
| 3 | 一部補正後の抜刷 | 1部 |

2 正本の作成について

次の書類を番号の順にファイルにとじ，目次に沿ってインデックス（目次番号）を付け，表紙及び背表紙をファイルに貼り付け1冊としたものを作成し，1部提出してください。

番号	書類名
1	補正申請書（公文書）
2	目次
3	基本計画書（別記様式第2号（その1の1））
4	2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況 (別記様式第2号・別添3) ※
5	2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの教員の勤務状況 (別記様式第2号・別添4) ※
6	校地校舎等の図面
7	学則
8	当該申請の意思の決定を証する書類
9	学則変更の趣旨等を記載した書類
10	学生の確保の見通し等を記載した書類
11	教員名簿〔学長の氏名等〕（別記様式第3号（その1））
12	審査意見への対応を記載した書類（〇月）
13	新旧対照表（〇月）

※申請に係る学科等について2校地以上で教育を実施する場合に作成

(1) 共通留意事項

- ・各書類の作成の要領については、「大学の設置等に係る提出書類作成の手引き（平成30年度改訂版）」を参照してください。
- ・申請内容を補正した結果、記載項目・内容に変更がある場合は、その変更を反映したものを作成してください。申請時からの修正部分は青字にして変更箇所が明確になるようにしてください。
- ・上記3～7, 9～11については、変更がない場合は当初申請書と同じものを添付してください。
- ・8については、計画変更等に伴い新たに決議を行った場合は、新たな決議書等の書類を添付してください。変更がない場合は、当該申請に係る最終の決議書等の写し（原本証明不要）を添付してください。
- ・提出書類のサイズ、印刷方法、とじ方、インデックスの整理、ページ番号の付け方については、当初申請書類の場合と同じです。また、以下において作成上の説明がない書類の作成方法についても当初申請書類の場合と同じです。

(2) 表紙及び背表紙

表紙及び背表紙については、下記の作成例に従い作成してください。なお、正本と抜刷については、別色のファイルを使用してください。

(作成例)

〔背表紙〕

〔表 紙〕

(A4判縦型)

正本 ○ 認○ 可大 学 請収 に容 係定 員補 関正 係学 請則 書変 更 (設置者) (日付)	平成〇〇年〇〇月〇〇日 正本 〇〇大学収容定員関係学則変更認可申請 に係る補正申請書 学校法人 〇〇〇〇
---	--

(注)

- 1 表紙の記載事項（正本、表題、申請者名、提出日付）を全て盛り込んだ背表紙を付けてください。（縦書き）
- 2 はがれないようにファイルにしっかりと貼り付けてください。

(3) 補正申請書（公文書）

公文書は次の作成例に従い作成してください。

（A4判縦型）

〇〇大学収容定員関係学則変更認可申請に係る補正申請書	
文部科学大臣 殿	平成〇〇年〇月〇日
	申請者の職名及び氏名 印
平成〇年〇月〇日付で行った〇〇大学の収容定員関係学則変更認可申請に係る一部を補正したいので、別紙書類を添えて申請します。	

3 抜刷の作成について

前記2の正本の書類のうち2～13（8を除く）の書類の写しを番号の順に合わせてファイルにとじ，次の表紙及び背表紙をファイル貼り付けたものを所定部数作成してください。（ファイルは正本と別色のものを使用してください。）

〔背表紙〕

〔表 紙〕

（A 4 判縦型）

○
認○
可大
申学
請収
に容
係定
る員
補関
正係
申学
請則
書変
更

（抜
刷）

（設
置
者）

（日
付）

平成〇〇年〇月〇日

〇〇大学収容定員関係学則変更認可申請
に係る補正申請書
(抜刷)

学校法人 〇〇〇〇

（注）

- 1 表紙の記載事項（表題，抜刷，申請者名，提出日付）を全て盛り込んだ背表紙を付けてください。（縦書き）
- 3 はがれないようにファイルにしつかりと貼り付けてください。

4 一部補正後の抜刷の作成について

「一部補正後の抜刷」として、前記2の正本の書類のうち2～13（8を除く）の書類の写し（正本及び抜刷とは異なり、修正部分は全て黒字で反映させたもの）を番号の順に合わせてファイルにとじたものを1部作成してください（ファイルは「抜刷」と同じ色のもので構いません）。

表紙及び背表紙については、前ページの抜刷の作成例に準じて作成してください。ただし、提出日付の表記については下記のとおり変更してください。

（提出日付の表記方法） ※表紙だけでなく、背表紙も変更してください。

申請の区分	抜刷	一部補正後の抜刷
収容定員の変更	平成○年3月○日	平成○年3月○日 平成○年6月○日 (一部補正)

VI 設置計画履行状況等調査について

大学の新設や新学部等を開設した場合、原則として、当該学部等が「完成年度」（開設年度に入学した学生が卒業する年度）を迎えるまでは、設置計画履行状況等調査（通称：アフターケア（AC））の対象期間となります。

AC 期間中は、状況に応じて以下のとおり対応が必要ですので、遺漏のないよう、確実に対応してください。

設置計画履行状況等調査

◆ 目的

大学の設置等の認可や届出の後において、認可又は届出時の留意事項への対応状況、学生の入学状況及び教員の就任状況など設置計画の履行状況等についての報告を求め、その状況に応じて必要な指導・助言を行うことにより、設置計画の確実な履行を担保する。

◆ 根拠

- ・「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則」第 14 条
- ・「大学設置基準第 53 条の規定に基づき新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の就業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件」第 3 号

◆ 対象

- ① 認可又は届出により設置した、学年進行中の全ての大学及び学部等
（学則変更の届出で設置した公立大学の学科は含みません）
- ② 完成年度を越えたもののうち、前年度に改善意見、是正意見又は警告が付された大学及び学部等
- ③ 大学等の収容定員に係る学則の変更の認可を受けたもの

1 「設置計画履行状況報告書」（又は「改善意見等対応状況報告書」）等の提出

- ・平成 31 年 3 月中旬～下旬頃、調査対象大学に対して報告書作成依頼の文書を送付。
- ・平成 31 年度報告書の提出締切り

平成 31 年 5 月 10 日（金）

提出書類：「設置計画履行状況報告書」（上記①）又は「改善意見等対応状況報告書」（上記②）、「収容定員に係る学則変更を行った大学の履行状況報告書」（上記③）

- ・提出書類、対象学部等は、報告書作成依頼の文書を参照してください。
- ・様式は文部科学省 HP に掲載。

（トップ ＞ 教育 ＞ 大学・大学院，専門教育 ＞ 大学の設置認可・届出制度

＞ 設置計画履行状況等調査 ＞ 設置計画履行状況報告書の様式等について）

- ・設置計画は、各大学が社会に対して着実に実現していく構想を表したものであることにも鑑み、報告いただく設置計画履行状況報告書や改善意見等対応状況報告書等については、各大学の HP に公表するなど情報提供いただくよう積極的な対応をお願いします。

2 実地調査・面接調査

上記報告書に基づく書面調査の結果、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会による実地調査又は面接調査を行う必要があるとされた大学に対しては、公文書にて通知します（調査実施時期は、例年 6 ～ 12 月）。

その旨の連絡を受けた場合は適宜対応願います。

3 専任教員変更の対応

設置計画期間中に専任教員予定者が未就任又は専任教員が辞任した場合は、必ず専任教員を補充してください。なお、未就任又は辞任した者が主要授業科目の担当者であって、その後専任教員が補充されていない場合又は専任教員は補充されているが、当該主要授業科目を兼任教員等が担当している場合は、「設置計画の履行状況が著しく不適當」に該当するおそれがありますので御留意ください。

（参考）

○大学設置基準（昭和三十一年十月二十二日文部省令第二十八号）（抜粋）

第十条 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。

○大学，大学院，短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年三月三十一日文部科学省告示第四十五号）（抜粋）

第二条 文部科学大臣は、大学，大学院，短期大学及び高等専門学校（以下この条において「大学等」という。）に関する法第四条第一項の認可の申請を審査する場合において、認可申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可をしないものとする。

三 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第十三条に規定する設置計画の履行の状況が著しく不適當と認められる大学等を設置する者

設置計画の変更

1 専任教員変更の手続き

認可により設置した、学年進行中の全ての大学及び学部等において、やむを得ず専任教員を変更等する場合（以下の①～⑤に該当する場合）は、必ず「専任教員採用等設置計画変更書（AC）」を提出し、大学設置・学校法人審議会による教員資格審査（AC 教員審査）を受ける必要があります（AC 教員審査を経ずに授業等を担当することはできません）。

なお、以下の①～③及び⑤に該当する場合は、当該専任教員が授業を開始する前（又は認可時に大学設置・学校法人審議会から指示された時期まで）に、以下の④に該当する場合は、大学において職位昇格の発令を行う前に AC 教員審査を受審する必要がありますので、御留意ください。

また、大学で職位の発令を既に行っている専任教員について AC 教員審査を受審する場合、大学で判断した職位と異なる職位の審査結果となる場合がありますので、御留意ください。

- ① 専任教員を新たに採用する場合
- ② 専任教員の担当授業科目を追加する場合
- ③ 専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合
（オムニバス科目で、担当部分を変更又は追加する場合を含む）
- ④ 専任教員を昇格させる場合
- ⑤ 専任教員の担当授業科目の科目名称を変更する場合（科目の内容が変わらない場合を含む）

AC 教員審査の実施は以下のとおりですので、担当予定授業科目の開設に間に合うよう計画的に審査を受けてください（次ページ以降の作成要領を参照してください）。

<平成 31 年度>

	書類提出締切	受領確認連絡期間	審査期間	結果伝達時期
第 1 回	3 月 15 日 (金)	4 月 1 日 (月)～4 月 3 日 (水)	4 月～5 月	6 月上旬
第 2 回	6 月 7 日 (金)	6 月 19 日 (水)～6 月 21 日 (金)	7 月	8 月中旬
第 3 回	10 月 11 日 (金)	10 月 23 日 (水)～10 月 25 日 (金)	11 月	12 月中旬
第 4 回	12 月 6 日 (金)	12 月 18 日 (水)～12 月 20 日 (金)	1 月	2 月中旬

なお、上記受領確認連絡期間に、文部科学省より到着確認の連絡を担当者宛てに行います（原則としてメール）。

上記受領確認連絡期間内に連絡がない場合は、上記連絡期間の翌日以降至急、大学設置室まで御連絡ください（業務の支障となりますので、上記連絡期間中に「連絡はいつされるか」といったお問合せを行うのはお控えください）。

2 校舎等建物の面積を減じようとする場合及び建築計画が遅延する場合

認可又は届出時の校舎等建物に係る計画変更（面積の減少、建築計画の遅延等）が生じた場合は、校舎等建物の計画を変更しようとする年度の前年度の 4 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までに「建築等設置計画変更書」を提出してください。（本書 p.234 の別紙 6 参照）

3 その他

設置認可後（又は届出後）の計画変更は、合理的な理由がない限り不適切です。

変更の内容が、認可時又は届出時の計画より教育研究水準を低下させるものである場合や設置の趣旨と異なる場合、結果として実態を反映しない計画書を提出したことによる虚偽申請となることが有り得ます。

設置計画に大きな変更等が生じる場合は、事前に文部科学省大学設置室に御連絡ください。

「専任教員採用等設置計画変更書（AC 教員審査）」作成要領

「専任教員採用等設置計画変更書（AC 教員審査）」（以下「判定カード」という）等一式の書類作成に当たっては、以下の点に留意してください。

1 提出書類及び提出部数

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 正本 | 1 部 |
| (2) 写し | 1 部 |
| (3) 変更教員一覧 | 1 部及びメールにて送付 |
| (4) 判定カード枚数一覧 | 1 部及びメールにて送付 |

【留意点】

- ① 各書類は、文部科学省の HP に掲載している様式をダウンロードして作成してください。
(トップ > 教育 > 大学・大学院, 専門教育 > 大学等の設置認可・届出制度
> 設置計画履行状況等調査 > 設置計画履行状況報告書の様式等について)
- ② 上記書類(1)～(4)の提出は、郵送で前ページ記載の書類提出締切日までに到着するよう送付してください。(書類送付先は本書 p.18 参照)
- ③ 「〇日前に書類を送ったが、届いているか」といったお問合せに個別に対応することは、業務量が膨大になるとともに、一定程度の時間も要することから、文部科学省への書類到達の事実と到着日を確認する際には、極力、特定記録郵便等を利用してください。
- ④ 上記書類(3)～(4)をメールにて提出する際は、件名を「【〇〇大学】AC 教員審査」としてください。なお、必ず文部科学省の HP からダウンロードしたエクセルファイルを提出してください。(送付先メールアドレス：d-secchi@mext.go.jp)

2 正本の作成について

次の(1)～(4)の書類を、審査対象教員ごとに番号の順（教員個人調書は下記の（ ）内の順）に並べ、クリップで留めて提出してください。(本書 p.227 の別紙 1【帳合い例】参照)

なお、審査を受ける教員が複数いる場合は、教員ごとに正本を作成してください。さらに、1 人の教員が複数の専攻分野で審査を受ける場合は、専攻分野ごとに正本を作成してください。

- | |
|---|
| (1) 判定カード |
| (2) 教員個人調書
(履歴書, 教育研究業績書, 担当予定授業科目, 教員就任承諾書, 教員就任同意書, 印鑑登録証明書) |
| (3) 科目内容(科目名称)の新旧対照表
※審査を受ける理由が、科目内容(科目名称)の変更の場合のみ必要。 |
| (4) 教育課程等の概要 |

(1) 判定カード

判定カードの作成に当たっては、下記の留意点のほか、本書の「34 判定カード」(本書 p.166 ～ 176)を参照の上、作成してください。なお、AC 教員審査の判定カードは、設置認可申請に係る教員審査の際に使用する判定カードと様式が異なりますので、御注意ください(本書 p.228 ～ 230 の別紙 2 参照)。

- ① A4 横型の片面印刷で作成してください。なお、設置認可申請と異なり色付き紙で作成しないでください。
- ② 判定カードの表題は、「専任教員採用等設置計画変更書(AC 教員審査)」としてください。
- ③ 「職位(就任(予定)年月)」については、本学科等の専任教員として当該職位に就任した年月(新規採用及び昇格の場合は、就任予定年月)を記載してください。
- ④ 担当科目の追加や科目内容(名称)の変更等、当該教員が当該審査大学において既に大学設置設置・学校法人審議会から職位「適格」の判定を受けている場合(職位の変更はせずに担当科目の追加等を行う場合で、職位の判定が不要の場合)は、正本と写しの「職位の適格性」の欄に鉛筆で斜線を引いてください。
- ⑤ 「授業科目名」の下段に、当該授業科目の担当に就任する年月を記載してください。なお、教育課程等の概要に記載の科目開講時期(開講年度、前期・後期など)と整合するように注意してください。
- ⑥ 判定カードの枠外下に、審査を受ける理由を記載してください。

(記載例)

- ・担当科目の追加
- ・教員の新規採用
- ・科目内容(名称)の変更(※オムニバス科目で教員の担当範囲が変更となる場合も含む)
- ・職位の変更(准教授から教授に変更)
- ・前回の判定結果(保留)を受けての再審査(※前回保留となった理由及び前回からの変更点を具体的に記載すること)
(例: 保留(「講師」なら可)の判定を受けたため、准教授から講師に職位を変更して再審査)
- ・留意事項(教員の補充を必要とされた 2 授業科目については、開設時まで確実に専任教員を配置して教員を充足すること)への対応による教員の新規採用

(2) 教員個人調書

教員個人調書の各書類は、認可申請書類として使用する「履歴書」(別記様式第 4 号(その 1)), 「教育研究業績書」(別記様式第 4 号(その 2)), 「担当予定授業科目」(別記様式第 4 号・別添), 「教員就任承諾書」(別記様式第 5 号)の様式を使用して作成してください。

作成に当たっては、以下の留意点のほか、本書の「24 教員個人調書 履歴書」～「28 教員個人調書 教員就任同意書」(本書 p.131 ～ 145)を参照の上、作成してください。

- ① 共通留意事項
 - ・A4 縦型の両面印刷で作成してください。
 - ・1 人の教員の審査対象科目が複数の専門委員会又は専攻分野にまたがるために、正本を複数冊作成する場合は、原本の添付はいずれか 1 部のみとし、それ以外の正本には写しを添付してください。

② 履歴書

- ・「生年月日（年齢）」の欄の年齢は、AC 教員審査書類提出時における満年齢を記載してください。

③ 担当予定授業科目

- ・当該教員が担当する全ての科目（審査を受けない科目を含む）を記載してください。

④ 教員就任承諾書

- ・本文の「〇〇大学の設置の認可の上は、」の部分は削除し、別紙 3（本書 p.231）の作成例に従って作成してください。
- ・専任教員を新たに採用する場合は、本文に記載する就任日が判定カード記載の就任（予定）年月と整合するよう注意してください。
- ・当該教員が担当する全ての科目（審査を受けない科目を含む）を記載してください。

(3) 科目内容（科目名称）の新旧対照表

この書類は、審査を受ける理由が科目内容（科目名称）の変更の場合のみ作成してください。

様式は任意ですが、変更箇所の下線を引くなどし、変更箇所が分かるように作成してください。

教員による押印は不要です。

(4) 教育課程等の概要

この書類は、認可申請書類として使用する「教育課程等の概要」（別記様式第 2 号（その 2 の 1）又は別記様式第 2 号（その 2 の 2））の様式を使用して作成してください。

作成に当たっては、以下の留意点のほか、本書の「9 教育課程等の概要」（本書 p.70 ～ 76）を参照の上、作成してください。

- ① 科目名称や専任教員の配置等、審査を受ける内容を反映させた形で作成してください。
- ② 判定カードや教員個人調書（担当予定授業科目、教員就任承諾書）の内容と整合するよう注意してください。

3 写しの作成について

前記 2 の正本の書類(1)～(4)の写しを、番号の順に並べ、ステープラー留めで提出してください。なお、審査を受ける教員が複数いる場合は、教員ごとに作成してください。さらに、1 人の教員が複数の専攻分野で審査を受ける場合は、専攻分野ごとに複数作成してください。（本書 p.227 の別紙 1 【帳合い例】参照）

4 変更教員一覧の作成について

この書類は、別紙 4（本書 p.232）の作成例に従って作成し、紙媒体及びメールにて電子媒体（文部科学省の HP からダウンロードしたエクセルファイル）で提出してください。

作成にあたっては、以下の点に留意して作成してください。

- (1) 学部・学科（短期大学の学科で専攻課程を置く場合は、専攻課程）等ごとに作成し、それぞれ別葉としてください。また、表枠外の左上に大学名、学部学科名等を必ず記入してください。
- (2) 記載内容が判定カードの記載内容と一致するようにしてください。
- (3) 「保有学位」の欄については、本手引の「35 審査対象教員一覧」（本書 p.177）の「(5)「保有学位」について」を参照の上、記入してください。その際、外国の大学等の経歴を有している者がいる場合の正規大学であることの確認についても必ず行い、必要に応じて資料を添付してください（「(5)「保有学位について」⑥参照）。
- (4) 提出に当たっては、A4 縦型の片面印刷で作成してください。複数枚にわたる場合は、クリップ留めにして提出してください（表紙は不要）。

5 判定カード枚数一覧の作成について

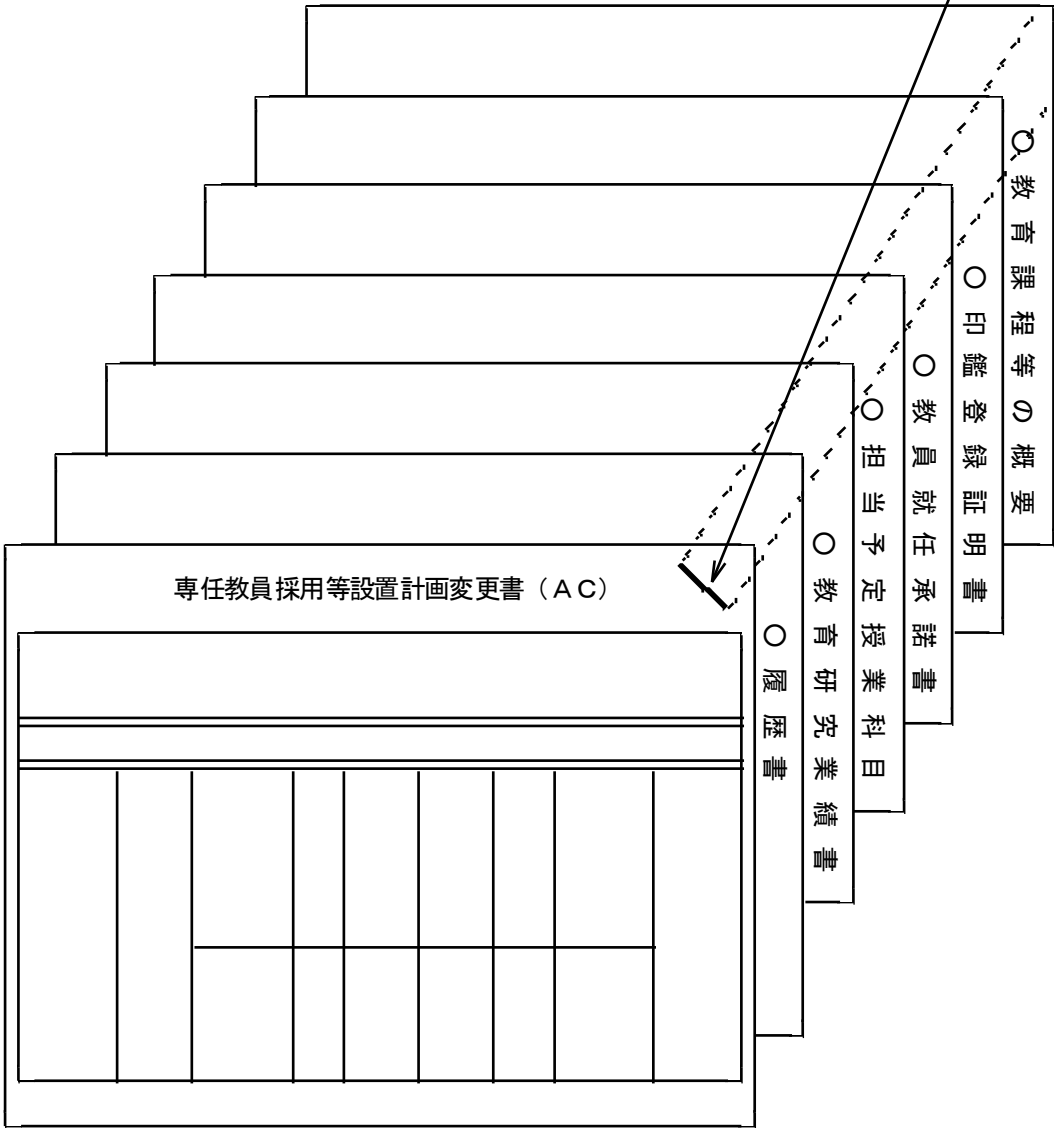
この書類は、別紙 5（本書 p.233）の作成例に従って作成し、紙媒体及びメールにて電子媒体（文部科学省の HP からダウンロードしたエクセルファイル）で提出してください。

- (1) 審査書類の束の部数ではなく、判定カードの枚数を記入してください。
- (2) 連絡担当者については、書類の内容に関して問合せをすることがありますので、内容を十分把握されている方を記載してください。

【帳合い例】

下の図のように、教員個人調書（履歴書等）及び教育課程等の概要を判定カードの向きにそろえるようにして横向きにして並べ、判定カードの右肩の部分で、正本はクリップで、写しはステープラーで留めてください。

※教員ごとに作成してください。
1人の教員が複数の専門委員会又は専攻分野で審査を受ける場合は、審査を受ける専門委員会又は専攻分野ごとに複数作成してください。



専任教員採用等設置計画変更書（AC教員審査）

（別紙2）

第1回:平成30年 4月 日
第2回:平成30年 7月 日
第3回:平成30年11月 日
第4回:平成31年 1月 日

主査又は判定委員				判定日			
個人調書番号	3	教員氏名	文部 太郎	職位 (就任 (予定) 年月)	教授 (平成〇〇年〇月就任)		
専門委員会名	保健衛生学専門委員会	専攻分野名	看護学	看護学 (成人看護学・がん看護学)	平成〇〇年度開設		
大学名	〇〇大学	学部名	〇〇学部	学科名	〇〇学科	当該授業科目の内容に基づいて区分してください。 ※当該学部学科や教員の専攻分野ではありません。	
当該教員審査保留		書類不備・専任疑義・その他 ()		当該教員審査保留の理由を、下記教員審査保留理由欄に記載してください。			
職位の適格性		適格・不適格		(不適格の場合) 不適格の理由			
		適格		□職位に相当する業績不足 □その他 ()			
		不適格		□職位に相当する業績不足 □その他 () 准教授・講師・助教・職位なし			

授業科目名	判定	不可・保留の理由	前判定
〇〇論 <平成30年9月>	可 () 専任補充 () 不可 () 兼任補充可 () 補充不要 ()	□関連する業績が不足 □職位不適格 □科目内容が不明瞭 □その他 ()	H19.8 ××大学××学部××学科 准教授 (専任) 可 ××論
〇〇論 <平成31年4月>	保留 () 専任補充 () 補充可 () 補充不要 ()	□関連する業績が不足 □職位不適格 □科目内容が不明瞭 □その他 ()	H24.5 〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 (専任) 可 〇〇論 可 〇〇論 可 ※オムニバス (3回/15回) 担当部分: ●●●●
変更理由を記入してください。例: 担当科目の追加、教員の新規採用、科目内容の変更 提出する全ての判定カードに通し番号を付し、そのうちの何枚目かを明記してください。 ※分母は、学科ごとや専門委員会ごとではなく、大学から提出する全ての総数としてください。			

(変更理由) 担当科目の追加

1 / 3

専任教員採用等設置計画変更書（AC教員審査）

院

専門職大学院の場合「専」と記入してください。

「院」の文字は全ての判定カードに付してください。

主査又は判定委員	判定	月	日
----------	----	---	---

個人調査番号	3	教員氏名	文部 太郎	職位（就任（予定）年月）	教授（平成〇〇年〇月就任）
専門委員会名	教育学・保育専門委員会	専攻分野名	専攻分野名	教科教育（算数・数学）	開設年度
大学名	〇〇大学大学院	研究科名	〇〇研究科	専攻名	〇〇専攻
				課程	修士課程（M）

当該教員審査保留 書類不備 ・ 専任疑義 ・ その他（ ） のため、下記教員審査保留

職位の適格性	適格 ・ 不適格	（不適格の場合）不適格の理由	□職位に相当する業績不足 □その他（ ）
		適格な職位	准教授 ・ 講師 ・ 助教 ・ 職位なし

大学院講義科目

授業科目名	判定（講義科目）	不可・保留の理由	前 判 定
〇〇特論 <平成〇〇年〇月>	M 可 () 専任補充 () 不 可 () 兼任補充可 () 保 留 () 補充不要 ()	□関連する業績が不足 □職位不適格 □科目内容が不明瞭 □その他 ()	H19.8 ××大学××学部××学科 准教授（専任） ××論 可
〇〇特論 <平成〇〇年〇月>	M 可 () 専任補充 () 不 可 () 兼任補充可 () 保 留 () 補充不要 ()	□関連する業績が不足 □職位不適格 □科目内容が不明瞭 □その他 ()	H24.8 〇〇大学大学院〇〇研究科 〇〇専攻（修士課程） 教授（専任） △△特論 M可 △△特論 M可 ※オムニバス（3回／15回） 担当部分：●●●●● 特別研究 M合
〇〇特論 <平成〇〇年〇月>	M 可 () 専任補充 () 不 可 () 兼任補充可 () 保 留 () 補充不要 ()	□関連する業績が不足 □職位不適格 □科目内容が不明瞭 □その他 ()	
	M 可 () 専任補充 () 不 可 () 兼任補充可 () 保 留 () 補充不要 ()		

（変更理由）職位の変更（准教授から教授に変更）

1 / 10

専任教員採用等設置計画変更書（AC教員審査）

院

主査又は判定委員	判定日	平成〇年〇月 日
----------	-----	----------

個人調書番号	3	教員氏名	文部 太郎	職位（就任（予定）年月）	准教授（平成〇〇年〇月就任）
専門委員会名	薬学専門委員会	専攻分野名	薬化学・有機合成化学・天然物化学	開設年度	平成〇〇年度開設
大学名	〇〇大学大学院	研究科名	〇〇研究科	専攻名	〇〇専攻
				課程	修士課程（M）

当該教員審査保留
書類不備・専任疑義・その他（ ）のため、下記教員審査保留

職位の適格性	適格・不適格	（不適格の場合）不適格の理由	□職位に相当する業績不足 □その他（ ）
		適格な職位	准教授・講師・助教・職位なし

授業科目名	判定（研究指導）	M合・不可・保留の理由	前判定
〇〇特別研究 <平成〇〇年〇月>	研究指導（Mマル合）（ ） 研究指導補助（M合）（ ） 不可（ ） 保留（ ）	□関連する業績が不足 □職位不適格 □科目内容が不明瞭 □その他（ ）	H19.8 ××大学××学部××学科 准教授（専任） ××論 可
〇〇特別研究 <平成〇〇年〇月>	研究指導（Mマル合）（ ） 研究指導補助（M合）（ ） 不可（ ） 保留（ ）	□関連する業績が不足 □職位不適格 □科目内容が不明瞭 □その他（ ）	H24.8 〇〇大学大学院〇〇研究科 〇〇専攻（修士課程） 教授（専任） △△特論 M可 △△特論 M可 ※オムニバス（3回／15回） 担当部分：●●●● △△特別研究 M合
	研究指導（Mマル合）（ ） 研究指導補助（M合）（ ） 不可（ ） 保留（ ）		
	研究指導（Mマル合）（ ） 研究指導補助（M合）（ ） 不可（ ） 保留（ ）		

（変更理由）保留（「准教授」なら可）の判定を受けたため、教授から准教授に職位を変更して再審査。

2 / 10

大学院研究指導

(別紙3)

<作成例>

別記様式第5号

(用紙 日本工業規格A4縦型)

教 員 就 任 承 諾 書

年 月 日

(申 請 者 名) 殿

印鑑証明と同一の印

本人自署

氏名

印

【本文の記載例】

(専任教員を新たに採用する場合)

私は、〇〇大学〇〇学部〇〇学科の専任の教員として、〇〇年〇〇月〇〇日から就任し、
下記の科目を担当することを承諾します。

※実際の就任日を記載し、判定カードや変更教員一覧の
職位(就任(予定)年月)欄と整合するようにしてください。

(専任教員の担当授業科目を追加する場合、専任教員の担当授業科目の内容を変更する場合、専任教員を昇格させる場合、専任教員の担当授業科目の科目名称を変更する場合等)

私は、〇〇大学〇〇学部〇〇学科の専任の教員として、〇〇年〇〇月〇〇日から下記の科目を
担当することを承諾します。

※今回のAC教員審査を受けて以降、当該教員が始めに
担当する科目(今回審査を受けない科目を含む)の担当
開始日を記載してください。

記

- ・ 〇〇〇論
- ・ 〇〇〇概論 I
- ・ 〇〇〇概論 II
- ・ ◇◇◇演習
- ・ △△△基礎

審査を受けない科目を含めて、当該教員が
担当するすべての科目を記載してください。

変更教員一覧

〇〇大学経済学部国際経済学科

調書 番号	変更事由	職名	フリガナ 氏名 年齢 ＜職位就任（予定）年月＞	保有学位			専門 委員会	専攻 分野	担当授業科目名	科目就任時年齢 （科目就任年 月）	備考
				大学名	国名	学位名					
1	科目の追加	教授	フリガナ 〇山 〇雄 55歳 ＜平成〇年4月＞	〇〇大学 ----- xxx University xxx大学	日本 イギリス	経済学士 ----- master of economics （経済学修士）	経済学	経営学 （経営学）	経営学概論 経営学基礎演習	56歳 ＜平成〇年4月＞	
2	科目内容の変更	教授	ポール ヘンダーソン Paul Henderson 48歳 ＜平成〇年4月＞	*** State University ***州立大学 ----- University of @@@@@ @@@@@大学	アメリカ アメリカ	bachelor of economics （経済学士） ----- master of economics （経済学修士） Ph.D in economics （経済学博士）	経済学	経営学 （経営学）	国際経済学原論	49歳 ＜平成〇年4月＞	
3	職位の変更 （准教授から教授）	教授	フリガナ ◇田 ◇子 46歳 ＜平成〇年4月＞	◆◆大学	日本	経済学士 経済学修士	経済学	経営学 （マーケティング）	マーケティング論	46歳 ＜平成〇年4月＞	
4	職位を変更 （准教授から講師）して再審査	講師	フリガナ ◇田 ◇悟 51歳 ＜平成〇年4月＞	▲▲大学	日本	経済学士 経済学修士	経済学 経済学	会計学・ 商学（会計学） 会計学・ 商学（会計学）	会計学概論 会計学基礎演習 会計学の基礎Ⅰ	52歳 ＜平成〇年4月＞ 51歳 ＜平成〇年4月＞	

- （注）
1. 年齢は、就任時における満年齢を記載してください。
 2. 「＜職位就任（予定）年月＞」欄は、当該学科等の専任教員として当該職位に就任する（した）年月を、「＜科目就任年月＞」には、当該科目担当として就任する年月を記載してください。
 3. 「担当授業科目名」欄は、審査にかける授業科目のみを記載してください。
 4. 上記の調書番号3の例は、学年進行中に准教授から教授に変更とする例です。兼任・兼任から専任教員に変わる場合は、専任教員として担当する授業科目のみ記載してください。
 5. 上記の調書番号4の例は、担当授業科目の就任日が違う場合の例です。担当授業科目の就任年月ごとに記載してください。

判定カード枚数一覧

AC

【〇〇大学】

※ 判定カードの枚数を記入してください(審査書類の東の部数ではありません)。

大学名等	文 学	教 育 学 ・ 保 育	法 学	経 済 学	社 会 学	社 会 福 祉 学	理 学	工 学	農 学	獣 医 学	医 学	歯 学	薬 学	美 術 学	音 楽 学	体 育 学	保 健 学	誠 信 学	薬 道 学	情 報 学	環 境 学	テリ ン グ 学	通 信 工 学	教 育 学	専 門 学 院	不 明	合 計	連絡担当者 (所属・職名)	氏名	電話番号	メールアドレス	
〇〇大学 〇〇学部 〇〇学科	1	2															5										8	事務局総務課長	山田 〇〇	03-〇〇〇-〇〇〇 〇	daigakusecchi@secchi.ac.jp	
合 計	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(8)				

[2. 校舎等建物の面積を減じようとする場合及び建築計画が遅延する場合の様式例]

建築等設置計画変更書

平成〇〇年度開設

〇〇〇〇大学 〇〇〇〇学部 〇〇〇〇学科		
建 物 区 分	認可時の計画	変 更 計 画
作成例① [面積の減少の例] 第三体育館	300 m ²	0 m ²
作成例② [建築計画の遅延の例] 実験棟	平成〇年3月完成予定	平成〇年6月完成予定
	① 老朽化のため取り壊し。新体育館が計画どおり完成したため、支障はない。 ② 天候の影響で工期が遅れたため。授業で使用するのは9月中旬からであり、支障はない。	

- (注) 1 校舎等建物の計画の変更(校舎又は体育館の総面積の減少, 建築計画の遅延)がある場合には, 上記様式により提出してください。
 ただし, 面積の増加や建築計画と登記上の面積の誤差並びに建築計画が早まる場合には, この書類の提出は不要です。
- 2 面積が減少する場合及び校舎建て替えの場合には変更に係る図面及び新旧対照表を, 建築計画の遅延の場合には工程表をそれぞれ添付してください。
- 3 校地の計画の変更が生じる場合には, 「建築等設置計画変更書」を「校地面積変更書」に, 「建物区分」欄を「団地の名称」に変更して提出してください。

申請時のチェックリスト（AC教員審査）

専任教員採用等設置計画変更書(AC)提出における書類に関する主な事項を記載しておりますので、提出書類作成の際に適宜御参照ください。なお、以下の各項目以外にも必要な記載事項等がありますので、実際の提出に当たっては本書本文の記載を必ず御確認ください。

確認事項① 提出物

- ☐ 正本 1部
- ☐ 写し 1部
- ☐ 変更教員一覧 1部及びメールにてエクセルファイルで送付
- ☐ 判定カード枚数一覧 1部及びメールにてエクセルファイルで送付

確認事項② 正本・写しの構成(正本はクリップ留め、写しはステープラー留め)

- | 正本 | 写し | |
|--------------------------|--------------------------|-------------------|
| ☐ | ☐ | 判定カード |
| ☐ | ☐ | 教員個人調書 |
| ☐ | ☐ | 教育研究業績書 |
| ☐ | ☐ | 担当予定授業科目 |
| ☐ | ☐ | 教員就任承諾書 |
| ☐ | ☐ | 印鑑登録証明書 |
| ☐ | ☐ | 教員就任同意書(該当ある場合のみ) |
| ☐ | ☐ | 教育課程等の概要 |

確認事項③ 帳合いの方法

- ☐ 正本はクリップ留め、写しはステープラー留めになっているか。
- ☐ 手引記載の帳合い例の順番どおりに帳合いされているか。
- ☐ 教員ごと及び専門委員会又は専攻分野ごとに帳合いされているか。

確認事項④ 各書類の記載内容

- 判定カード**
- ☐ AC教員審査用の様式を使っているか。(様式はホームページからダウンロードすること)
 - ☐ 判定日欄は月まで記載されているか。
 - ☐ 変更教員一覧の氏名と一致しているか。
 - ☐ 専攻分野が正しい分類で記載されているか。
 - ☐ 1枚の判定カードに記載されている科目は4科目以内か。
 - ☐ 大学院の教員審査の場合、研究指導科目についての判定カードは、別葉で作成しているか。
 - ☐ 職位欄の就任年月は正しく記載されているか。(当該職位に就任する年月を記載すること)
 - ☐ 授業科目名欄の就任年月は、正しく記載されているか。また、「担当予定授業科目」に記載の配当学期と合致しているか。
 - ☐ 「職位の判定」欄は必要に応じて鉛筆で斜線が引いてあるか。
 - ☐ 前判定がある場合、適切に記載しているか。(ない場合は、「なし」と記載)。
 - ☐ 枠外下に、今回審査を受ける理由が記載されているか。
 - ☐ 1枚の判定カードに複数の教員を記載していないか。
 - ☐ 1名の教員について複数の専門委員会に付す場合、別葉で作成しているか。
 - ☐ 右下の番号が適切に記載されているか。(分母は総枚数)

教員個人調書

- ☐ 氏名は自署かつ印鑑登録証明書の印となっているか。
- ☐ 過去に大学設置・学校法人審議会の教員組織審査で資格ありと認められた科目について、記載があるか。また、それが判定カードの前判定欄と整合しているか。
- ☐ 変更教員一覧の保有学位欄と教員個人調書の学歴欄の記載事項は整合しているか。

教育研究業績書、担当予定授業科目

- ☐ 氏名は自署かつ印鑑登録証明書の印となっているか。
- ☐ 未公表の論文等が記載されていないか。
- ☐ 「著書、学術論文等」が共著の場合、概要欄に全体の概要(200字程度)とともに、本人の担当部分の章、節、題名、掲載ページ及び本人を含む著作者全員の氏名(本人の氏名には下線を付す)が記載されているか。
- ☐ 「著書、学術論文等」が外国語で著されている場合、著書等名が外国語で記載されるとともに、()書きで訳文が記載されているか。

担当予定授業科目

- ☐ 氏名は自署かつ印鑑登録証明書の印となっているか。
- ☐ 審査対象となる授業科目が全て記載されているか。
- ☐ オムニバス科目の場合、当該教員の担当箇所と、備考欄の記載はあるか。

教育課程等の概要

- ☐ 今回審査を受ける内容を反映させたものとなっているか。

教員就任承諾書

- ☐ 氏名は自署かつ印鑑登録証明書の印となっているか。
- ☐ 当該教員が担当する全ての科目(既に担当している科目を含む)が記載されているか。
- ☐ 本文は手引の記載例(p.210)のとおりとなっているか。

各国政府機関等のホームページ等(該当ある場合のみ)

- ☐ 外国の学位を有している者は、ホワイトリストに関する情報(大学のHPの写しなど)が添付されているか。

変更教員一覧

- ☐ 年齢は、就任時における満年齢になっているか。(別の欄で科目就任時の年齢も記載)。
- ☐ 就任予定年月は、当該科目担当として就任する年月になっているか。科目によって就任年月が異なる場合、行を分けて記載されているか。
- ☐ 職位の昇格の場合、職名欄は昇格後の職位になっているか。
- ☐ 担当授業科目名は、審査にかける授業科目のみの記載となっているか。
- ☐ 職名、職位就任年月日、専門委員会、専門分野、担当授業科目名は、判定カードの記載内容と一致しているか。

Ⅶ 事前相談書類作成要領

大学等の設置等を行う場合は、認可申請や届出を行う前に、以下の事項に該当するか否かを大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会（以下「運営委員会」という）に相談することができます（事前相談）。事前相談を希望する場合、以下の要領に従って書類を作成・提出してください。

1 事項

(1) 教員審査の省略

当該案件の、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」第2条～第6条に係る教員審査省略の該当の適否

(2) 認可又は届出

当該案件の、「学校教育法」第4条第2項に係る届出の該当の適否

(3) 名称変更

当該案件の、「学校教育法施行令」第26条第1項又は「学校教育法施行規則」第2条に係る届出の該当の適否

※大学等の名称については、上記適否のほか、「大学設置基準」第40条の4（大学等の名称）等に定める要件等の適否に係る専門的判断が必要であることから、名称変更を行う場合は運営委員会への事前相談を行うようにしてください。

※修士課程を博士課程に変更するなど専攻の課程の変更の認可申請又は届出等に伴って「修士課程」を「博士前期課程」に変更する場合は、事前相談は不要です。

※英語名称のみを変更する場合は、事前相談は不要です。

2 様式及び提出部数（郵送）

(1) 「教員審査の省略」及び「認可又は届出」（部数：35部）

- ① 設置計画の概要
- ② 基礎となる学部等の改編状況
- ③ 教育課程等の概要
- ④ 教育課程等の概要（既設学部等）

※新設する学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等

- ⑤ 授業科目の概要
- ⑥ 教員名簿
- ⑦ 組織の移行表

※①～⑦の順にまとめ、左側にファイルとじ用の2つ穴を空け、左上をステープラー留めにして提出してください。書類の量が多く、ステープラー留めが困難な場合は、適宜、クリップ等でとじてください。なお、インデックスの貼付やページ番号の付与は任意です。

※案件が複数ある場合は、案件ごとにまとめてください。

※直近の事前相談にて意見が付されている場合には、その意見への対応について記載した書類を参考資料として事前相談書類35部それぞれに添付してください。その際、意見への対応及びそれに伴う修正箇所が分かるように作成してください。

(2) 「名称変更」(部数：35部)

- ① 名称変更の概要
- ② 設置時からの組織の変更状況
- ③ 設置時からの教育課程の変更状況
- ④ 組織の移行表

※①～④の順にまとめ、左側にファイルとじ用の 2 つ穴を開け、左上をステープラー留めにして提出してください。書類の量が多く、ステープラー留めが困難な場合は、適宜、クリップ等でとじてください。インデックスの貼付やページ番号の付与は任意です。

※案件が複数ある場合は、案件ごとにまとめてください。

※直近の事前相談にて意見が付されている場合には、その意見への対応について記載した書類を参考資料として事前相談書類 35 部それぞれに添付してください。その際、意見への対応及びそれに伴う修正箇所が分かるように作成してください。

(3) 上記(1)及び(2)とともに『事前相談登録票』を印刷したものを 1 部添付してください。

※事前相談の結果はメールにより伝達しますので、担当者連絡先にはメールアドレスを必ず記載してください。

(4) 提出は原則として郵送で、下記受付期間内に到着するよう送付してください(書類送付の際には、送付物に「事前相談書類在中」などと明記してください)。

※ 毎回多数の大学から書類が提出されることから、「〇日前に書類を送ったが、届いているか」といったお問合せはお断りしております。文部科学省への書類到達の事実と到達日を確認する際には、特定記録郵便等を利用するなど、提出者側にてあらかじめ御対応いただくようお願いいたします。

3 様式及び提出データ(メール)

(1) 上記の各書類のPDFデータを、メールにて送付してください。

①「教員審査の省略」及び「認可又は届出」について

※前頁 2 (1) ①～⑦のデータを①～⑦の順にまとめ、1 つのPDFファイルで送付してください。□

※提出するPDFファイル名は以下のとおりとしてください。

- ・[教員審査省略] : 「【教員審査省略】〇〇大学.pdf」
- ・[学部設置] : 「【認可又は届出】〇〇大学〇〇学部.pdf」
- ・[学部の学科設置] : 「【認可又は届出】〇〇大学〇〇学部〇〇学科.pdf」
- ・[研究科設置] : 「【認可又は届出】〇〇大学大学院〇〇研究科.pdf」
- ・[研究科の専攻設置] : 「【認可又は届出】〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻(M).pdf」
「【認可又は届出】〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻(M)(D).pdf」
- ・[研究科の専攻に係る課程の変更] : 「【認可又は届出】〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻(D).pdf」

②「名称変更」について

※前頁 2 (2) ①～④のデータを①～④の順にまとめ、1 つのPDFファイルで送付してください。□

※提出するPDFファイル名は以下のとおりとしてください。

△△には、変更後の名称ではなく、現在の名称としてください。

- ・[大学の名称変更]：「【名称変更】現在の△△大学（大学の名称変更）.pdf」
- ・[その他の名称変更]：「【名称変更】現在の△△大学△△学部（計画の区分（例）学部の名称変更）.pdf」
「【名称変更】現在の△△大学大学院△△研究科（計画の区分（例）研究科の名称変更）.pdf」
「【名称変更】現在の△△大学△△学部（計画の区分（例）学部及び学部の学科の名称変更）.pdf」

③共通の留意事項

- ※スキャンしたデータではなく、エクセル等の電子データをそのままPDF化して送付してください。（スキャンしたデータでは、画質が落ちたり、細かな文字がつぶれることがあり、審査を行うことができないため。）
- ※1大学で複数案件御提出の場合は、案件ごとにPDFデータを送付してください。
- ※PDFデータの容量が大きくメールで送付できない場合は、別途大学設置室へ連絡ください。
- ※上記データをメール送信の際は『事前相談登録票』を添付し、本文に書類の郵送日を記入の上、メールにて案件登録を行ってください。

④データ提出先

メール送信の際は、件名を「【データ送付】〇〇大学（事前相談（〇月））」とし、大学設置室メールアドレス（d-secchi@mext.go.jp）宛にお送りください。

4 提出先・受付期間

高等教育局高等教育企画課大学設置室（住所等については本書 p.18 参照）

※短期大学及び高等専門学校に係る名称変更については、下記担当宛てに提出してください。

短期大学：大学振興課短期大学係

高等専門学校：専門教育課高等専門学校係

	受 付 期 間	結果伝達期間	受付対象となる 開設・変更年度
1	平成 31 年 1 月 21 日(月)～ 1 月 25 日(金)	平成 31 年 3 月 15 日(金)～ 3 月 22 日(金)	平成 32 年度
2	平成 31 年 4 月 22 日(月)～ 4 月 26 日(金)	平成 31 年 6 月中旬～下旬	
3	平成 31 年 6 月 24 日(月)～ 6 月 28 日(金)	平成 31 年 8 月中旬～下旬	平成 32 年度・ 平成 33 年度
4	平成 31 年 10 月 21 日(月)～ 10 月 25 日(金)	平成 31 年 12 月中旬～下旬	
5	平成 31 年 11 月 19 日(火)～ 11 月 25 日(月)	平成 32 年 1 月下旬～ 2 月上旬	平成 33 年度
6	平成 32 年 1 月 20 日(月)～ 1 月 24 日(金)	平成 32 年 3 月中旬～下旬	

【注意点】

- ・事前相談の結果「届出設置可」となった場合であっても、届出時の内容が事前相談時の内容から変更となった場合は、事前相談の結果が無効となることもありますので、事前相談に諮る際には計画を十分に検討し、確定した内容で書類を作成してください。
- ・事前相談の結果「届出設置可」となった場合であっても、届出時の内容のうち事前相談書類に記載されていない事項について法令に適合しないことが判明した場合は、事前相談の結果に関わらず、学校教育法第 4 条第 3 項に基づく措置命令等を行う場合があります。

- ・事前相談結果については、上記の結果伝達期間内にメールにてお知らせする予定です。期間を過ぎても連絡がない場合は、大学設置室までお問い合わせください。それ以外の場合では、「何日ごろに結果連絡が行われるか」といった御質問にはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。
- ・具体的な結果伝達期間については、決まり次第文部科学省の HP にてお知らせする予定です。

(文部科学省 HP 事前相談について)

トップ > 教育 > 大学・大学院, 専門教育 > 大学の設置認可・届出制度
> 運営委員会への事前相談

5 「教員審査の省略」及び「認可又は届出」の事前相談に係る書類作成方法

(1) 設置計画の概要

- ① 『事前相談事項』の項には、事前相談の内容に応じて、「教員審査の省略」又は「認可又は届出」と記入してください。

- ② 『計画の区分』の項には、新設する組織に応じて、以下の区分の別を記入してください。

- ・学部の設置
- ・短期大学の学科の設置
- ・学部の学科の設置
- ・研究科の設置
- ・研究科の専攻の設置
- ・研究科の専攻に係る課程の変更

- ③ 『新設学部等における教育研究上の目的、養成する人材像』及び『既設学部等における教育研究上の目的、養成する人材像』の項には、当該学部等において、

ア どのような人材を養成するのか

イ 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的

ウ 卒業後の進路等

をそれぞれ具体的に記入してください。まず、学部等に関するア及びイを記載した上で、アからウを学科ごとに記載してください。また、『既設学部等における教育研究上の目的、養成する人材像』の項には、今回設置する学部等と同一の種類及び分野の学位を授与している学部等について同様に記載してください。

- ④ 『新設学部等において取得可能な資格』及び『既設学部等において取得可能な資格』の項には、学科ごとに取得可能な資格について、

ア 国家資格か、民間資格か

イ 資格取得が可能なのか、受験資格が取得できるのか

ウ 資格取得が卒業（修了）要件なのか、追加して科目を履修する必要があるか等

をそれぞれ具体的に記入してください。なお、取得可能な資格が多い場合は、当該学部等の目的等を踏まえ、主な資格のみ記入してください。

- ⑤ 『新設学部等の概要』

ア 『新設学部等の名称』の項には、当該申請に係る学部等の名称を記入してください。

イ 『修業年限』、『入学定員』、『編入学定員』及び『収容定員』の項には、完成年度における状況を記入してください。なお、『編入学定員』の項は、編入学を行う年次ごとに記入してください。

ウ 『学位又は称号』の項には、当該学科等において授与する学位の名称を記入してください。

エ 『学位又は学科の分野』の項には、学位の種類及び分野の変更等に関する基準の別表第 1 又は別表第 2 に定める学位の分野のうち該当する分野を記入してください（本書 p.310 ～ 312 参照）。学位の分野が複数含まれる場合は、当該複数の分野を並列して記入してください。なお、構成分野が複数にまたがるが、主となる分野が存在する場合は、他の分野の要素があっても主となる分野のみを記入してください。学位の分野を特定しない学際領域の場合は、「学際領域」と記入してください。

オ 『開設時期』の項には、新設学部等を開設する時期を記入してください。

カ 『専任教員』の項には、完成年度において新設学部等に所属する専任教員の人数を、届出時又は申請時の所属学科等ごとに分類して記入してください。なお、他の大学や企業に所属している者を新たに採用する場合は「新規採用」として人数を記入してください。

⑥ 『既設学部等の概要』

ア 『既設学部等の名称』の項には、

(ア) 設置する学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等

(イ) 既設の学部から新設学部等の一部の専任教員が所属を移行する場合の当該既設学部等の名称

を学科等ごとに全て記入してください。

※ 既設学部等と異なる種類の学位を授与する新設学部等（例えば、「〇〇学部」→「△△研究科」など）へ専任教員が移行する場合については、当該既設学部等の名称をこの欄に記入する必要はありません。

イ 『修業年限』、『入学定員』、『編入学定員』、『収容定員』、『授与する学位等』及び『開設時期』の項については、上記⑤『新設学部等の概要』のイ～オを参考に、届出又は申請時の状況を記入してください。

ウ 『専任教員』の項には、新設する学部等の完成年度における所属ごとの人数を記入してください（異動のない場合も含む）。兼任教員になる等、専任教員でなくなる場合の所属は「その他」、退職をしている場合は「退職」と記入してください。

⑦ 『備考欄』は、「基本計画書（様式第 2 号（その 1 の 1）又は様式第 2 号（その 1 の 2）」の「同一設置者内における変更状況」（本書 p.36 参照）の記入方法に従って記入してください。

(2) 基礎となる学部等の改編状況

新設学部等の基礎となる既設学部等（上記(1)の⑥ア(ア)に該当する学部等）について、新設学部等の設置に至るまでの組織の改編状況を、設置認可された学部等まで遡って記載してください。

※ (イ)のみに該当する学科等については作成する必要はありません。

具体的な作成方法は、設置届出の際に作成する「基礎となる学部等の改編状況（様式第 2 号・別添 2）」（本書 p.68 参照）と同様です。なお、当該設置まで記入し、当該設置の「手続の区分」は「認可又は届出」としてください。

(3) 教育課程等の概要

以下の①～③の学部等における教育課程を、学部の学科、短期大学の学科（専攻課程を置く場合は、専攻課程）、研究科の専攻ごとに作成してください。

① 新設学部等

② 上記「(1)設置計画の概要」の⑥ア(ア)に該当する既設の学部等のうち、任意の 1 学科等。

ただし、新設する学部等の学位の分野が複数ある場合は、全ての分野を網羅するよう複数の学科等を作成してください。

※例えば、新設する学科の学位の分野を「文学関係、教育学・保育学関係」とする場合、「文学関係」の既設学科と「教育学・保育学関係」の既設学科の両方について作成してください。ただし、両方の分野を含む単独の既設学科がある場合は、当該 1 学科のみの作成でも構いません。

③ 通学課程と通信教育課程を併せ置く学部等に係る設置の場合は、設置前、設置後における両課程についてそれぞれ作成してください。

具体的な作成方法は、認可申請又は届出の際に作成する「教育課程等の概要（様式第 2 号（その 2 の 1）又は様式第 2 号（その 2 の 2））」（本書 p.70 ～ 76 参照）と同様です。

※既設の学部等については、新設する学部等の届出（予定）時のものが望ましいですが、作成が困難な場合は事前相談資料提出時点のものでも構いません。

※事前相談書類提出時までに兼担・兼任教員の配置が決まっていない場合は、「備考欄」の兼担・兼任教員数の記載欄は、「兼●」と記入してください。

(4) 授業科目の概要

新設する学部等において開設する全ての授業科目（一般教養科目（全学共通、学部共通科目を含む）を含む）及び研究指導の内容について、学科等ごとに作成してください。

具体的な作成方法は、認可申請又は届出の際に作成する「授業科目の概要（様式第 2 号（その 3 の 1）又は様式第 2 号（その 3 の 2））」（本書 p.77 ～ 80 参照）と同様です。

※事前相談書類提出時までに兼担・兼任教員が決まっていない場合は、兼担・兼任教員が担当するオムニバス方式の科目については、当該兼担・兼任教員の氏名に代わって、「兼担・兼任教員（担当者未定）」と記入してください。

(5) 教員名簿

新設する学部等において授業を担当する全ての教員予定者（授業科目を担当せず研究指導のみを行う教員を含む）の氏名等について、学部の学科、短期大学の学科（専攻課程を置く場合は、専攻課程）又は研究科の専攻ごとに作成してください。

具体的な作成方法は、認可申請又は届出の際に作成する「教員名簿〔教員の氏名等〕（様式第 3 号（その 2 の 1）又は様式第 3 号（その 2 の 2））」（本書 p.120 ～ 126 参照）と同様です。ただし、「月額基本給」及び「申請に係る大学等の職務に従事する週当たり平均日数」の欄は記入不要です。

※事前相談書類提出時までに兼担・兼任教員が決まっていない場合は、兼担・兼任教員の「氏名」、「年齢」、「保有学位等」及び「現職」の欄も記入不要です。

(6) 組織の移行表

学部等の設置等により、法人全体としてどのように組織が移行するのかを示した表を添付してください。

具体的な作成方法は、認可申請又は届出の際に作成する「基本計画書」に補足資料として添付する「組織の移行表」（本書 p.44 及び p.66 参照）と同様です。

※事前相談の対象となる新設学部等の「変更の事由」の欄は『学部の設置（認可又は届出）』などと記載してください。

6 「名称変更」の事前相談に係る書類作成方法

(1) 名称変更の概要

- ① 『計画の区分』の項には、以下の区分の別を記入してください。
 - ・大学（又は短期大学）の名称変更
 - ・学部の名称変更
 - ・短期大学の学科の名称変更
 - ・学部の学科の名称変更
 - ・研究科の名称変更
 - ・研究科の専攻の名称変更
- ② 『名称変更の内容』の項には、具体的な変更内容を記入してください。なお、計画の区分にかかわらず、大学名、学部名、学科名等については必ず全て記載してください。また、日本語名称だけでなく、英訳名称も記入してください。
- ③ 『新名称の対象年次』には、何年次の学生から変更後の名称を適用するかを記入してください。なお、名称変更は、学部等の設置といった「組織の新設」とは異なり、名称変更前後で目的や養成する人材像、教育課程、授与する学位の分野等に変更がない（すなわち、組織自体は同一のものとして存続する）ことが前提であるため、原則として全ての在学生（4年制の場合は「1～4年次」）に適用することとなります。一部の学年（例えば、名称変更以降に入学する学年）に適用する場合は、下記の『名称変更の理由』の項にて、その理由を具体的に説明してください。
- ④ 『名称変更の理由』の項には、当該名称変更を要する具体的な理由を記入してください。また、新名称の対象年次を一部の学年に限定する場合は、その理由（対象年次を全学年としない理由）も具体的に説明してください。
- ⑤ 『在校生への対応』の項には、当該名称変更に際して、学生や保護者等から同意を得ているのか否かについて記入してください。また、同意を得ている場合は、「いつ」、「どこで」、「誰に対して」、「どのような方法で」、「どの程度の」同意を得たか（又は得る予定か）等、具体的に記入してください。

(2) 設置時からの組織の変更状況

この書類は、名称変更しようとする学部等が認可又は届出により設置されて以降、当該学部等の同一性が確保されていることを確認するためのものです。当該学部等が認可又は届出により設置された時期を起点として、当該名称変更に至るまでの組織の変更状況を記入してください。

※ 当該名称変更が、大学の位置や法人名称等の変更に伴うものであり、学問分野や教育課程等と一切関連性がない場合は、本書類は不要です。

- ① 『開設又は変更時期』の項には、開設又は変更を行った時期を記入してください。
- ② 『変更内容』の項には、例えば、学部の名称変更であれば当該学部及び当該学部に設けられた学科（当該学部以下）全て、学部の学科の名称変更であれば当該学科のみについて記入してください。
- ③ 『学位又は学科の分野』の項には、各学科等において授与する学位の分野について、設置又は変更後の学位を、学位の種類及び分野の変更等に関する基準に従って記入してください。学位の分野が複数含まれる場合は、当該複数の分野を並列して記入してください。学位の分野を特定しない学際領域の場合は、「学際領域」と記入してください。
- ④ 『手続の区分』の項には、「設置認可」、「設置届出」、「名称変更」、「学則変更」、「学生募集停止」等の別を記入してください。ただし、収容定員に係る学則変更については記入不要です。

(3) 設置時からの教育課程の変更状況

この書類は、名称変更しようとする学部等が設置されて以降、当該学部等の同一性が確保されていることを、教育課程面から確認するためのものです。名称変更しようとする学部等が認可又は届出により設置された時期からの教育課程の変更状況について、学科等ごとに作成してください。

※ 当該名称変更が、大学の位置や法人名称等の変更に伴うものであり、学問分野や教育課程等と一切関連性がない場合は、本書類は不要です。

① 通学課程と通信教育課程を併せ置く学部等に係る名称変更の場合は、両課程についてそれぞれ作成してください。

② 基本的には、「教育課程等の概要(様式第2号(その2の1)又は様式第2号(その2の2))」の記入方法に従って作成しつつ、以下の点に留意してください。

ア 【設置時】には、当該学部等を設置した時期を()書きで記入してください。

イ 【平成27年4月】には、平成27年4月時点での教育課程について記入してください。
なお、平成27年4月時点が当該学部等の設置以前である場合は、記入の必要はありません。

※平成31年1月末提出の事前相談書類については、既に【平成26年4月】として作成済の場合、【平成27年4月】に修正せずそのまま【平成26年4月】として提出していただいて構いません。

ウ 【名称変更前】には、当該教育課程に変更となった時期を()書きで記入してください。

エ 【平成27年4月】の「変更内容」の項には【設置時】からの変更内容を、【名称変更前】の「変更内容」の項には【平成27年4月】からの変更内容を、【名称変更後】の「変更内容」の項には【名称変更前】からの変更内容(『新設』、『廃止』、『統合』、『分割』、『名称変更』等の別)を記入してください。なお、変更内容が『統合』や『分割』等の場合は、表と表の間に矢印を付すなどして、対応関係を分かりやすく示してください。

オ 設置時から名称変更前までの間に教育課程の変更がない場合は、【設置時】及び【名称変更後】のみ作成してください(【名称変更前】の作成は不要)。また、設置時から平成27年4月までの間に教育課程の変更がない場合は、【設置時】、【名称変更前】及び【名称変更後】のみ作成してください(【平成27年4月】の作成は不要)。

(4) 組織の移行表(事前相談)

名称変更等により、法人全体としてどのように組織が移行するのかを示した表を添付してください。

具体的な作成方法は、認可申請又は届出の際に作成する「基本計画書」に補足資料として添付する「組織の移行表」(本書 p.44 及び p.66)と同様です。

<作成例:学部の場合>

設置計画の概要

事項	記入欄																																																																																																																																																																																									
事前相談事項	認可又は届出																																																																																																																																																																																									
計画の区分	学部の設置																																																																																																																																																																																									
フリガナ	カッコウホウジン トラノモンガクエン																																																																																																																																																																																									
設置者	学校法人 虎ノ門学園																																																																																																																																																																																									
フリガナ	トラノモンダイガク																																																																																																																																																																																									
大学の名称	虎ノ門大学 (University of Toranomon)																																																																																																																																																																																									
新設学部等における教育研究上の目的、養成する人材像	国際関係学部 ア イ 国際文化学科 ア イ ウ 国際開発学科 ア イ ウ																																																																																																																																																																																									
既設学部等における教育研究上の目的、養成する人材像	※ 上記「新設学部等」の欄と同様に記載してください。																																																																																																																																																																																									
新設学部等において取得可能な資格	【国際関係学部 国際文化学科】 ・ 中学・高校教員1種 (国語, 社会) ア 国家資格, イ 資格取得可能 ウ 卒業要件単位に含まれる科目のほか, 教職関連科目の履修が必要 ・ 図書館司書 ア 国家資格, イ 資格取得可能 ウ 卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得可能だが, 資格取得が卒業の必須条件ではない。 【国際関係学部 国際開発学科】 ・ 中学・高校教員1種 (国語, 社会) ア 国家資格, イ 資格取得可能 ウ 卒業要件単位に含まれる科目のほか, 教職関連科目の履修が必要																																																																																																																																																																																									
既設学部等において取得可能な資格	※ 上記「新設学部等」の欄と同様に記載してください。																																																																																																																																																																																									
新設学部等の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">新設学部等の名称</th> <th rowspan="2">修業 年限</th> <th rowspan="2">入学 定員</th> <th rowspan="2">編入学 定員</th> <th rowspan="2">収容 定員</th> <th colspan="2">授与する学位等</th> <th rowspan="2">開設時期</th> <th colspan="3">専任教員</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>学位又は 称号</th> <th>学位又は 学科の分野</th> <th>異動元</th> <th>助教 以上</th> <th>うち 教授</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">国際関係学部 [Faculty of xxx]</td> <td>国際文化学科 [Department of xxx]</td> <td>4</td> <td>80</td> <td>-</td> <td>320</td> <td>学士 (国際文化学) [Bachelor of xxx]</td> <td>文学関係</td> <td>平成32年 4月</td> <td>文学部歴史文化学科</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>文学部言語学科</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>法学部法律学科</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>国際開発学科 [Department of xxx]</td> <td></td> <td></td> <td>3年次</td> <td></td> <td>学士 (国際開発学) [Bachelor of xxx]</td> <td>文学関係</td> <td>平成32年 4月</td> <td>文学部歴史文化学科</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>文学部言語学科</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>経済学部経済学科</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> 英文名称を記載ください。 新設学部等のみ記載してください。既設学部等は下段に記載してください。 専任教員数は、新設学部等の完成年度における人数を記載してください。「既設学部等の概要」の人数に対応している必要があります。	新設学部等の名称		修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	授与する学位等		開設時期	専任教員					学位又は 称号	学位又は 学科の分野	異動元	助教 以上	うち 教授	国際関係学部 [Faculty of xxx]	国際文化学科 [Department of xxx]	4	80	-	320	学士 (国際文化学) [Bachelor of xxx]	文学関係	平成32年 4月	文学部歴史文化学科	5	3									文学部言語学科	4	2									法学部法律学科	1	1									計	10	6	国際開発学科 [Department of xxx]			3年次		学士 (国際開発学) [Bachelor of xxx]	文学関係	平成32年 4月	文学部歴史文化学科	2	1										文学部言語学科	3	1										経済学部経済学科	3	3										計	2	1											10	6																																																														
新設学部等の名称		修業 年限	入学 定員					編入学 定員	収容 定員		授与する学位等		開設時期	専任教員																																																																																																																																																																												
				学位又は 称号	学位又は 学科の分野	異動元	助教 以上			うち 教授																																																																																																																																																																																
国際関係学部 [Faculty of xxx]	国際文化学科 [Department of xxx]	4	80	-	320	学士 (国際文化学) [Bachelor of xxx]	文学関係	平成32年 4月	文学部歴史文化学科	5	3																																																																																																																																																																															
									文学部言語学科	4	2																																																																																																																																																																															
									法学部法律学科	1	1																																																																																																																																																																															
									計	10	6																																																																																																																																																																															
	国際開発学科 [Department of xxx]			3年次		学士 (国際開発学) [Bachelor of xxx]	文学関係	平成32年 4月	文学部歴史文化学科	2	1																																																																																																																																																																															
									文学部言語学科	3	1																																																																																																																																																																															
									経済学部経済学科	3	3																																																																																																																																																																															
									計	2	1																																																																																																																																																																															
										10	6																																																																																																																																																																															
既設学部等の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">既設学部等の名称</th> <th rowspan="2">修業 年限</th> <th rowspan="2">入学 定員</th> <th rowspan="2">編入学 定員</th> <th rowspan="2">収容 定員</th> <th rowspan="2">学位 称号</th> <th rowspan="2">学科 分野</th> <th rowspan="2">開設時期</th> <th colspan="3">専任教員</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>異動元</th> <th>助教 以上</th> <th>うち 教授</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">文学部</td> <td>歴史文化学科 (廃止)</td> <td>4</td> <td>60</td> <td>-</td> <td>240</td> <td>学士 (文学)</td> <td>文学関係</td> <td>昭和40年 4月</td> <td>国際関係学部国際文化学科</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>国際関係学部国際開発学科</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>その他</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>退職</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">法学部</td> <td>法律学科</td> <td>4</td> <td>150</td> <td>-</td> <td>600</td> <td>学士 (法学)</td> <td>法学関係</td> <td>昭和40年 4月</td> <td>国際関係学部国際文化学科</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>国際関係学部国際開発学科</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>その他</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>退職</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>9</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">経済学部</td> <td>経済学科</td> <td>4</td> <td>120</td> <td>3年次 10</td> <td>500</td> <td>学士 (経済学)</td> <td>経済学関係</td> <td>昭和45年 4月</td> <td>国際関係学部国際文化学科</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>法学部法律学科</td> <td>15</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>その他</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>退職</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>18</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> 新設学部等の設置届出時における既設学部等の状況を記載してください。募集停止される場合は、(廃止)と記載してください。 新設学部等の完成年度における所属先の学部等名・人数を記載してください。 「基本計画書(様式第2号(その1の1)又は様式第2号(その1の2))」の「同一設置者内における変更状況」の記入方法に従って記入してください。	既設学部等の名称		修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位 称号	学科 分野	開設時期	専任教員					異動元	助教 以上	うち 教授	文学部	歴史文化学科 (廃止)	4	60	-	240	学士 (文学)	文学関係	昭和40年 4月	国際関係学部国際文化学科	5	3									国際関係学部国際開発学科	2	1									その他	1	1									退職	1	1									計	9	6	法学部	法律学科	4	150	-	600	学士 (法学)	法学関係	昭和40年 4月	国際関係学部国際文化学科	4	2									国際関係学部国際開発学科	3	1									その他	1	1									退職	1	1									計	9	5	経済学部	経済学科	4	120	3年次 10	500	学士 (経済学)	経済学関係	昭和45年 4月	国際関係学部国際文化学科	1	1									法学部法律学科	15	6									その他	1	1									退職	1	1									計	18	9
既設学部等の名称		修業 年限	入学 定員								編入学 定員	収容 定員	学位 称号	学科 分野	開設時期	専任教員																																																																																																																																																																										
				異動元	助教 以上	うち 教授																																																																																																																																																																																				
文学部	歴史文化学科 (廃止)	4	60	-	240	学士 (文学)	文学関係	昭和40年 4月	国際関係学部国際文化学科	5	3																																																																																																																																																																															
									国際関係学部国際開発学科	2	1																																																																																																																																																																															
									その他	1	1																																																																																																																																																																															
									退職	1	1																																																																																																																																																																															
									計	9	6																																																																																																																																																																															
法学部	法律学科	4	150	-	600	学士 (法学)	法学関係	昭和40年 4月	国際関係学部国際文化学科	4	2																																																																																																																																																																															
									国際関係学部国際開発学科	3	1																																																																																																																																																																															
									その他	1	1																																																																																																																																																																															
									退職	1	1																																																																																																																																																																															
									計	9	5																																																																																																																																																																															
経済学部	経済学科	4	120	3年次 10	500	学士 (経済学)	経済学関係	昭和45年 4月	国際関係学部国際文化学科	1	1																																																																																																																																																																															
									法学部法律学科	15	6																																																																																																																																																																															
									その他	1	1																																																																																																																																																																															
									退職	1	1																																																																																																																																																																															
									計	18	9																																																																																																																																																																															
【備考欄】	平成31年6月 収容定員の変更に係る学則変更認可申請予定 国際関係学部(平成31年6月届出予定) 国際文化学科[定員増](80) 国際開発学科[定員増](120) (3年次編入学定員)(10) 経済学部 経済学科[定員減](△10) 法学部 法律学科[定員増](10) 文学部 歴史文化学科(廃止)(△60)																																																																																																																																																																																									

<作成例:大学院の場合>

設置計画の概要

事項		記入欄										
事前相談事項		認可又は届出										
計画の区分		研究科の設置										
フリガナ		ガッコウホウジン トラノモンガクエン 学校法人 虎ノ門学園										
フリガナ		トラノモンダイガク ダイガクイン 虎ノ門大学大学院 (Graduate school of Toranomon)										
新設学部等における教育研究上の目的、養成する人材像		教育学研究科 ア イ 教育学専攻(M) ア イ ウ										
既設学部等における教育研究上の目的、養成する人材像		※ 上記「新設学部等」の欄と同様に記載してください。										
新設学部等において取得可能な資格		【教育学研究科 教育学専攻】 ・中学・高校教員専修（国語，社会） ア 国家資格，イ 資格取得可能 ウ 卒業要件単位に含まれる科目のほか，教職関連科目の履修が必要										
既設学部等において取得可能な資格		※ 上記「新設学部等」の欄と同様に記載してください。										
新設学部等の概要	新設学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設時期	専任教員		
							学位又は称号	学位又は学科の分野		異動元	助教以上	うち教授
	教育学研究科 [Graduate school of %%%]	教育学専攻(M) [Studies in \$\$\$]	2	10	-	20	修士 (教育学) 【Master of ###】	教育学・保育学関係	平成32年 4月	児童学研究科児童学専攻(M) 教育学部教育学科 新規採用	5 4 1	3 2 1
										計	10	6
既設学部等の概要	既設学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設時期	専任教員		
							学位又は称号	学位又は学科の分野		異動先	助教以上	うち教授
	児童学研究科 (廃止)	児童学専攻(M)	2	10	-	20	修士 (児童学)	教育学・保育学関係	平成16年 4月	教育学研究科教育学専攻(M) その他 退職	5 1 1	3 1 1
										計	7	5
【備考欄】												
該当なし。												

<作成例>

この書類の作成に当たっては、本書p.69～75も必ず参照してください。

(市県立大学等設置基準(平成14年))

教 育 課 程 等 の 概 要														
(法学部法学科)														
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
専門基礎科目	●●●●概論	1前	2			○			1	1				兼2 兼● 兼1 兼1 兼2 兼2 兼1 集中 兼1 オムニバス・共同(一部)
	○○○概論(基礎)	1前	2			○			2	1				
	◇◇◇◇	1・2後		2		○								
	△△△論Ⅰ(基礎)	1・2前		2		○								
	△△△論Ⅱ(応用)	1・2後		2		○								
	△△△論Ⅲ(発展)	2・3前		2		○								
	×××論	2前		2		○								
	\$ \$ \$学	2前		2		○								
	% % %学	2前		2		○					1			
	# # #史	1・2後		2		○					1			
	* * *法	1・2後		2		○								
	◎◎◎法	2・3後		2		○								
	△△△史	1・2前		2		○				1		1		
	○○○概論	1・2後		2		○					1			
	○○○総論	1・2前		2		○								
	△▼△論	1・2後		2		○			1	1		1		
	×××Ⅰ(基礎)	1・2前	2			○			1					
	×××Ⅱ(応用)	2・3後	2			○			2					
	■ ■ ■基礎演習	2後	2			○			2					
小計(19科目)	—	10	28	0	—			6	3	2	2	0	兼●	
専門応用科目	○○○概論(応用)	3後	2			○			2					メディア メディア メディア 兼2 兼2 兼1 ※実験 ※実験
	■ ■ ■■論	2・3後	2			○			1	1				
	○○○法	2・3前		2		○				1				
	◇◇◇法	2・3前		2		○				1		1		
	◇◇◇史	3・4前		2		○					1			
	▼▼▼総論	3・4前	2			○			1					
	□□□学	3・4後		2		○								
	\$ \$ \$論	3・4後		2		○								
	▽▽▽学	3後		2		○								
	# # #学(応用)	4後		2		○			1	1				
	○○○研究	3後		2			○		3					
	×××研究	3後		2			○		2	1				
	□□□発展演習	4後		2			○		3					
	■ ■ ■発展演習	4後		2			○		2	1				
	◆ ◆ ◆発展演習	4後		2			○		3					
小計(15科目)	—	6	24	0	—			9	4	1	1	0	兼3	
総合演習	3通	4				○		9	2					
卒業論文	4通	4				○		9	2					
小計(2科目)	—	8	0	0	—			9	4	0	0	0	—	
合計(36科目)		—	○○	○○	○○	—			10	6	2	2	0	兼11
学位又は称号		学士(法律学)		学位又は学科の分野		法学関係								
卒業要件及び履修方法								授業期間等						
必修科目24単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限:○○単位(年間))								1学年の学期区分		2学期				
								1学期の授業期間		15週				
								1時限の授業時間		90分				

届出又は申請を行った際、事前相談を受けた内容と変更があった場合は、事前相談の結果は無効になる場合がありますので、教育課程等の内容が確定した時点で事前相談を行ってください。

「設置する学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等」の教育課程等の概要についても、忘れずに添付してください。

<作成例>

名 称 変 更 の 概 要

事 項	記 入 欄
計 画 の 区 分	学部及び学部の学科の名称変更
フ リ ガ ナ 設 置 者	ガッコウホリモン トランモンガク 学校法人 虎ノ門学園
フ リ ガ ナ 大 学 の 名 称	トランモンガク 虎ノ門大学 (University of Toranomom)
名 称 変 更 の 内 容	(現在の名称) 〇〇学部 英訳名 () □□学科 英訳名 () ☆☆学科 英訳名 () (変更後の名称) ◎◎学部 英訳名 () △△学科 英訳名 () ☆☆学科 英訳名 ()
名 称 変 更 の 時 期	平成 年 月 日
新名称の対象年次	第1～4年次
名 称 変 更 の 理 由	当該名称変更の際して、いつ、どのような手段により、学生や保護者等から同意を得たか又は得る予定かについて、具体的に記載してください。
在 校 生 へ の 対 応	名称変更を要する具体的な理由及び変更前後の教育課程の同一性について記入してください。なお、1年次から変更後の名称を適用する場合は、その具体的な理由についても説明してください。 大学名を変更する場合は、構成する全ての学部・学科名を記載してください。 学部名の変更であれば、当該学部を構成する学科名を全て記載してください。 学科名を変更する場合は、当該学科の学部名も記載してください。

<作成例>

設 置 時 か ら の 組 織 の 変 更 状 況

開設又は 変更時期	変 更 内 容	学 位 又 は 学 科 の 分 野	手続きの区分
平成8年4月	社会福祉学部社会福祉学科 設置	社会学・社会福祉学関係	設置認可(学部)
	社会福祉学部福祉心理学科 設置	文学関係 社会学・社会福祉学関係	
平成13年4月	社会福祉学部社会福祉学科のカリキュラム変更	社会学・社会福祉学関係	学則変更
	保健医療学部臨床検査学科 設置	保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)	設置認可(学部)
	社会福祉学部福祉心理学科の学生募集停止	—	学生募集停止(学科)
平成19年4月	社会福祉学部保健福祉学科 設置	社会学・社会福祉学関係 保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)	設置届出(学科)
平成32年4月	社会福祉学部 → 総合福祉学部 保健福祉学科 → 医療福祉学科	社会学・社会福祉学関係 保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)	名称変更(学部)

名称を変更しようとする学部等が認可又は届出により設置された時期を起点として、名称変更に至るまでの組織の変更状況を記載してください。

「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」の別表第一の分野を記載してください。

※当該名称変更が、大学の位置や法人名称の変更に伴うものであり、かつ学問分野や教育課程等と一切関連性がない場合は、本書類は不要です。

<作成例>

設置時からの教育課程の変更状況

【設置時（昭和〇〇年4月）】

(法学部法律学科)				
科目区分	授業科目の名称	単位数	必修	選択
共通教育科目	●●●●入門 ○○○史	2	2	
	???論 ΣΣΣ学			
	@@@学	2		
	△△△法	2		
	▲▲▲法	2		
外国語科目	○○語	2		
	××語	2		
体育	スポーツ実技(■)	2		
	スポーツ実技(▼)	2		
専門基礎科目	●●●●概論 △△△総論	2		
	×××論 ΣΣΣ学	2		
	%%%学	2		
	###史	2		
	***法	2		
	@@@法	2		
	○○○概論 ○○○総論	2		
	×××Ⅰ(基礎) ×××Ⅱ(応用)	2		
	■■■基礎演習	2		
	小計(19科目)	10	28	0
	○○○概論(応用) ■■■論	2		
	○○○法 ○○○法	2		
	○○○法	2		
	▼▼▼総論 □□□学	2		
	ΣΣΣ論 ▽▽▽学	2		
専門応用科目	###学(応用)	2		
	○○○研究 ×××研究	2		
	◆◆◆発展演習	2		
	小計(15科目)	6	24	0
	総合演習 卒業論文	4		
	小計(2科目)	8	0	0
	合計(12科目)	○○	○○	○○
	学位又は学科の分野	法学関係		
	卒業要件及び履修方法			
	必修科目24単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限：○○単位(年間))			

【平成27年4月】

(法学部法律学科)				
科目区分	授業科目の名称	単位数	必修	選択
共通教育科目	ΣΣΣ学	2		
	@@@学	2		
	△△△法	2		
	%%%学	2		
	○○語	2		
外国語科目	××語	2		
	◆◆◆語	2		
体育	スポーツ実技			
	スポーツ実技			
専門基礎科目	●●●●概論 △△△論Ⅰ(基礎) △△△論Ⅱ(発展) △△△論Ⅲ(応用)	2		
	×××論	2		
	¥¥¥学	2		
	%%%学	2		
	###史	2		
	***法	2		
	@@@法	2		
	○○○論	2		
	×××Ⅰ(基礎) ×××Ⅱ(応用)	2		
	■■■基礎演習	2		
	小計(19科目)	10	28	0
	○○○概論(応用) ■■■論	2		
	○○○法 ○○○法	2		
	○○○法	2		
	○○○史 ▼▼▼総論	2		
専門応用科目	□□□学 ΣΣΣ論 ▽▽▽学	2		
	###学(応用)	2		
	○○○研究 ×××研究	2		
	◆◆◆発展演習	2		
	小計(15科目)	6	24	0
	総合演習 卒業論文	4		
	小計(2科目)	8	0	0
	合計(12科目)	○○	○○	○○
	学位又は学科の分野	法学関係		
	卒業要件及び履修方法			
	必修科目24単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限：○○単位(年間))			

【名称変更前（平成〇〇年4月）】

(法学部法律学科)				
科目区分	授業科目の名称	単位数	必修	選択
共通教育科目	ΣΣΣ学	2		
	@@@学	2		
	△△△法	2		
	%%%学	2		
	○○語	2		
外国語科目	××語	2		
	◆◆◆語	2		
体育	スポーツ実技			
	スポーツ実技			
専門基礎科目	●●●●概論 △△△論Ⅰ(基礎) △△△論Ⅱ(発展) △△△論Ⅲ(応用)	2		
	×××論	2		
	○○○論	2		
	×××Ⅰ(基礎) ×××Ⅱ(応用)	2		
	■■■基礎演習	2		
	小計(19科目)	10	28	0
	○○○概論(応用) ■■■論	2		
	○○○法 ○○○法	2		
	○○○法	2		
	○○○史 ▼▼▼総論	2		
専門応用科目	□□□学 ΣΣΣ論 ▽▽▽学	2		
	###学(応用)	2		
	○○○研究 ×××研究	2		
	◆◆◆発展演習	2		
	小計(15科目)	6	24	0
	総合演習 卒業論文	4		
	小計(2科目)	8	0	0
	合計(12科目)	○○	○○	○○
	学位又は学科の分野	法学関係		
	卒業要件及び履修方法			
	必修科目24単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限：○○単位(年間))			

【名称変更後】

(法学部法学科)				
科目区分	授業科目の名称	単位数	必修	選択
共通教育科目	トトト論 @@@学	2		
	△△△法	2		
	%%%学	2		
	○○語	2		
	実践○○語	2		
外国語科目	××語	2		
	◆◆◆語	2		
体育	スポーツ実技			
	スポーツ実技			
専門基礎科目	●●●●概論 △△△論Ⅰ(基礎) △△△論Ⅱ(発展) △△△論Ⅲ(応用)	2		
	×××論	2		
	¥¥¥学	2		
	%%%学	2		
	###史	2		
	***法	2		
	@@@法	2		
	○○○論	2		
	×××Ⅰ(基礎) ×××Ⅱ(応用)	2		
	■■■基礎演習	2		
	小計(19科目)	10	28	0
	○○○概論(応用) ■■■論	2		
	○○○法 ○○○法	2		
	○○○法	2		
	★★★法 ○○○史	2		
専門応用科目	▼▼▼総論 □□□学	2		
	ΣΣΣ論 ☆☆☆学	2		
	○○○研究 ×××研究	2		
	◆◆◆発展演習	2		
	小計(15科目)	6	24	0
	総合演習 卒業論文	4		
	小計(2科目)	8	0	0
	合計(12科目)	○○	○○	○○
	学位又は学科の分野	法学関係		
	卒業要件及び履修方法			
	必修科目24単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限：○○単位(年間))			

※当該名称変更が、大学の位置や法人名称の変更に伴うものであり、かつ学問分野や教育課程等と一切関連性がない場合は、本書類は不要です。

【設置】事前相談登録票

[illegible]

【名称変更】

変更区分 ※リストより選択	大 学 名	現行名称	→	変更後	名称変更の理由	変更予定時期	学位又は学科の分野 ※リストより選択 (測セルにて記載要)	当該学部等の直近の事前相談の有無及び結果伝達を受けた時期	事前相談にて付された意見への対応 ※本欄には簡潔に記載してください。	担当者氏名 (所属)	電話番号	FAX番号	メールアドレス	
私立 ※リストより選択	丸の内大学 (学校法人丸の内学園)	法学部		法学部	○		法学	H28. 8	○	◆ ◆ ◆ （事務局総務課）	XXX-XXX-XXXX	XXX-XXX-XXXX	XXXXXXXXXXXX@XXX.ac.jp	
		法学部		法学部			H30. 4. 1			○				
		法学部		法学部						○				
		法学部		法学部						○				
		法学部		法学部						○				
		法学部		法学部						○				

記 載 例

○私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について

「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出について（通知）」（平成 28 年 12 月 27 日 高等教育局長通知）において定められた、私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出書類の作成に当たっては、以下の点に留意して作成してください。

1 基本計画書の記載方法について（共通部分）

- ・基本計画書の「新設学部等の概要」とあるのは「届出学部等の概要」と、「新設学部等の名称」とあるのは「届出学部等の名称」と、「新設分」とあるのは「届出分」と読み替えてください。
- ・基本計画書の記載方法は、本手引（本書 p.34 以降）を参照してください。

2 私立大学の学長の決定の届出について

- ・学長が再任された場合等も含め前学長としての任期が満了し、新しく任期が定められた場合には、本届出を提出してください。（※学長代行等、学長以外の場合については届出は不要です。）
- ・提出時期について「学長を決定した時」とありますが、学長の就任（例えば 4 月 1 日等）の後に提出するのではなく、学長を決定する機関において最終的に決定された後速やかに提出することに留意してください。

3 公私立大学等の目的、名称、位置の変更の届出について

- ・「ア 私立大学等の目的の変更」又は「イ 公私立大学等の名称の変更」における「変更の事由及び時期を記載した書類」については、変更の事由、変更の時期及び基本計画書の「設置者」から「新設学部等の概要」の欄までの内容（設置者、大学の名称、大学本部の位置、新設学部等の概要（名称、修業年限、入学定員、編入学定員、収容定員、学位又は称号、開設時期及び開設年次、所在地））を任意の様式に記入してください。
- ・「イ 公私立大学等の名称の変更」とは、学部等の設置とは異なり、原則として既存の教育課程等の変更を伴わない、名称のみの変更を指します。本手続の前に、本手続によることの可否について判断するため、大学設置・学校法人審議会の「事前相談」に諮っていただくようお願いいたします。
- ・「ウ 公私立大学等の位置の変更」については、大学の本部の位置の変更の場合と理解してください。単に学部等の位置を別のキャンパスへ変更する際には、「3 外国等への位置の変更」の場合を除き、届出の必要はありません。ただし、新しくキャンパスを開設する場合や、新たに校地・校舎等を取得する場合には、別途「4 校地・校舎等の変更等の届出」の提出が必要であることに留意してください。
- ・「ウ 公私立大学等の位置の変更」の場合は、基本計画書の「計画の区分」の欄、「大学の目的」から「教員以外の職員の概要」までの各欄、「専任教員研究室（新設学部等の名称の欄のみ）」の欄、「図書・設備」の欄、「図書館」の欄、「体育館」の欄、「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄及び「附属施設の概要」の欄は記入不要です。なお、「既設大学等の状況」の欄について、位置の変更後「所在地」が変更する学部等については、届出時の所在地を記入するとともに、変更

後の所在地についても、（【変更後】〇〇県△△市・・・）のように括弧で記入してください。

4 外国等への位置の変更について

- ・本届出は、「2 位置の変更の届出」と異なり、大学の学部や研究科等の組織の位置の変更が含まれていることに留意してください。
- ・基本計画書の「専任教員研究室（新設学部等の名称の欄のみ）」の欄、「図書・設備」の欄、「図書館」の欄及び「体育館」の欄は記入不要です。
- ・基本計画書の「教員組織の概要」及び「教員以外の職員の概要」の各欄には、位置の変更後の数を記入し、括弧の中には位置の変更前の数を記入してください。

5 校地・校舎等の変更等の届出について

- ・本届出は、直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利の取得、処分等（借用の場合を含む）の場合に提出が必要なものです。主な例としては、新しくキャンパスを設置する場合や、校舎を建て替える等の場合における建物の権利の取得の場合等が挙げられますが、直接教育の用に供さない遊休地等の取得の場合等には、本届出は不要です（参照：「校地・校舎の変更の届出について」（私学部参事官室）（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/008/001.htm））。校地面積や校舎面積の考え方については、参事官室に提出するものと一部異なっている部分がありますので、本書 p.47 を参照の上、提出してください。
- ・本書 p.47 で示す校地面積や校舎面積に係る部分に該当しない土地、建物の取得については、参事官室に提出する場合であっても、大学設置室への届出は不要です。
- ・平成 22 年通知から新様式となりましたので、提出の際には留意してください。
- ・「土地の面積」及び「建物の面積」には、校地面積、校舎面積が関係する取得・処分等する土地・建物の面積（登記簿上の面積が想定されます）を記載してください。
- ・「うち校地面積」、「土地のうち校地に係る面積」、「うち校舎面積」、「建物のうち校舎に係る面積」については、当該土地、建物の面積のうち、本書 p.47 で示す校地面積や校舎面積の考え方に従って記載してください（「土地の面積」、「建物の面積」と「校地面積」、「校舎面積」が同数であれば、その数を記載してください）。
- ・「既設大学等の状況」は、当該大学の全ての学部、研究科等について記入してください。

6 公私立大学等の学則の変更の届出について

- ・「イ 公立大学の学部の国際連携学科の設置」の場合、記載方法の詳細は「国際連携学科等の設置の認可申請に係る提出書類の作成の手引」を参照してください。
- ・専攻科又は別科の設置の場合に、12 月末までに課程認定がなされず、課程認定がなされなかったならば当該専攻科又は別科の設置をしない場合（課程認定の有無にかかわらず設置する場合は従前通り 12 月末までに提出すること）には、学則変更予定書を提出した上で、課程認定がされ次第届出書を提出してください（届出書が提出されることにより当該専攻科又は別科が設置されることになりますので、予定書のみを提出した大学は設置の前年度中に届出書が提出されない場合には、予定書が取り下げられたものとみなされます。ただし、課程認定がなされず予定書を取り下げる場合にも速やかに連絡してください）。
- ・専攻科の届出について、専攻科の基礎となる学部、学科等がある場合には、「届出学部等の名称

等」の欄中、「備考」の欄に当該学部、学科等の名称を記入してください。

- ・「オ 公立大学の学部学科又は公立短期大学の学部、公立高等専門学校の学部学科の収容定員の変更に伴うもの」及び「カ 公私立大学の大学院の研究科の専攻の収容定員の変更に伴うもの」の場合、基本計画書の記載方法は、私立大学の収容定員に係る学則変更届出の場合に準じてください。
- ・「ケ 上記及び手続規則第1条に掲げる事項以外の学校教育法施行規則第4条第1項各号に掲げるものに係る学則変更」とは、主に教育課程の変更や、学部の学科にコース等を置く場合等が挙げられますが、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」第1条に掲げる事項については、認可申請や設置届出等の手続が必要であることに留意してください。

7 公私立大学又は短期大学の通信教育に関する規程の変更について

- ・変更の事由及び時期を記載した書類については、変更の事由、変更の時期及び基本計画書の「設置者」から「届出学部等の概要」の欄までの内容（設置者、大学の名称、大学本部の位置、届出学部等の概要）を任意の様式に記入してください。

8 学生募集停止の報告について

- ・特に大学・短期大学の廃止の場合には、社会的な影響が大きいことに鑑み、学内における意思決定後速やかに報告を行うようお願いします。
- ・学生募集を停止する場合には、学生、教職員等関係者の理解を十分得るよう努めてください。
- ・平成22年通知より、「2 募集停止により入学する者がいなくなる最初の年度又は時期」（年度としては翌年度、時期としては翌年の4月1日が通常想定されます）、「6 募集停止を開始する時期（一般に公表する時期）」（通常理事会の決議後の日が想定されます）の記入が必要となっていることに留意してください。
- ・別紙様式4の注④にもありますが、学生募集停止により、当該学部等の根拠規定を学則等からすべて消去してしまうのではなく、学部等が廃止されるまでの間は何らかの形で学則上に記載すること（又は学則上当該学部等が廃止されるまで存在しておくこと）が必要であることに留意してください。
- ・学生募集停止の報告を提出する際には、収容定員変更（減少）の学則変更手続も必ず行うようにしてください（学生募集停止の報告と収容定員変更の学則変更手続は提出時期が異なるため、それぞれの提出時期に提出してください。）。

9 別紙様式2の根拠条文について

- ・根拠条文については、公立大学（公立大学法人）の名称の変更、位置の変更、学則の変更の場合（通知本文2、5の手続）には、「学校教育法施行令第26条第1項」、公立大学（公立大学法人）の通信教育に関する規定の変更の場合（通知本文6の手続）には、「学校教育法施行令第27条」、私立大学の学則変更等の場合（通知本文2、3、4、5、6の手続）には、「学校教育法施行規則第2条」としてください。

※書類郵送の際の留意点

郵送の際には、書類の整理の都合上、封筒の表面に、例えば【学長の決定の届出(1)、目的、名

称，位置の変更（２ア，２イ，２ウ），位置の変更(3)，校地・校舎等の変更(4)，学則変更の届出（５ア，５イ，５ウ，５エ，５オ，５カ，５キ，５ケ），通信教育に関する規程の変更(6)，学生募集停止の報告(7)】のように，内容と通知における項目番号も併せて記載いただきますよう，御協力よろしくお願いいたします。

特に，公立大学が５ア，５イ，５エの手続をする場合，公私立大学が５カ，５キの手続をする場合には，赤字等で目立つように記載をお願いいたします。

28文科高第875号
平成28年12月27日

各 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学を設置する各学校法人の理事長 殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
高等専門学校を設置する各地方公共団体の教育委員会教育長
高等専門学校を設置する各学校法人の理事長

文部科学省高等教育局長
常 盤 豊

私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）

標記のことについては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第10条、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第26条第1項、第27条、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第2条及び第19条に基づき、文部科学大臣へ届け出ることとされていますが、平成29年1月1日以降（5の①のクにあっては、平成29年4月2日以降）は、下記のとおり取り扱うこととしましたので事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

なお、本通知に伴い、「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（27文科高第862号、平成28年2月1日付け高等教育局長通知）」は、平成28年12月31日付けで廃止します。

記

- 1 私立（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条に基づき学校教育法第2条の特例として学校設置会社により設置される場合を含む。以下同じ。）の大学（短期大学を除く。以下同じ。）、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の学長（高等専門学校にあっては校長。以下同じ。）の決定（再任の場合を含む。）の届出

- ① 提出書類
 - ア 届出書（別紙様式1）
 - イ 新学長の履歴書
- ② 提出時期 学長を決定したとき。
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出先
 - ア 大学
高等教育企画課大学設置室
 - イ 短期大学
大学振興課短期大学係

ウ 高等専門学校
専門教育課高等専門学校係

2 公私立大学等の目的（公立大学等を除く。）、名称、位置の変更（単なる住居表示の変更のみに係るものを除く。）の届出

① 届出の種類

ア 私立大学等の目的の変更

イ 公私立大学等の名称の変更（大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻、短期大学の学科又は高等専門学校の学科の名称の変更を含む。）

ウ 公私立大学等の位置の変更（二以上の校地において教育を行う場合にあっては、学長室若しくは校長室が設置され、又は表簿が備え付けられている等、当該大学等の管理に関して主たる機能を有する校地が移転する場合を「位置の変更」という。）

② 提出書類

ア 上記①の届出のうちア及びイ

（1）届出書（別紙様式2）

（2）変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

（3）学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

イ 上記①の届出のうちウ

（1）届出書（別紙様式2）

（2）変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

（3）基本計画書（「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」（平成18年文部科学省令第12号。以下「手続規則」という。）別記様式第2号をいう。以下同じ。）の（その1の1）又は（その1の2）

（4）校地校舎等の図面（①最寄りの駅からの距離並びに当該大学等の学生が通常使用する当該最寄りの駅からの交通手段及び時間等を示した図面、②校舎及び運動場等の配置図、③校舎の平面図）

③ 提出時期

ア 上記①の届出のうちア

変更しようとする年度の前々年度の3月1日から前年度の12月31日まで。ただし、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとするとき。

イ 上記①の届出のうちイ及びウ

変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。ただし、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとするとき。

④ 提出部数 1部

⑤ 提出先

ア 公立大学

上記①のイ 高等教育企画課大学設置室

上記①のウ 大学振興課公立大学係

イ 私立大学

高等教育企画課大学設置室

ウ 短期大学

大学振興課短期大学係

エ 高等専門学校

専門教育課高等専門学校係

3 私立の大学の学部，大学院の研究科，短期大学の学科その他の組織の位置を，我が国から外国に，外国から我が国に，又は一の外国から他の外国に変更するときの届出

① 提出書類

(1) 届出書（別紙様式2）

(2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

(3) 基本計画書の（その1の1）又は（その1の2）

(4) 校地校舎等の図面（①当該組織が設置される国及び行政区画等の位置を示した図面，②校舎及び運動場等の配置図，③校舎の平面図（当該届出に係る学部等が使用する部分を明確に示したもの））

(5) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

② 提出時期

変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。ただし，特別の事情によりこれを過ぎる場合は，変更しようとするとき。

③ 提出部数 1部

④ 提出先

ア 大学

高等教育企画課大学設置室

イ 短期大学

大学振興課短期大学係

4 私立の大学，短期大学又は高等専門学校校の校地，校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利（土地の賃借権等及び建物の賃貸借の契約に係るものを含む。）を取得し，若しくは処分しようとするとき，又は用途の変更，改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更（以下「校地・校舎等の変更等」という。）を加えようとするときの届出

① 提出書類

(1) 届出書（別紙様式2）

(2) 変更の事由及び時期等を記載した書類（別紙様式3）

(3) 校地校舎等の図面（①最寄り駅からの距離並びに当該大学等の学生が通常使用する当該最寄り駅からの交通手段及び時間等を示した図面，②校舎及び運動場等の配置図，③校舎の平面図（当該届出に係る学部等が使用する部分を明確に示したもの））

② 提出時期

変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。ただし，特別の事情によりこれを過ぎる場合は，変更しようとするとき。

③ 提出部数 1部

④ 提出先

ア 大学

高等教育企画課大学設置室

イ 短期大学

大学振興課短期大学係

ウ 高等専門学校

専門教育課高等専門学校係

※本件は，変更後の校地・校舎等が，大学設置基準等の各種基準に適合しているか否かを確認するための手続であり，従来より，高等教育局私学部参事官室に

届け出ることとされていた「校地・校舎の変更の届出」とは別のものとなりますので、御留意ください（引き続き、高等教育局私学部参事官室に、別途、届け出る必要があります。）。

※この通知における「校地・校舎等の変更等」とは、校舎面積の変更を伴う建物に関する権利の取得、処分若しくは用途の変更又は校地面積の変更を伴う土地に関する権利の取得、処分若しくは用途の変更その他これらに準ずる変更を指します。

5 公私立大学等の学則（学校教育法施行規則第4条第1項各号に掲げるもの）の変更の届出

① 届出の種類

（組織の設置に係るもの）

ア 公立大学の学部の学科の設置に伴うもの（国際連携学科に関するものを除く。）

イ 公立大学の学部の国際連携学科の設置に伴うもの

ウ 公私立短期大学の学科の専攻課程の設置に伴うもの（私立短期大学の学科の収容定員の変更を伴うものを除く。）

エ 公私立大学等の専攻科及び公私立の大学又は短期大学の別科の設置に伴うもの

（収容定員の変更に係るもの）

オ 公立大学の学部の学科又は公立短期大学の学科、公立高等専門学校学科の収容定員の変更に伴うもの

カ 公私立大学の大学院の研究科の専攻の収容定員の変更に伴うもの

（組織の廃止に係るもの）

キ 公私立大学の学部の学科、大学院の研究科の専攻、短期大学の学科の専攻課程、高等専門学校学科、専攻科、別科並びに大学又は短期大学の通信教育の廃止に伴うもの

（地域医療連携推進法人の参加法人による附属病院の開設に係るもの）

ク 医学又は歯学に関する学部における附属病院の開設者を変更し、医療法（昭和23年法律第205号）第70条の5第1項に規定する地域医療連携推進法人の参加法人（同法第70条第1項に規定する参加法人をいう。）が開設する病院を附属病院とするもの

（その他）

ケ 上記及び手続規則第1条に掲げる事項以外の学校教育法施行規則第4条第1項各号に掲げるものに係る学則変更

② 提出書類

ア 上記①の届出のうちア、ウ及びエ

（1）届出書（別紙様式2）

（2）変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

（3）基本計画書の（その1の1）及び（その2の1）又は（その1の2）及び（その2の2）

（4）学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

イ 上記①の届出のうちイ

（1）届出書（別紙様式2）

（2）変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

（3）基本計画書の（その1の1）、（その2の3）及び（その3の3）

（4）校地校舎等の図面（①最寄り駅からの距離並びに当該大学等の学生が通常使用する当該最寄り駅からの交通手段及び時間等を示した図面、②校舎

- 及び運動場等の配置図，③校舎の平面図（当該届出に係る学科が使用する部分を明確に示したもの）
- (5) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）
- (6) 当該届出についての意思の決定を証する書類（「協定書を説明する資料」を含む。）
- (7) 設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類（様式任意）
- (8) 教員名簿（手続規則別記様式第3号（その1），（その2の1）及び（その3）をいう。）
- ウ 上記①の届出のうちオ及びカ
- (1) 届出書（別紙様式2）
- (2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）
- (3) 基本計画書の（その1の1）又は（その1の2）
- (4) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）
- エ 上記①の届出のうちキ
- (1) 届出書（別紙様式2）
- (2) 廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類（様式任意）
- (3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）
- オ 上記①の届出のうちク
- (1) 届出書（別紙様式2）
- (2) 変更の事由及び時期等を記載した書類（別紙様式3）
- (3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）
- (4) 当該届出についての意思の決定を証する書類（協定書を含む。）
- (5) 設置の趣旨等を記載した書類（様式任意）
- (6) 附属病院所在地域の概況説明書（手続規則別記様式第6号）
- (7) 附属病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書（手続規則別記様式第7号）
- カ 上記①の届出のうちケ
- (1) 届出書（別紙様式2）
- (2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）
- (3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）
- ③ 提出時期
- ア 上記①の届出のうちアからエ
- 設置又は変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。ただしエについては、免許状授与の所要資格を得させるための課程認定等が12月末までにされない可能性があり、その課程認定等をされることが当該専攻科又は別科の設置の前提になっている場合には、別紙様式2を「専攻科（又は別科）の設置に係る学則変更予定書」として、②アの書類を12月31日までに提出をした上で、課程認定等がされた後、速やかに課程認定等を証する書類を添えて改めて②アの書類を提出してください。
- イ 上記①の届出のうちオ及びカ
- 変更しようとする年度の前々年度の3月1日から前年度の12月31日まで。
- ウ 上記①のキ
- 在学生がいなくなることが確定したとき。（廃止の日以前）
- エ 上記①のク及びケ
- 公立にあっては変更したとき、私立にあっては変更しようとするとき。
- ④ 提出部数 1部
- ⑤ 提出先
- ア 公立大学（上記①のケのみに係る届出の場合）

- 大学振興課公立大学係
- イ 公私立大学（上記アに基づき大学振興課公立大学係に提出するものを除く。）
- 高等教育企画課大学設置室
- ウ 短期大学
- 大学振興課短期大学係
- エ 高等専門学校
- 専門教育課高等専門学校係

6 公私立の大学又は短期大学の通信教育に関する規程の変更

- ① 提出書類
 - ア 届出書（別紙様式2）
 - イ 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）
 - ウ 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）
- ② 提出時期 変更しようとするとき。
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出先
 - ア 公立大学
 - 大学振興課公立大学係
 - イ 私立大学
 - 高等教育企画課大学設置室
 - ウ 短期大学
 - 大学振興課短期大学係

7 学生募集の停止の報告

学生募集の停止については、従前より文部科学省への報告をお願いしていましたが、引き続き、学内における意思決定後速やかに報告を行っていただくようお願いします。

- ① 提出書類 報告書（別紙様式4）
- ② 提出時期 募集停止を決定したとき。
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出先
 - ア 大学
 - 高等教育企画課大学設置室
 - イ 短期大学
 - 大学振興課短期大学係
 - ウ 高等専門学校
 - 専門教育課高等専門学校係

8 学則等の公開とこれに伴う措置

「大学による情報の積極的な提供について」（16文科高第958号、平成17年3月14日付け高等教育局長通知）の趣旨を踏まえ、学則及び上記1～7により文部科学省に対し提出した書類について、広く一般に周知を図るため、それらをインターネットのホームページにおいて掲載する等の情報提供を行っていただくようお願いします。

なお、改正後の学則全文をホームページにおいて掲載する場合、届出に当たって、学

則を添付することは要しません。（別紙様式 2 注 4 参照）

（本件担当）
高等教育局高等教育企画課大学設置室
電話：03-5253-4111（内線2048, 3377）

〇〇大学長の決定について（届出）

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

届出者の職名及び氏名

㊟

このたび、〇〇大学長を決定しましたので、学校教育法第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 新旧学長名
(新学長)
(旧学長)

- 2 決定の時期 年 月 日

- 3 就任の時期 年 月 日（任期 年）

- 4 決定の事由

（注）

- 1 短期大学、高等専門学校の学校種に応じ、「大学」、「学長」とある箇所については適切に表記を変更すること。
- 2 「届出者の職名及び氏名」は、本人が署名（法人にあっては、代表者が署名）し、又は記名押印すること。
- 3 「就任の時期」の「任期」については、任期制を用いない場合は「（任期の定めなし）」と記入すること。
- 4 「決定の事由」は、「任期満了」、「辞任」、「再任」等の理由を簡潔に記入すること。

〇〇大学の〇〇の変更について（届出）

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

届出者の職名及び氏名

㊟

このたび、下記の事項について、〇〇の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

記

（記載例）

- ・ 大学の目的の変更
- ・ 〇〇学部の名称の変更（〇〇学部）
- ・ 大学の位置の変更
- ・ 〇〇学部の通信教育に関する規程の変更
- ・ 専攻科、別科、〇〇学部〇〇学科の設置（廃止）に係る学則変更
- ・ 専攻科、別科の設置に係る学則変更（予定）
- ・ 〇〇学科の専攻課程間（〇〇専攻、〇〇専攻）の収容定員の変更に係る学則変更
- ・ 〇〇研究科の収容定員の変更に係る学則変更
- ・ 〇〇学部の〇〇の変更に係る学則変更
- ・ 地域医療連携推進法人の参加法人による附属病院の開設に係る学則変更

（注）

- 1 表題については、必要に応じ、①「目的の変更」、②「名称の変更」、③「位置の変更」、④「校地・校舎等の変更」、⑤「学則の変更」（①～④及び⑥に該当するものを除く。）、⑥「通信教育に関する規程の変更」のいずれかとし、これらの表題ごとにそれぞれ作成すること。
- 2 表題及び記載例の部分については、短期大学、高等専門学校为学校種に応じ、「大学」とある箇所について適切に表記を変更すること。
- 3 「届出者の職名及び氏名」は、本人が署名（法人にあっては、代表者が署名）し、又は記名押印すること。
- 4 通知本文「8 学則の公開とこれに伴う措置」に基づき学則の添付を省略する場合、「なお、学則については、全文をホームページ上で公表しており、添付を省略します。」と付記すること。
- 5 本通知の他、学校教育法施行令第26条第1項、第27条、同法施行規則第2条を参照し、届け出る事項につき正確に遺漏無く記載すること。
- 6 専攻科（又は別科）の設置に係る学則変更予定書を提出する場合には、表題を「専攻科（又は別科）の設置に係る学則変更予定書」とし、本文を「このたび、下記の事項について、〇〇の課程認定を受け次第、今年度中に速やかに届け出る予定ですので報告します。」としてください。

変更の事由及び時期等を記載した書類

事	項	記	入	欄	備	考			
フ	リ	ガ	ナ						
設	置	者							
フ	リ	ガ	ナ						
大	学	の	名	称					
大	学	本	部	の	位	置			
変	更	の	内	容					
変	更	の	事	由					
変	更	の	時	期					
取得・処分等する土地・建物	取得する土地	土地の位置							
		用途							
		土地の面積（うち校地面積）	専用	m ² （ m ² ）	共用	m ² （ m ² ）			
	処分する土地	土地の位置							
		用途							
		土地の面積（うち校地面積）	専用	m ² （ m ² ）	共用	m ² （ m ² ）			
	重要なる変更を する土地	土地の位置							
		用途							
		土地の面積	専用	m ² （変更前 m ² ）	共用	m ² （変更前 m ² ）			
		土地のうち校地に係る面積	専用	m ² （変更前 m ² ）	共用	m ² （変更前 m ² ）			
	取得する建物	建物の位置							
		用途							
		建物の面積（うち校舎面積）	専用	m ² （ m ² ）	共用	m ² （ m ² ）			
	処分する建物	建物の位置							
		用途							
		建物の面積（うち校舎面積）	専用	m ² （ m ² ）	共用	m ² （ m ² ）			
重要なる変更を する建物	建物の位置								
	用途								
	建物の面積	専用	m ² （変更前 m ² ）	共用	m ² （変更前 m ² ）				
	建物のうち校舎に係る面積	専用	m ² （変更前 m ² ）	共用	m ² （変更前 m ² ）				
校 地 等		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
		m ² （変更前 m ² ）	m ² （変更前 m ² ）	m ² （変更前 m ² ）	m ² （変更前 m ² ）				
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
		m ² （変更前 m ² ）	m ² （変更前 m ² ）	m ² （変更前 m ² ）	m ² （変更前 m ² ）				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設				
	室 （変更前 室）	室 （変更前 室）	室 （変更前 室）	室 （変更前 室）	室 （変更前 室）				
専 任 教 員 研 究 室		専任教員数		室 数					
				室（変更前 室）					
既設大学等の 状況	大 学 の 名 称								
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地
		年	人	年次 人	人		倍		

※「取得・処分等する土地・建物」の欄については、土地や建物の位置ごとにまとめて記入してください。
（ただし、まとめて記入し難い場合又は位置が2カ所以上にわたっている場合には、適宜欄を増やして記入してください。）

〇〇大学〇〇学部〇〇学科の学生募集停止について（報告）

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

報告者の職名及び氏名

㊦

このたび、〇〇大学〇〇学部〇〇学科の学生募集を停止することとしたので、下記のとおり報告します。

記

1 募集停止する学部、学科及び定員

入学定員 収容定員

〇〇学部

〇〇学科 〇〇人 〇〇人

2 募集停止により入学する者がいなくなる最初の年度又は時期

平成〇〇年度（又は 年 月 日）

3 募集停止する理由

（例1）募集停止する〇〇学部〇〇学科を改組転換して、新たに〇〇学部を設置するため。

（改組転換の全体図は別紙のとおり）

（例2）△△大学を廃止するため。

4 今後の取扱い

（例1）在校生が卒業するのを待って〇〇学部〇〇学科を廃止する予定。なお、廃止するまでの間の在校生への教育条件の維持には万全を尽くすこととしたい。所属教職員並びに施設・設備については、すべて新設される〇〇学部に移管する。

（例2）在校生が卒業するのを待って△△大学を廃止する予定。なお、廃止するまでの間の在校生への教育条件の維持には万全を尽くすこととしたい。

△△大学の廃止認可申請については、在校生がいなくなった後速やかに提出する。

5 募集停止に係る決議等を行った年月日

（例）理事会 年 月 日

6 募集停止を開始する時期（一般に公表する時期）

年 月 日

（注）

- ① 学生募集停止の報告を求める対象は、大学、大学の学部、学部の学科、短期大学、短期大学の学科、短期大学の学科の専攻課程、大学の大学院、大学院の研究科、研究科の専攻及び専攻に係る課程、高等専門学校及び高等専門学校の学科とし、改組転換などの理由を問わず学内における意思決定後速やかに報告を行うこと。
- ② 「3 募集停止する理由」欄には、改組転換や入学定員の減少等、募集停止に至った理由を詳細に記述すること。また、既存の学部等を廃止し、新設する学部等に改組転換する等の場合には、全体がわかる資料を添付すること。
- ③ 「4 今後の取扱い」欄には、在校生への教育条件の確保や教職員の身分保障、施設設備の取扱い等について詳細に記述すること。
- ④ 本件における学則の変更にあたっては、附則等において当該学生募集停止学部等の名称、教育課程等が引き続き記載されるよう留意すること。
- ⑤ 「5 募集停止に係る決議等を行った年月日」欄には、「設置者側」（理事会等）の最高意思決定機関の議決日を記入すること。
- ⑥ 「6 募集停止を開始する時期（一般に公表する時期）」欄には、理事会等の後、学外の受験生、マスコミ等一般に正式に公表する時期を記入すること。

○設置認可申請書類等の HP への公表について

認可申請書又は届出書（以下、「申請書等」という。）は「社会に対する約束」（平成 17 年 11 月中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」）という役割があり，従来より，申請中及び認可後の申請書や届出書の内容について，HP 等で公表するなど，積極的な情報公開を促してきました。さらに，平成 21 年度から，大学，学部，研究科等の設置等の認可又は届出があった場合において，文部科学大臣が，その趣旨，名称，位置，留意事項その他必要な事項を公表する際に，より積極的な情報公開の観点から，あわせて，当該認可等に係る基本計画書，校地校舎等の図面，学則，設置の趣旨等を記載した書類，教員名簿（ただし，年齢及び月額基本給を除く。）を公表することを明確にしました（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則第 12 条）。

上記の趣旨に基づき，大学設置室では，各申請者又は届出者に申請書等の電子ファイルの提出を求め，大学設置室のホームページ（<http://www.dsecchi.mext.go.jp>）への掲載を行っています。

提出していただく電子ファイルの作成については，平成 21 年 8 月 20 日付けの事務連絡（大学設置室のホームページ＞書類の提出方法）を参照していただくとともに，以下の点に留意してください。なお，提出された電子ファイルが原則としてそのまま掲載されることにも留意してください。

1 総論

(1) 対象の提出書類等

各申請者又は届出者に提出していただく電子ファイルは，以下に関係する申請書等です。p.23

1 以降の通知関係の申請書等については不要です。

- ①大学又は高等専門学校の設置
- ②大学の学部，短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科の設置
- ③大学院の設置，大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置又は大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
- ④高等専門学校の学科の設置
- ⑤大学における通信教育の開設
- ⑥私立の大学，短期大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更
- ⑦大学，短期大学又は高等専門学校の設置者の変更
- ⑧大学，短期大学，大学院，高等専門学校，大学の学部，大学院の研究科又は短期大学の学科の廃止

(2) 提出書類

申請書等のうち，電子ファイルで提出していただく書類は，以下の通りです。各書類における具体的な留意点については，「2 各提出書類に関する留意点」を参照してください。

① 基本計画書（別記様式第 2 号）

- ア 基本計画書
- イ 教育課程等の概要
- ウ 授業科目の概要

- ② 校地校舎等の図面
- ③ 学則
- ④ 大学の設置等の趣旨等を記載した書類（設置者の変更にあつては、変更の事由及び時期を記載した書類）
- ⑤ 学生の確保の見通し等を記載した書類
- ⑥ 教員名簿（別記様式第3号）
 - ア 学長の氏名等
 - イ 教員の氏名等
 - ウ 専任教員の年齢構成・学位保有状況
- ⑦ 審査意見への対応を記載した書類（〇月）

(3) 電子ファイル

提出していただく電子ファイルは(2)①～⑥ごとに作成することとし、電子ファイルの形式はPDF形式とします。Word、一太郎等で作成した書類の場合は、元の電子ファイル（DOC形式、JTD形式等）をPDF形式に変換して作成してください。手書き等により作成し、電子ファイルが存在しない書類の電子ファイルについては、スキャナ等で読み取る等の方法により作成しても構いませんが、電子ファイルに留意してください。一つのPDFファイルの容量が2MBを超える場合には、一つの電子ファイルの容量が2MBを超えないように適宜分割してください。その他PDF形式の電子ファイルの結合方法やしおりの作成方法等については、平成21年8月20日付け事務連絡別紙2等を参照してください。

電子ファイルは、特別の指示があるものを除き、申請書類と同等のものを提出してください。申請書類との不整合が判明した場合は、しかるべき対応を取ります。

(4) 著作権者の許諾

提出された電子ファイルについては、大学設置・学校法人審議会における審査の目的を超えて、ホームページ上に公表するものであることから、著作権法上保護されている資料については、事前に著作権者の許諾を得てから送付してください。なお、著作権者からの許諾が得られない場合等については、以下のとおり出典等を明示し、当該資料が容易に分かるように説明した資料を作成し、基の資料と差し替える形で添付してください。著作権者の許諾が得られない場合以外の事情で、差し替えが必要な場合にも同様の様式で資料を添付してください。

○著作権者の許諾が得られない書類等について

以下のように、当該書類が容易に分かる書類を作成すること。

- ① 書類等の題名（該当部分について記入）
 - 例）本文 23 ページ・図 3 ， 【資料 1】 2 ページ
- ② 出典（著者名等の著作権者）
- ③ 書類等の利用範囲（ホームページで閲覧が可能な場合には、閲覧元のアドレスを含む）
- ④ その他、著作物等について加工している場合には、その加工に関する説明。

(作成例)

1 (書類等の題名)

〇〇〇〇〇について (【資料 10】5 ページ)

△△大学の都道府県内における位置関係の図面 (23 ページ) 等

2 (出典)

△△ △△ 著

株式会社□□□□ 等

3 (引用範囲)

「(著作名)」(出版社) (〇ページから□ページ)

http://www. . . .jp 等

4 (その他の説明)

- ・ ●ページの図表の▲▲の部分については、赤枠で囲んで横に注釈(本文 p.〇〇参照)を付けた。
- ・ 霞ヶ関校舎と丸の内校舎の位置関係を示すため、地図上に所要の事項を記入した。

(5) 電子ファイルの名称

電子ファイルの名称については、大学名(同時期に複数の学部等が認可された場合又は届出をした場合には、学部等まで記入すること)、認可又は届出の別(年月、認可(n)又は届出(t)+学部等の設置(課程の変更や通信教育の開設を含む)(secchi)、収容定員に係る学則の変更(syutei)、設置者変更(secchisya)、廃止(haishi) 例: 2019 年 8 月設置認可の場合(1908nsecchi)、19 年 4 月届出設置の場合(1904tsecchi)、19 年 6 月収容定員認可の場合(1906nsyutei))、各提出書類名(容量が 2MB より大きく、分割が必要な場合には、最初のファイルから順番に 1, 2 . . . と付すこと(例 kihon1, kihon2))をアンダーバー(_)でつないでください。

ファイル名については、全て半角英数字としてください。また、大学名等のつづり間違いにはくれぐれも御注意ください。

例) ① 文部大学(法学部)、8 月設置認可、基本計画書の場合

monbu_1908nsecchi_kihon

② 科学大学理学部、工学部、届出設置(4 月)、学則の場合

kagaku_rigaku_1904tsecchi_gakusoku

kagaku_kogaku_1904tsecchi_gakusoku

③ 科学大学、収容定員増の学則変更(6 月認可)、趣旨等を記載した書類の場合

kagaku_1906nsyutei_syushi

④ 文部大学、収容定員に係る学則変更(9 月届出)、基本計画書

monbu_1909tsyutei_kihon

大学名については、一般的に分かる範囲で略しても構いませんが、少なくとも頭文字については、大学の名称の頭文字に合わせてください(ローマ字にした場合、他大学と区別が付きに

くい略し方は御遠慮ください)。また、学部等まで記載の際には、区別が付く限りで、学部等の名称の一部を省略して構いません。

例) ①文部科学大学

○ monbukagaku_1908nsecchi_kihon

○ monka_1908nsecchi_kihon

× kagaku_1908nsecchi_kihon

②文部大学 総合政策学部 monbu_sogo_1906tsecchi_gakusoku

医療保健学部 monbu_iryō_1906tsecchi_syushi

(6) 提出方法、提出期限について

提出については、CD-ROMに電子ファイルを記録し、「高等教育企画課大学設置室 情報公開・HP担当」宛てに郵送してください。また、封筒の表面には「○月（設置，収容定員変更，・・・）（認可，届出）」（例 4月設置届出，6月収容定員変更認可）と，鑑文にも電子ファイルの内容及び担当者の連絡先について記載してください。

提出期限については，原則として，認可申請については，認可された日から2週間後まで，届出については，届出受付期間があるものは，最終日から数えて概ね75日を経過した日まで，その他の届出は届出をした日から2週間後までとしますが，具体的な提出期限については，下記の期限を参照してください。なお，期限までに送付していただけない場合には，文部科学省HPにおいてその旨を公表することもあります。また，提出された記録媒体については返還しませんので，提出の際には各大学において，提出する電子ファイルのコピーを記録しておいてください。

平成32年度開設予定案件（日付はいずれも平成31年度）

手続の種類	電子ファイル提出期限
大学新設（8月末認可）	9月12日（木）
学部等設置（8月末認可）	
通信教育の開設（8月末認可）	
収容定員増（6月認可）	7月12日（金）
（8月認可）	9月12日（木）
収容定員変更（届出）	届出をした日から2週間後まで
設置者変更	認可日から2週間後まで
学部等設置，通信教育の開設（届出） （届出時期）	
4月22日（月）～4月26日（金）	7月12日（金）
5月24日（金）～5月30日（木）	8月16日（金）
6月24日（月）～6月28日（金）	9月13日（金）
7月24日（水）～7月30日（火）	10月11日（金）
9月24日（火）～9月27日（金）	12月13日（金）
10月24日（木）～10月30日（水）	1月10日（金）
11月25日（月）～11月29日（金）	2月14日（金）
12月20日（金）～12月26日（木）	3月13日（金）
大学等廃止の認可又は届出	認可日又は届出日から2週間後まで

(7) 認可申請書の電子ファイルにおける留意点

電子ファイルの内容については、補正申請書等の内容を全て反映し、最初に申請した書類と同様の様式にて提出してください。例えば、補正申請の際に修正した箇所を示すものとして赤字や青字で記入したものは、すべて黒字に反映することや、教員の判定結果を便宜的に示した教員名簿の判定欄等は不要であること等に留意してください。

(8) 差し替えがある場合について

文部科学省への提出後に内容物の不備等で電子ファイルを差し替える場合（認可後の事後的な変更を除く）には、速やかに修正したファイルを提出してください。その際、ファイルの名称に「_syusei1」等、修正の回数を示す数字等を入力してください（なお、修正がある場合には、(6)の方法に準じて郵送してください）。

2 各提出書類に関する留意点

(1) 基本計画書（別記様式第2号）

- ・ファイルの名称例 monbu_1908nsecchi_kihon.pdf

認可又は届出に係る当該学部等の申請書類のうち、認可又は届出の対象となる学部等の別記様式第2号に係る書類（**基本計画書**（別記様式第2号（その1の1）又は別記様式第2号（その1の2））、**教育課程等の概要**（別記様式第2号（その2の1）又は別記様式第2号（その2の2））、**授業科目の概要**（別記様式第2号（その3の1）又は別記様式第2号（その3の2）））、**補足資料（組織の移行表）**）を一つのPDFファイルにまとめ、**基本計画書**（別記様式第2号（その1の1）又は別記様式第2号（その1の2））、**教育課程等の概要**（別記様式第2号（その2の1）又は別記様式第2号（その2の2））、**授業科目の概要**（別記様式第2号（その3の1）又は別記様式第2号（その3の2））、**補足資料（組織の移行表）**）ごとにしおり（例：「基本計画書」、「教育課程等の概要」、「授業科目の概要」、「補足資料（組織の移行表）」）を付けてください。

(2) 校地校舎等の図面

- ・ファイルの名称例 monbu_1908nsecchi_zumen.pdf

申請時に提出した図面のうち、都道府県内における位置関係に関する図面、最寄り駅からの距離や交通機関が分かる図面及び校舎、運動場等の配置図を一つのPDFファイルにまとめ、それぞれにしおり（例：「都道府県内における位置関係に関する図面」、「最寄り駅からの距離や交通機関が分かる図面」、・・・）を付けてください。なお、各大学の校舎内等の図面については、安全上の観点もあり、必ずしも提出は求めません。

(3) 学則

- ・ファイルの名称例 monbu_1908nsecchi_gakusoku.pdf

申請学部等が関係する学則，教授会規程等を一つの PDF ファイルにまとめ，学則等ごとにそれぞれにしおり（例：「〇〇大学学則」，「〇〇学部教授会規程」，・・・）を付けてください。

学則については，申請書類に全文を添付していた場合であっても，他学部等，当該申請に関係のない部分は省略することや，当該申請に該当する部分だけ抜粋することも可能です。

例）第〇条～第△条（略），別表第□（略）等

(4) 趣旨等を記載した書類（設置者の変更については「変更の事由及び時期」を記載した書類，学部等の廃止については「廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法」を記載した書類）

- ・ファイルの名称例 monbu_1908nsecchi_syushi.pdf
- ・ファイルの名称例（二つ以上（一つのファイルは 2MB を上限とする）ある場合）
monbu_1808nsecchi_syushi1.pdf, monbu_1908nsecchi_syushi2.pdf, …

申請時に提出した書類を PDF ファイルにまとめ，本文については小見出しごとにしおり（例：「ア 設置の趣旨及び必要性」，「イ 学部，学科の特色」，・・・）を付けてください。また，資料については資料ごとにしおり（例：「資料 1」，「資料 2」，・・・）を付けてください。なお，1 ファイルは 2MB を上限とし，これを超える場合にはファイルを適宜分けてください。

実習先の承諾書については，各承諾書に代えて承諾書の内容が一覧できる表に差し替えて提出してください（申請時に当該内容を含んだ一覧表を作成していれば，その一覧表のみで構いません）。また，校舎内の図面や著作権者の許諾が得られない資料，HP を引用してきた資料等については，適宜 1(4)の様式に準じて，元の資料と差し替える形で添付してください。

(5) 学生の確保の見通し等を記載した書類

- ・ファイルの名称例 monbu_1908nsecchi_gakusei.pdf
- ・ファイルの名称例（二つ以上（一つのファイルは 2MB を上限とする）ある場合）
monbu_1908nsecchi_gakusei1.pdf, monbu_1908nsecchi_gakusei2.pdf, …

(4)「趣旨等を記載した書類」に準じて作成すること。著作権者の許諾が得られない資料等についても同様の取扱いとしてください。

(6) 教員名簿

- ・ファイルの名称 monbu_1908nsecchi_meibo.pdf

教員名簿については，①学長の氏名等（別記様式第 3 号（その 1）），②教員の氏名等（別記様式第 3 号（その 2）），③専任教員の年齢構成・学位保有状況（別記様式第 3 号（その 3））を一つの PDF ファイルにまとめ，それぞれの様式ごとにしおり（例：「学長の氏名等」，「教員の氏名等」，「専任教員の年齢構成・学位保有状況」）を付けてください。

なお，①学長の氏名等，②教員の氏名等に関して，年齢及び月額基本給の欄については，各教員の年齢，月額基本給欄の数字を削除し，空欄としてください。その他の部分については，変更しないでください。

(7) 審査意見への対応を記載した書類（○月）※○は[再]補正申請の提出月ごとに記載ください。

- ・ファイルの名称例 monbu_1908nsecchi_taiou3gatu.pdf ,
monbu_1908nsecchi_taiou7gatu.pdf

- ・ファイルの名称例（二つ以上（一つのファイルは 2MB を上限とする）ある場合）

monbu_1908nsecchi_taiou ○ gatu1.pdf, monbu_1908nsecchi_taiou ○ gatu2.pdf, …

申請時に提出した書類を PDF ファイルにまとめ、審査意見への対応ごとにしおり（例：審査意見 1 への対応、審査意見 2 への対応・・・）を付けてください。また、資料については資料ごとにしおり（例：「資料 1」, 「資料 2」, …）を付けてください。なお、1 ファイルは 2MB を上限とし、これを超える場合にはファイルを適宜分けてください。

○大学等の設置者変更について

大学等の設置者の変更に係る申請書類の作成に当たっては、以下の点に留意して作成してください。

1 提出書類の種類及び提出部数

正本 1部

※ 認可書送付先住所及び担当者の連絡先（電話番号及び Fax 番号）を記載した書類を別途添付してください（様式自由）。

2 提出書類作成上の共通留意事項

- (1) 提出書類は、A 4 判縦型で両面印刷とし、左とじにしてください。なお、とじしろには十分余裕をもたせてください。
- (2) 提出書類は、インデックスで整理してください。
- (3) 提出書類のページは、必要に応じて目次の項目ごとに入れてください。
(ページは、「1, 2…」とし、「1-1, 1-2…」のように枝番号を付す必要はありません)
- (4) 提出書類の作成について、下記 3 に特段の説明のない事項については、設置認可申請書類の作成要領と同じですので、設置者変更の認可申請書の作成にあたっては、設置認可申請書類の作成要領を適宜参照してください。

3 提出書類の作成

次の(2)～(9)の書類を番号の順に合わせて、(1)の表紙及び背表紙をつけて1冊としたものを1部作成してください。

- (1) 表紙及び背表紙
- (2) 認可申請書（公文書）
- (3) 目次
- (4) 基本計画書（別記様式第2号（その1の1））
- (5) 校地校舎等の図面
- (6) 学則（変更事項を記載した書類及び新旧対照表を含む）
- (7) 意思の決定を証する書類
- (8) 大学の設置者変更の事由及び変更の時期等を記載した書類
- (9) 教員名簿（学長の氏名等）（別記様式第3号（その1））

(1) 表紙及び背表紙について

表紙及び背表紙は、廃止認可申請書の表紙及び背表紙の作成例（本書 p.260）を参照に作成してください（「廃止」とあるのを「設置者変更」と読み替えてください）。

(2) 認可申請書（公文書）

別記様式第 1 号の 1 により作成してください（下記の作成例を参照）。

（作成例）

別記様式第 1 号の 1

（用紙 日本工業規格 A4 縦型）

平成 年 月 日	
文部科学大臣 殿	
（旧）申請者の職名及び氏名	㊟
（新）申請者の職名及び氏名	㊟
〇〇大学設置者変更認可申請書	
このたび、〇〇大学の設置者を変更したいので、学校教育法第 4 条第 1 項の規定により認可されるよう、別紙書類を添えて申請します。なお、認可の上は、確実に申請に係る計画を履行します。	

（注）1 「申請者の職名及び氏名」の欄に、当該設置者の変更に関係する地方公共団体、公立大学法人又は学校法人により連署してください。

2 地方公共団体の設置する大学の設置者を当該地方公共団体が新たに設置する公立大学法人に変更する場合は、当該地方公共団体により申請してください。

3 「申請者の職名及び氏名」の欄については、記名（ワープロ打ち）の上押印するか、若しくは、代表者の署名（押印は不要）のいずれかによってください。

(3) 基本計画書（別記様式第 2 号（その 1 の 1）） ～ (7) 意思の決定を証する書類

本書「Ⅳ 設置認可申請及び設置届出に係る提出書類の作成・記入例」を参照の上、作成してください。なお、その際以下の点に留意してください。

① 「設置者」の欄には、変更後の新しい設置者の名称を記入してください。

② 「新設学部等の目的」の欄には、設置者を変更する事由を簡潔に記入してください。

③ 「新設学部等の概要」の欄には、大学全体の設置者を変更する場合は当該大学の全ての学部等（大学院を含む）について記入してください。

募集停止中の学部等がある場合は、設置者変更時に残存する入学定員及び編入学定員の合計を「収容定員」の項に（ ）書きで記入し、「備考」の欄に学生募集を停止した時期と廃止予定時期を記載してください。

④ 「同一設置者内における変更状況」の欄には、以下の事項を記入してください。

- ア 設置者変更後に定員や名称の変更を行う場合、別途予定する認可申請又は届出の内容
- イ 同時に設置者を変更する学校がほかにある場合、その内容
- ウ 新旧の設置者（学校法人等）の沿革（別添資料とすることも可）

⑤ 「教員組織の概要」の欄について

- ア 「新設学部等の概要」の欄に記載した学部等について「新設分」の項に記入してください。ただし、募集停止中の学部等については記入不要です。
- イ 教員等の人数は、設置者変更時の人数のみを記入してください。下段の（ ）書きは不要です。

⑥ 「教員以外の職員の概要」，「校舎」，「図書・設備」の各欄は、設置者変更時の状況のみを記入してください。下段の（ ）書きは不要です。

(4) 大学の設置者変更の事由及び変更の時期等を記載した書類

① 設置者変更の事由

新旧の設置者名と、設置者変更をする事由について、簡潔に記載してください。

② 変更の時期

設置者変更をしようとする年月日を記載してください。

③ この書類に、学校法人の場合は寄附行為（案），公立大学法人の場合は，定款（案）等の大学の設置根拠に係る資料を添付してください。

（『寄附行為』又は『定款』等のインデックスを付してください）

(5) 教員名簿（学長の氏名等）（別記様式第3号（その1））

この冊子の「Ⅳ 設置認可申請及び設置届出に係る提出書類の作成・記入例」を参照の上，作成してください。

(用紙 日本工業規格A4縦型)

- 277 -

校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計									
	校 舎 敷 地		70,000 m ²		15,000 m ²		40,000 m ²		125,000 m ²									
	運 動 場 用 地		0 m ²		15,000 m ²		0 m ²		15,000 m ²									
	小 計		70,000 m ²		30,000 m ²		40,000 m ²		140,000 m ²									
	そ の 他		5,000 m ²		5,000 m ²		0 m ²		10,000 m ²									
	合 計		75,000 m ²		35,000 m ²		40,000 m ²		150,000 m ²									
校 舎			専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計									
			30,000 m ²		12,000 m ²		10,000 m ²		52,000 m ²									
教室等		講義室		演習室		実験実習室		情報処理学習施設		語学学習施設								
		25 室		15 室		8 室		2 室 (補助職員 1人)		2 室 (補助職員 1人)								
専 任 教 員 研 究 室			新設学部等の名称					室 数										
			大学全体					60 室										
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕 冊		学術雑誌 〔うち外国書〕 種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕 点		視聴覚資料 点		機械・器具 点		標本 点					
	大学全体		30,000 [2,000]		2,000 [300]		500 [50]		950		9,000		50					
	計		30,000 [2,000]		2,000 [300]		500 [50]		950		9,000		50					
図書館			面積			閲覧座席数			収 納 可 能 冊 数			大学全体						
			2,000 m ²			350			100,000									
体育館			面積			体育館以外のスポーツ施設の概要						大学全体						
			2,500 m ²			野球場 1面 テニスコート 5面												
経 費 の 見 積 り 及 び 維持方法の 概 要	経費の見積り	区 分		開設前年度		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		第5年次		第6年次		大学全体
		教員1人当り研究費等				400千円		500千円		500千円		500千円		－ 千円		－ 千円		
		共同研究費等				3,000千円		3,000千円		3,000千円		3,000千円		－ 千円		－ 千円		
		図書購入費		30,000千円		15,000千円		15,000千円		15,000千円		15,000千円		－ 千円		－ 千円		
		設備購入費		90,000千円		90,000千円		55,000千円		55,000千円		55,000千円		－ 千円		－ 千円		
			学生1人当り 納付金		第1年次 1,400千円		第2年次 1,000千円		第3年次 1,000千円		第4年次 1,000千円		第5年次 － 千円		第6年次 － 千円			
学生納付金以外の維持方法の概要				私立大学等経常経費補助金、資産運用収入、雑収入 等														
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称		文部科学大学															
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地								
			年	人	年次 人	人		倍										
	理学部 理学科 数理学科		4 4	120 100	－ －	480 400	学士（理学） 学士（理学）	1.00 1.00 1.00	平成10年度 平成10年度	東京都港区虎ノ門〇丁目 〇番〇号								
附属施設の概要																		

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校に収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「－」又は「該当なし」と記入すること。

○大学、短期大学、大学院等の廃止について

学校教育法第4条第1項又は第2項に規定される大学等の廃止に係る申請又は届出の書類の作成に当たっては、以下の点に留意して作成してください。

※ 本手続きは、以下の項目の手続を対象にしております。以下の項目に該当がない場合は、平成22年2月12日付け高等教育局長通知を参照してください。

- ・ 大学、短期大学、大学院、高等専門学校の廃止・・・認可申請（学校教育法第4条第1項）
- ・ 大学の学部、短期大学の学科、大学院の研究科の廃止・・・届出（学校教育法第4条第2項）

1 提出書類の種類、提出部数、提出時期及び提出先

(1) 提出書類の種類及び提出部数

正本 1部

※ 認可書送付先住所及び担当者の連絡先（電話番号及びFax番号）を記載した書類を別途添付してください（様式自由）。

(2) 提出時期

廃止認可申請は、廃止する大学等の在学生がいなくなってから提出してください。学部等の廃止届出は在学生がいなくなることが確定した時に提出してください。

(3) 提出先

高等教育企画課大学設置室に提出してください。ただし、短期大学の学科の廃止届出については、大学振興課短期大学係に提出してください。

※ 廃止認可申請の場合は、書類の郵送に併せて、書類を送付した旨の連絡を電子メールにて大学設置室（d-secchi@mext.go.jp）宛てに送信してください。電子メールの件名は「○○大学 廃止認可申請書類送付」としてください。

2 提出書類作成上の共通留意事項

- (1) 提出書類は、A4判縦型で両面印刷とし、左とじにしてください。なお、とじしろには十分余裕をもたせてください。
- (2) 提出書類は、インデックスで整理してください。
- (3) 提出書類のページは、必要に応じて目次の項目ごとに入れてください。
(ページは、「1, 2・・・」とし、「1-1, 1-2・・・」のように枝番号を付す必要はありません)
- (4) 提出書類の作成について、下記3に特段の説明のない事項については、設置認可申請書類の作成要領と同じです。

3 正本の作成

次の(2)～(7)の書類を番号の順に合わせて、(1)の表紙及び背表紙をつけて1冊としたものを1部作成してください。(7)の書類は届出の場合のみ提出)

- (1) 表紙及び背表紙
- (2) 目次
- (3) 認可申請書・届出書(公文書)
- (4) 基本計画書
- (5) 意思を決定する書類
- (6) 廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類
- (7) 学則案及び変更事項を記載した書類(変更点を簡潔にまとめたもの)及び変更部分の新旧対照表

(1) 表紙及び背表紙

下記の作成例を参考に作成してください。

(作成例)

〔背表紙〕

〔表 紙〕

(A4 判縦型)

正 本 〇〇大学廃止認可申請書 学校法人 〇〇〇〇 (目付)	平成〇年〇月〇日 正 本 〇〇大学廃止認可申請書 学校法人 〇〇〇〇
---	--

(注)

- 1 届出の場合は「〇〇大学廃止認可申請書」を「〇〇大学〇〇学部廃止届出書」としてください。
- 2 「〇〇大学」の部分については、申請又は届出の内容に応じて、適切に表記を変更してください。
- 3 表紙の記載事項(正本、表題、申請者名、申請年月日)をすべて盛り込んだ背表紙を付けてください。(縦書き)
- 4 分冊にする場合は、例えば(1/2)、(2/2)のように表題の右下に()書きで明示してください。

(2) 認可申請書・届出書（公文書）

認可申請の場合は別記様式第1号の1，届出の場合は別記様式第1号の2により作成してください。（下記の作成例を参照）

（作成例：認可申請の場合）

別記様式第1号の1

（用紙 日本工業規格 A4 縦型）

平成 年 月 日			
文部科学大臣 殿		申請者の職名 及び氏名 ㊞	
〇〇大学廃止認可申請書			
このたび、〇〇大学を廃止したいので、学校教育法第4条第1項の規定により認可されるよう、別紙書類を添えて申請します。なお、認可の上は、確実に申請に係る計画を履行します。			

（注）「申請者の職名 及び氏名」の欄の㊞については、記名（ワープロ打ち）の上押印するか、若しくは、代表者の署名（押印は不要）のいずれかによってください。

※ 届出の場合の根拠条文については、「学校教育法第4条第2項」としてください。

(3) 基本計画書

別記様式第2号（その1の1）又は別記様式第2号（その1の2）により作成してください。なお、作成にあたっては次の点に留意してください。

- ① 「新設学部等の目的」の欄は、廃止の事由について記載してください。なお、ここでいう「廃止の事由」とは、単に学生募集停止に伴い学生がいなくなったことではなく、廃止を決定した具体的な事由を記載してください。
- ② 「新設学部等の概要」の欄の「入学定員」「編入学定員」及び「収容定員」の各項は、学生募集停止時の各定員を（ ）内に記入してください。また、「開設時期及び開設年次」の各項についても、学生募集停止の時期及び年次を記入してください。
- ③ 「同一設置者内における変更状況」の欄は、法人の沿革について記載してください。なお、別添資料にて記載していただいても構いません。
- ④ 「教員組織の概要」の欄は、認可申請の場合は当該申請に係る大学のすべての学部等の名称を「新設分」に記入してください（「既設分」には「なし」と記入してください）。届出の場合は、当該届出において廃止する学部等の名称を「新設分」に記入し、その他の学部等の名称を「既設分」に記入してください。なお、いずれの場合も、廃止認可申請時又は廃止届出時の

教員数を（ ）内に記入してください。

(4) 意思を決定する書類

当該申請等に係る理事会等の最終決定時の議事録又は決議録を添付してください。公立大学の場合は、議会において議決された予算書や廃止を決定した定款、りん議書等でも可能です。

いずれの場合も、必ず原本証明をするとともに、書類が複数枚以上に及ぶ場合は、袋とじにして割り印を押印してください。

(5) 廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類

この書類には、次の項目については必ず盛り込んでください。

① 廃止する大学等の概要

- ・ 廃止する大学名，学部，学科名，研究科，専攻名
- ・ 入学定員及び収容定員
- ・ 当該大学等の所在地（正確な住所を記載してください。特に，漢数字と算用数字の使い方には注意してください）
- ・ 学生募集の停止の時期

② 廃止の事由（志願者の減少を理由とする廃止の場合は，最後に学生を受け入れた年以前4年分の志願者数と入学者数を記載してください）

③ 学生の処遇

④ 教職員の処置（教員のみでなく，事務職員等の処遇も記載してください）

⑤ 施設設備の処置

⑥ 学籍関係書類の保存方法

⑦ 廃止の時期（認可申請の場合は，「文部科学大臣の認可した日」と記載してください）

別記様式第2号（その1の1）

基本計画書

- 283-

教員以外の職員の概要	職 種		専 任		兼 任		計		
	事 務 職 員		— (23)		— (9)		— (32)		
	技 術 職 員		— (2)		— (0)		— (2)		
	図 書 館 専 門 職 員		— (1)		— (2)		— (3)		
	そ の 他 の 職 員		— (1)		0 (0)		— (1)		
	計		— (27)		— (11)		— (38)		
校 地 等	区 分	専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用		計		
	校 舎 敷 地	m^2	m^2		m^2		m^2		
	運 動 場 用 地	m^2	m^2		m^2		m^2		
	小 計	m^2	m^2		m^2		m^2		
	そ の 他	m^2	m^2		m^2		m^2		
	合 計	m^2	m^2		m^2		m^2		
校 舎		専 用	共 用		共用する他の 学校等の専用		計		
		m^2 (m^2)	m^2 (m^2)		m^2 (m^2)		m^2 (m^2)		
教室等	講義室	演習室	実験実習室		情報処理学習施設		語学学習施設		
	室	室	室		室 (補助職員 人)		室 (補助職員 人)		
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称				室 数			
						室			
						室			
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
	法学部	()	()	()	()	()	()		
	経済学部	()	()	()	()	()	()		
	計	()	()	()	()	()	()		
		()	()	()	()	()	()		
図書館		面積 m^2		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数			
体育館		面積 m^2		体育館以外のスポーツ施設の概要					
経 費 の 見 積 り 及 び 維持 方法 の 概 要	経 費 の 見 積 り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次
		教員1人当り研究費等							
		共同研究費等							
		図書購入費							
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
学生納付金以外の維持方法の概要									
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称		霞が関大学短期大学部						
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地
	地域総合学科	2	75	—	150	短期大学士 (地域総合学)	1.00	平成15年度	東京都千代田区霞ヶ関3 丁目2番2号
	食物栄養学科 食物栄養専攻	2	30	—	60	短期大学士 (食物栄養)	1.00	平成5年度	
	管理栄養専攻	2	20	—	40	短期大学士 (管理栄養)	1.00	平成5年度	
	秘書科	2	40	—	40	短期大学士 (秘書)	—	昭和63年度	
附属施設の概要		名 称：霞が関大学附属学術総合研究所 目 的：学位分野の研究 所 在 地：東京都港区虎ノ門〇丁目〇番〇号 設置年月：平成15年10月 規 模 等：土地8,000 m^2 、建物5,000 m^2							

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「－」又は「該当なし」と記入すること。

参考人制度について

1 制度の要旨

大学等の設置認可申請に対し、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会の審査を幅広い観点から一層深められるようにするため、分科会長が特に必要と判断した案件につき、産業界等の見識を有する者を参考人として委嘱し、その所見を書面により求め、審査の参考とする制度です。

参考人の選定は文部科学省において行い、申請者は参考人の属性(活躍する分野、業績の種類等)の希望を提示できますが、特定の個人を指名することはできません。また、参考人の所見はあくまで審査の参考資料であり、参考人が審議会の判定に参画するものではありません。

2 対象案件の範囲

専門職大学院、又は、職業人養成に重点・特色を置くことを認可申請書上に明記する大学等の設置に係る認可申請

3 委嘱手続

- ① 設置認可申請書の提出時に、対象案件の範囲に該当する申請の申請者に対して制度の説明を行い、参考人の委嘱の希望の有無の決定期限を確認します。
- ② 上記 2 に該当し、参考人の委嘱を希望する申請者は、指定された期限までに、希望する旨及び希望する参考人の属性を文部科学省に示します。
- ③ 大学設置分科会長が、大学設置分科会の議を経て、当該案件につき参考人の委嘱が必要か否かを決定します(申請者が希望していなくても、必要と判断されることがあります)。
- ④ 参考人の委嘱が必要と判断された案件につき、申請者の希望を踏まえ、具体的な人選を行い、候補者の承諾を得て、参考人として委嘱します。一つの案件につき複数の参考人が委嘱される場合や、同一の参考人が複数の案件に所見を作成する場合があります。
- ⑤ 参考人に対して、担当する案件の申請書類一式及び同申請に対する当該時点での大学設置分科会の意見を送付します。これに対する参考人の所見を書面により提出してもらい、審査の参考とします。
- ⑥ 参考人に関する情報(参考人の名前・役職、審議会に示した所見など)のうち、当該参考人が特定される情報については、参考人が氏名公表に同意している場合を除き、審査の過程及び終了後を通じて非公表となります。なお、参考人の委嘱の有無や参考人の所見の概要については、申請者の希望に応じて回答・開示します。

また、参考人には守秘義務が課されます。

大学の設置手続等に関してよくある質問

1 大学等の設置認可申請又は学部等の届出について

(1) 教育課程、履修指導について

Q1. 1単位の授業時間を講義ごとに個別に定めることはできますか。

A. 「大学設置基準」第21条第2項の各号等に規定された時間の範囲内（例：講義であれば15時間から30時間）であれば個別に定めることが可能です。

Q2. 複数の学科間で異なる卒業要件単位数を定めることは可能ですか。

A. 可能です。学科ごとの教育研究上の目的等を実現するために必要な卒業要件を適切に定めることが必要です。

Q3. 1学科（又は1専攻）において、複数の名称の学位を授与することは可能ですか。

A. 制度上は可能ですが、大学の学位授与について定める「学位規則」では、「学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記する」（第10条）とされていることから、複数の名称の学位を授与する場合、教育課程や教員組織がそれぞれの名称の学位を授与するに適切なものとなっていることが必要です。

Q4. 履修科目の登録の上限（いわゆる「CAP制」）は、必ず定めなければならないのでしょうか。

A. 履修科目の登録の上限は、法令上「定めるよう努めなければならない」（「大学設置基準」第27条の2、「短期大学設置基準」第13条の2）とされており、その趣旨を踏まえて適切に定めることが望ましいです。仮に上限を定めない場合は、申請書又は届出書の「設置の趣旨等を記載した書類」において、上限を定めない理由又は趣旨及び学生の適切な学修時間の確保の観点から妥当であることを具体的に説明していただく必要があります。

Q5. 履修科目の登録の上限を定める場合、申請書又は届出書においてどのような説明をする必要がありますか。

A. 履修科目の登録の上限を定める場合は、学生の適切な学修時間の確保の観点から、上限となる単位数の設定の趣旨について説明していただく必要があります。なお、上限とすべき単位数は、学科等の目的や教育課程の内容等によって異なるものと考えられますので、一般的な目安等についてはお答えできません。

Q6. 一部の授業科目について、学生の利便を考えて、遠隔配信や講義を収録したビデオの視聴によることとすることは可能ですか。

A. その学科が「通学課程」か「通信教育課程」かにより異なります。

① 「通学課程」の場合

卒業要件単位中60単位まで、多様なメディアを高度に利用して行う授業（「メディアを利

用して行う授業」)を履修させることが可能です(「大学設置基準」第25条第2項,第32条第5項)。「通学」ですので,単なる印刷教材等による授業や放送授業は認められません。「メディアを利用して行う授業」の要件は,「大学設置基準第25条第2項の規定に基づき,大学が履修させることができる授業等について定める件」(平成13年文部科学省告示第51号)に規定されています。通信技術や学習支援体制がこの要件を満たさない場合,遠隔授業やインターネットを利用した授業により履修させることはできません。

② 「通信教育課程」の場合

「面接授業」「メディアを利用して行う授業」に加え,「印刷教材等による授業」「放送授業」の計4種類の履修形態が認められています(「大学通信教育設置基準」第3条第1項)。卒業要件中「20単位以上」を「面接授業」又は「メディアを利用して行う授業」により修得する必要があります(「大学通信教育設置基準」第6条第2項)。通信技術や学習支援体制が告示の要件を満たす場合,124単位全てを「メディアを利用して行う授業」により修得することも可能である一方,告示の要件を満たすとは認められない場合,その履修形態は104単位(124単位マイナス20単位)分までしか認められないこととなります。

Q7. 通学制の学部において,一部の授業科目についてメディアを利用して授業を行う場合,学則に明記する必要があるでしょうか。

A. 卒業要件において,「大学設置基準」第32条第5項の制限がかかりますので,学則やその他の履修規程で明示してください。学生の身分に関わることなので,学則に記載なくメディアを利用して授業を行うことはできません。学則の記載例は以下のとおりです。

(メディアを利用して行う授業)
第〇条 メディアを利用して行う授業は,あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。
2 前項の授業を実施する授業科目については,〇〇規程において定める。

Q8. 学部の通信教育課程において,スクーリングによる面接やメディアを利用して行う授業等の科目を学則や通信教育規程に明記する必要があるでしょうか。

A. 卒業要件において,「大学通信教育設置基準」第6条第2項の制限がかかりますので,学則等で明示してください。学生の身分に関わることなので,面接やメディアを利用して行う授業について学則に記載のないまま,通信教育を実施することはできません。

Q9. 大学院の通信教育課程において,利用できる授業の方法は,学部と同じでしょうか。

A. 大学院の種類によって異なります。

- ① 修士課程及び博士課程については,学部と同じです。
- ② 専門職大学院については,「メディアを利用して行う授業」しか認められません(「専門職大学院設置基準」第9条)。

Q10. 通信教育の開設の認可申請をする際、利用する印刷教材（インターネットで利用するデジタル教材等を含む。）は、申請時点で全て準備している必要がありますか。

A. 審査の過程で教材の提出を求める場合があります。必ずしも製本等がされている必要はありませんが、求めに応じて内容を示せる程度の準備ができていることが必要です。

Q11. 複数の教員が担当する科目のシラバスを作成する際に注意すべき点がありますか。

A. 共同科目やオムニバス科目については、担当する全ての教員を明確にするとともに、各教員の担当する内容がわかるようにしてください。

Q12. 大学設置基準第 21 条第 2 項の 1 単位当たり必要な授業時間数に、定期試験を含めてもよいでしょうか。例えば、全 15 回の講義において、15 回目に定期試験を行ってもよいのでしょうか。

A. 大学設置基準第 21 条第 2 項の 1 単位当たり必要な授業時間数に、定期試験を含めることはできません。例の場合、定期試験は 15 回の授業終了後に行ってください。

Q13. リメディアル教育（高校以下レベルの学び直し）の授業を単位認定することは可能ですか。

A. 高校以下レベルのいわゆる学び直しのための教育は、大学における教育目的や人材養成の目的とは別途行うべきものですので、単位認定することは不適切です。そのため、大学における教育課程外の取り組みとして位置付けた上で行ってください。

Q14. 博士論文や修士論文の担当指導教員が、学位論文審査委員会において主査を務めることは問題ないでしょうか。

A. 論文を直接指導した教員が、学位論文審査体制において主査として審査を行う場合は、当該分野の特殊性と審査の公平性を比較衡量の上、その妥当性を申請書等において説明してください。

Q15. 学士課程において、卒業研究を「必修科目」、卒業論文を「選択科目」としてもよいですか。

A. 各授業科目を「必修科目」とするか「選択科目」とするかは、大学においてその科目内容から判断いただいて構いませんが、両科目をそれぞれ「必修科目」と「選択科目」とした理由やその妥当性等を申請書等において説明してください。

(2) 学外での実習について

Q16. 学外で教育実習や臨床実習等を行う学科等に係る設置認可申請又は設置届出をする際、実習先が未定であっても問題ないでしょうか。

A. 大学等の設置認可申請や学部等の設置届出は、開設から完成年度に至るまでの間の計画を詳細に示していただくものであり、申請又は届出の時点で計画内容の全ての事項が確定していることが必要です。そのため、実習先についても申請又は届出の時点で全て確定していることが必要であり、実習先が確定していない状態で申請又は届出をすることはできません。

(3) 教員組織について

Q17. 大学等の設置認可申請や学部等の設置届出をする際、就任が未定となっている教員がいることや、担当教員が未定となっている授業科目があることは問題ないでしょうか。

A. 上記 Q11 に対する回答と同様の理由により、申請又は届出の時点で教員組織等の計画が全て確定していることが必要です。そのため、就任が未定となっている教員（兼任・兼任教員を含む。）がいたり、担当教員が未定となっている授業科目がある状態で申請又は届出をすることはできません。また、完成年度までの間に定年等の理由で退職する教員がいる場合は、その後任となる教員や担当科目についても申請又は届出の時点で確定していることが必要です。

なお、学部等の届出設置の可否について確認する大学設置分科会運営委員会の「事前相談」においては、兼任・兼任教員の配置が未定であっても構いません。

Q18. 専門学校の教員を大学の教員として就任させることはできますか。

A. 「大学設置基準」等で定めている教員の資格を満たす者であれば、大学の教員として就任することは可能です。

Q19. 任期付きで契約する教員（いわゆる「特任教員」等）を専任教員とすることは可能ですか。可能な場合、完成年度までの契約が必要ですか。

A. 任期を付した契約の教員を専任教員とすることは可能です。必ずしも完成年度までの契約は必要ありませんが、学年進行中に契約が終了する教員については、担当授業科目を含めてその後任が申請時において確定していることが必要です。

Q20. 教職課程の認定申請を行う予定です。学科の一般教育科目の一部に「教職に関する科目」に該当する授業科目があるのですが、その授業科目の担当教員は設置基準上の必要専任教員数から除かれてしまうのでしょうか。

A. 教職課程の専任教員であっても、設置基準上の必要専任教員から除かれることはありません。

Q21. 学部の学科の中に複数の領域を設けて主専攻・副専攻制にする場合、専任教員数の基準となる「大学設置基準」別表第 1 は、下欄の「2 以上の学科で組織する場合」が適用されるのでしょうか。

A. 必要専任教員数は学科単位で算定しますので、1 学部 1 学科という構成であれば、領域にかかわらず、別表第 1 中欄の「1 学科で組織する場合の専任教員数」が適用されます。なお、領域ごとの必要専任教員数は法令上は想定されていませんが、認可申請の場合、審査の過程において領域ごとの教育研究を行うのに必要な教員が適切に配置されているか確認する場合があります。

Q22. 通信教育開設の認可申請について、通学制の学部・学科を基にして、通学制の教員がそのまま通信教育も併せて担当する計画の場合、教員審査の省略は可能ですか。

A. できません。現在いる専任教員が通信教育を担当するか通信教育を専ら担当する専任教員を新規採用するかにかかわらず、通信教育を担当する全ての専任教員について、教員審査が必要です。

Q23. 「大学院の専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成 11 年文部省告示第

175 号) については、別表第一もしくは別表第二と、別表第三の教員数を足し合わせるということによろしいでしょうか。

A. 別表第一もしくは別表第二と、別表第三を合計した教員数が必要なのではなく、別表第一もしくは別表第二及び別表第三をそれぞれ満たしていることが必要です。

Q24. 大学院の教員は教育研究上支障を生じない場合には学部の教員が兼ねることができることとされていますが(「大学院設置基準」第 8 条第 3 項)、当該研究科の基礎となる学部以外の学部に所属する教員も当該研究科の教員になることができますか。

A. 可能です。

Q25. 研究指導教員又は研究指導補助教員(以下「研究指導教員等」という。)は、教授又は准教授である必要はありますか。

A. 必ずしも教授又は准教授である必要はありません。専任の講師あるいは助教であっても、研究指導能力を有する者であれば研究指導教員等として認められます。

Q26. 研究指導教員等になれる者の一般的な基準や目安(必要となる論文業績等)はありますか。

A. 研究指導教員等にふさわしいかどうかの判断は、研究指導教員等になろうとする者の教育研究業績等から判断されますが、その基準は学問分野ごとに異なるものと思われることから、一般的な基準や目安となるものではありません。

Q27. 研究科の専攻(修士課程又は博士課程)の中に複数の研究領域を設ける場合、「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」(平成 11 年文部省告示第 175 号)別表第 1 及び別表第 2 は、研究領域ごとに適用されるのでしょうか。

A. 専攻の中に複数の研究領域を設ける場合であっても、別表第 1 及び別表第 2 は専攻を単位として適用されます。ただし、研究指導教員がいない研究領域は研究指導ができないこととなりますので、研究領域ごとに最低一人以上の研究指導教員が配置される必要があります。どの教員がどの研究領域に属しているかについては、「専任教員一覧」の書類で示してください(届出の場合は提出不要)。

Q28. 専門職大学院の教員における「みなし専任」の要件として、年間 6 単位以上を担当することになっていますが、開設 1 年目から 6 単位担当する必要がありますか。

A. 開設 1 年目から 6 単位以上を担当する必要はありません。全ての授業科目が開講される完成年度において年間 6 単位以上という要件を満たしていれば、専任教員としてみなすことができます。

Q29. 専門職大学院の教員における「みなし専任」は、企業等に所属している者でもよいですか。

A. いわゆる「みなし専任」とは、専任教員ではない者を、法令の基準上「専任教員」とみなすことです。「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」第 2 条第 2 項の要件を満たしていれば企業等に所属している者であっても「みなし専任」として教員基準に算入することが可能です。

Q30. 実務家教員については、講師以上の職位に限るなどの職位に関する規定はありますか。

A. 特に職位に関する規定はありません。

Q31. 薬学系以外の学部や専門職大学院以外の大学院において、実務家教員を専任教員にすることは可能ですか。

A. 一般の学部や大学院であっても、実務経験を有する者を専任教員とすることは可能です。ただし、専任教員は原則として専ら当該大学において教育研究活動に従事するもの（「大学設置基準」第12条第2項）であることが必要です。教育研究上特に必要がある場合で、当該大学における教育研究活動の遂行に支障がないと認められる場合に限って、その他の活動に従事する者を専任教員とすることができます（同条第3項）。

Q32. 研究科長になる者は当該研究科に所属する教員のうち研究指導教員として認められた者でなければならない等の要件はありますか。研究科の講義、演習、研究指導を担当しない者であっても研究科長として就任しても問題ないでしょうか。

A. そのような要件はありません。ただし、大学として研究科長が果たすべき役割を明確にし、その役割を果たせる者であることが必要です。

Q33. 教員は開設時に全員就任する必要はありますか。

A. 新たに大学等を設置する場合の教員組織については、法令の規定に基づき段階的に整備することが可能です（「大学設置基準」第60条、「短期大学設置基準」第52条、「大学院設置基準」第45条、「高等専門学校設置基準」第29条）。学校ごとの具体的な基準については、以下の各法令を御参照ください。

- ・「大学設置基準第53条の規定に基づき新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件」（平成15年文部科学省告示第44号）
- ・「短期大学設置基準第45条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件」（平成15年文部科学省告示第52号）
- ・「大学院設置基準第38条の規定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件」（平成15年文部科学省告示第50号）
- ・「高等専門学校設置基準第29条の規定に基づき、新たに高等専門学校等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件」（平成15年文部科学省告示第48号）

Q.34. 請負契約により、英会話教室の講師に英語の授業を担当してもらいたいと考えてますが、当該授業科目の担当教員とすることは可能ですか。

A. 授業担当教員とすることはできません。大学の職員（教員を含む。）とは、学長の指揮命令権の下で大学の校務に従事する者です。請負契約により大学の校務を請け負った事業者に雇用されて当該校務に従事する者については、学長の指揮命令権の下で当該校務に従事する者ではないため、申請書等の教員名簿には記載しないでください。

Q35. 学位と教員審査の関係についての質問ですが、申請時は大学院在籍中で学位を未取得でも、就任前に取得予定ならば「修士学位の取得者」と同等の者として教員審査を受けることは可能でしょうか？

(例えば、平成31年4月の学科設置で就任が31年4月、修士学位の取得が31年3月の場合など)

A. 教員審査については、申請書類である教員個人調書等に基づいて大学設置・学校法人審議会において審査されますので、どのように判断されるかは事務的にはお答えしかねます。なお教員個人調書は申請時点の教員の学歴・職歴・教育研究業績等を記載いただくものであり、「修士の学位を取得予定」など、将来の未定の事項を記載することはできません。

(4) 施設・設備について

Q36. やむを得ない理由によりキャンパスから離れた場所（別地）に運動場を設置する計画ですが、キャンパスとの距離や移動に要する時間等についての制限はありますか。

A. キャンパスとの距離や移動に要する時間等についての具体的な制限はありませんが、運動場を別地に設けるとしても「やむを得ない理由」及び「教育に支障のない」ことが必要となります（「大学設置基準」第35条第1項）。したがって、運動場を別地に設置する場合、設置認可申請書又は届出書の「設置の趣旨等を記載した書類」において、「やむを得ない理由」及び「教育に支障のない」ことを説明していただく必要があります。なお、どのようなものが「やむを得ない理由」に該当し、「教育に支障のない」と言えるかについては、キャンパスや運動場を設置する地域の環境や交通事情等によって異なりますので、一般的基準や目安となるものはありません。大学等ごとの事情に応じて、申請者又は届出者において妥当性を説明してください。

Q37. 研究室について「専任の教員に対しては、必ず備えるものとする」という規定がありますが、面積等の基準や目安はありますか。また、これらは個室として備えなければならないのでしょうか。例えば、複数人でシェアする共同研究室などを研究室として扱うことはできますか。

A. 研究室の面積等に関する基準や目安はありません。利用形態は、必ずしも個室である必要はありませんが、研究執務に専念できる環境でなければなりません。また、オフィスアワーに適切に対応できること等、学生の教育上の観点からも適切な設備であることが必要です。

Q38. 整備すべき図書等の数量について、一般的な基準や目安等がありますか。

A. 整備すべき図書等の数量については、設置する学部等の目的や教育課程の内容等によって異なるものと考えられますので、一般的な基準や目安となるものはありません。設置する学部等の目的や教育課程の内容等に応じて、申請者又は届出者において整備計画の妥当性を説明してください。

Q39. 教員免許を取得できる教育課程を考えていますが、附属学校を設置することは必要ですか。

A. その教員免許を取得することが卒業要件になっている場合には、「教員養成に関する学部又は学科」（「大学設置基準」第39条）として、当該免許種別に対応した附属学校を備える必要が

あります。教員免許の取得が卒業要件ではなく、教職科目の履修により取得可能である場合には、教員養成に関する学部等とはならないので、附属学校は不要です。

Q40. 同一法人が設置する短期大学等と土地や施設を共用することは可能ですか。

A. 同一法人が設置する短期大学等と土地や施設を共用することについては、特段禁止されていません。ただし、共用部分を含めて実際に保有している面積が、各学校種の必要面積の合計を上回っている必要があります。また、共用により双方の教育研究環境に支障が発生しないことに十分な配慮が必要です。校舎を共用する専門学校や各種学校などで、設置基準以外の都道府県による独自の基準が存在する場合は、当該規定を明示していただく必要があります。

Q41. 同じ法人の施設（例えば専門学校が所有している施設）を、実技・実習の施設として利用することは可能ですか。

A. 大学と専門学校等では、その目的や内容が異なります。大学の教育の目的や内容に相応の施設・設備は、大学として整備することが必要です。その上で、必要に応じて専門学校等の施設・設備を利用することは差し支えありません。

Q42. 校舎等の施設及び設備は開設時に全て完成している必要がありますか。

A. 新たに大学等を設置する場合の校舎等の施設及び設備については、法令の規定に基づき段階的に整備することが可能です（「大学設置基準」第 60 条、「短期大学設置基準」第 52 条、「大学院設置基準」第 45 条、「高等専門学校設置基準」第 29 条）。具体的な基準については、上記 Q27 を御参照ください。

Q43. 校地や校舎に借用地等が含まれても問題ないでしょうか。

A. 大学等の設置認可や届出においては、校地校舎に借用地を含めることは可能です。ただし、適切な教育研究を行うことができることが前提となります。また、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可においては、土地や施設の借用等について制限規定が設けられておりますので、御留意ください（寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関することについては、私学部私学行政課法人係にお問い合わせください）。

Q44. 学部等を設置するに当たり適用される学部の規模に応じ定める校舎の面積（大学設置基準 38 条の 2）については、学部の学生が使用するスペース以外にも、教員の研究スペース、事務室及び学長室、学部間で共有するスペース（教室）等を含めることができますか。

A. 可能です。ただし、大学設置基準はあくまで最低基準であるため、教育研究環境上支障がないようにする必要があります。

Q45. 一つの建物に校地面積算入施設と校地面積不算入施設が混在している場合、（例えば 1 階と 2 階は算入施設、3 階と 4 階は不算入施設）、校地面積はどこまで算入できますか。

A. 校地面積算入施設と校地面積不算入施設が混在していたとしても、当該建物の建築面積は校地面積に算入できます。

(5) その他

Q46. 新設する大学の学部の学科，短期大学の学科，大学院の研究科の専攻にコース・専攻等を設置したいのですが，どのような手続が必要ですか。

A. 大学・大学院と短期大学で手続が異なります（既設の学科等にコース・専攻を設定する場合の手続については，Q81をご覧ください。）。

① 大学の場合

大学に関して法令上規定されている組織上の最小単位は「学科」です（「大学設置基準」第4条）。その下に設定する「専攻」「コース」「プログラム」等（以下「コース等」という。）は，学科の専攻分野の範囲内で教育上の目的から一部の科目の履修方法を指定するなどにより設定される，学生の「履修上の区分」に過ぎず，独立した組織ではありません。したがって，施設指定申請・免許等の関係でやむを得ず必要な場合を除き，コース等に定員を設定することはできません（「大学設置基準」第18条）。このような履修上の区分であるコース等の設定は，当然のことながら学科の教育研究上の目的や授与する学位の分野の範囲内においてのみ可能であることに十分留意してください。

なお，コース等は履修上の区分であって独立した組織ではありませんので，基本計画書（別記様式第2号（その1の1又はその1の2））への記載は不要ですが（ただし，法令等により明確な定員設定を求められている等，やむを得ず定員を設定する場合は記載してください），「設置の趣旨等を記載した書類」において，コース等の詳細（コースごとの人数の目安や転コースの可否，選抜方法等）や設定の趣旨等を説明してください。

② 短期大学の場合

短期大学に関して法令上規定されている組織上の最小単位は，「専攻課程」であり（「短期大学設置基準」第3条第2項），教育上特に必要があるときは，学科内に専攻課程を設け定員を設定することができます（「短期大学設置基準」第4条第1項）。ただし，学科の教育研究上の目的や授与する学位の分野と異なるものについては，専攻課程として取り扱うことはできません。

新たに設置する学科に専攻課程の置く場合は，基本計画書に専攻課程まで記載し，その他の書類においても専攻課程について明記してください。

教育上の目的によるコース等の履修上の区分の設定については，上記①と同様です。

③ 大学院の場合

大学院の研究科の専攻の下にコース等を設定する場合は，上記①と同様です。

Q47. 4年制大学の新たな学部の設置に当たって，同一法人において設置している他の短期大学を廃止し，その入学定員を移行することを検討していますが，その場合の手続を教えてください。

A. 同一設置者内であっても，学校間で定員を振り替えるという手続はありません（私学助成の手続と混同しないように御注意ください）。収容定員は，設置する学校単位で見ますので，大学の収容定員の総数の増加を伴うものは，収容定員に係る学則変更の認可申請が必要です。

Q48. 通学課程で「修士（文学関係）」の学位を授与している場合，通信教育課程において新たに修士（文学関係）の学位を授与する場合は認可申請ですか。それとも届出による設置が可能でし

ようか。

A. 認可申請が必要です。

Q49. 複数学科で構成する学部において、学部全体の定員を定め、学科ごとの定員設定をしないということは可能ですか。

A. できません。学科を単位として定めることが必要です（「大学設置基準」第18条第1項）。

Q50. 大学の設置に伴い、開設初年度から3年次の編入学生を受け入れることは可能ですか。

A. 開設初年度から編入学生を受け入れることは可能ですが、その場合、開設の時点で編入年次（上記Qの例では3年次）の配当科目を開講できる体制（教員の就任、施設・設備の整備等）が整備されていることが必要です。また、当該科目については、学年進行が追いつくまでの間（上記Qの例では開設2年目までの間）、履修者は編入学生のみとなることから、そのような形でも適切な履修が可能であることも必要です。

Q51. 留学生や社会人については、入学定員外において受け入れることができると聞いたのですが、本当ですか。

A. そのようなことはできません。一般選抜でも特別選抜でも、留学生や社会人について、通常の募集定員と異なる取扱いをするという事実はありません。

Q52. 設置届出の時期は年間複数回設けられていますが、実際の届出はどの時期に行ってもよいのでしょうか。

A. どの時期であっても手続上の違いはありませんので、どの時期に届出を行っていただいてもかまいません。ただし、届出を行うまで（大学設置分科会運営委員会の「事前相談」に諮っていない場合は、届出後60日を経過するまで（60日以内に文部科学省ホームページで公表した場合を除く））は学生募集及びそれに類する行為を行うことはできませんので、御留意ください。

Q53. 設置届出を行うに当たって、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会の「事前相談」に必ず諮る必要がありますか。

A. 設置届出の場合は、必ずしも「事前相談」に諮る必要はありません。ただし、手続の万全を期す観点からは、「事前相談」に諮ることを推奨しています。

Q54. 複数の学科を一つの学科に合併する場合、どのような手続が必要ですか。

A. 大学の組織については法令上「合併」という制度や手続はありませんので、新たな学科の設置と既設学科の廃止（学生募集停止）の手続を同時に行うこととなります。

Q55. 一つの学科を複数の学科に分割する場合、どのような手続が必要ですか。

A. 大学の組織については法令上「分割」という制度や手続はありません。一般的に考えられる手続は、以下の2点です。

① 複数の新たな学科の設置と既設の学科の廃止（学生募集停止）の手続を同時に行う。

- ② 一つ又は二つ以上の新たな学科を設置しつつ、既設の学科は廃止せず存続させる（ただし、存続させる既設の学科については、新たな学科の設置に伴って教育課程等を大幅に変更すると、変更前後に学科としての同一性が認められず、実質的な新たな学科の設置と見なされる可能性がありますので、御留意ください）。

Q56. 認可後（又は届出後）に、申請書（又は届出書）に誤記載があったことが判明しました。書類の差し替えや大学設置室ホームページに掲載している電子ファイルの差し替えは可能でしょうか。

A. 認可申請又は届出後の書類の差し替えは一切認められません。また、情報公開の一環として大学設置室ホームページに掲載している電子ファイルは、認可又は届出の内容を原則としてそのまま掲載するものであることから、誤記載による差し替えは認めておりません。なお、内容によっては虚偽の申請又は届出と判断せざるを得ない場合もありますので、申請又は届出を行う前には内容について十分な確認作業を行ってください。また、誤記載が判明した段階で大学設置室まで至急御連絡ください。

Q57. 教員免許の取得が可能な学科を設置する場合、学科の設置手続のほかに必要な手続がありますか。

A. 教員免許の取得を可能とするためには、学科の設置手続のほか、教職課程の認定の手続が必要となります。この手続を行わないと、学科の設置が認められても教員免許の取得が可能とはなりませんので、必ず両方の手続を行ってください。教職課程の認定の手続については、初等中等教育局教職員課が担当窓口となりますので、御不明な点等は教職員課に直接お問合せください。

Q58. 看護師、理学療法士、作業療法士等の国家試験受験資格の取得が可能な学科を設置する場合、学科の設置手続のほかに必要な手続がありますか。

A. 看護師等の資格の取得を可能とするためには、学科の設置手続のほか、看護師等の養成施設としての指定を受ける必要があります。この手続を行わないと、学科の設置が認められても看護師国家試験等の受験資格の取得が可能とはなりませんので、必ず両方の手続を行ってください。指定の手続については、高等教育局医学教育課（管理栄養士のみ専門教育課）が担当窓口となりますので、御不明な点等は各担当課に直接お問合せください。

Q59. 大学院の定員超過については、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）」の1条1項3項は適用されますか。

A. 大学院については適用されません。ただし、大学院設置基準第10条により学生数は「収容定員に基づき適正に管理する」必要がありますのでご注意ください。

Q60. 「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置に係る認可の基準」（平成15年文部科学省告示第45号）は、設置届出にも適用されますか。

A. 設置届出には、適用されません。

Q61. 基礎となる学部等を改組した場合、研究科についても連動して改組する必要がありますか。

A. 基礎となる学部等を改組したからといって、必ずしも研究科を改組する必要はありません。貴学として、当該研究科に学部との継続性があるようにしたいという場合や、改組した学部が基礎となる学部となり得るのであれば当該研究科の基礎となる学部とし、改組した学部が基礎となる学部とはならないようでしたら研究科の改組が必要と思われますので、貴学においてご判断ください。

2 収容定員に係る学則変更について

Q62. 大学の収容定員に係る学則変更について、ある学部の収容定員が増加するが、他の学部の収容定員が減少するため、大学全体の収容定員に変更がない場合、どのような手続が必要ですか。

A. 大学の収容定員に係る学則変更の届出が必要となります。なお、通学課程の収容定員を通信教育課程の収容定員へ振り替えることはできません。

Q63. 大学全体の収容定員の変更に伴う手続について、通学課程の収容定員は増加するが、通信教育課程の収容定員が通学課程の増加幅以上に減少する場合、認可申請ですか。それとも届出ですか。

A. 通学課程については認可申請、通信教育課程については届出と、2つの手続が必要になります。

Q64. 学位の種類と分野を変更しない学科の設置を届出で行う予定ですが、大学全体の収容定員の増加を伴う場合、学科設置の届出と収容定員に係る学則変更の認可申請の関係はどうなりますか。また、どのようなタイミングで書類を提出すればよいでしょうか。

A. 届出で行う新たな学部等の設置は、大学全体の収容定員の増減にかかわらず、大学設置・学校法人審議会の審査はありません。ただし、私立大学及び私立短期大学については、新たな学部、短期大学の学科又は大学の学部の学科を設置することによって大学全体の収容定員が増加する場合は、収容定員の増加についての学則変更の認可が必要ですので、届出と併せて「収容定員に係る学則変更の認可申請」をしていただく必要があります。この場合の学則変更の認可は、新たな学部等の設置届出が成立する前提となりますので、届出書類を単独で提出しても、学部等の設置が完了したことにはなりません。

収容定員に係る学則変更の認可申請の時期は3月末と6月末の2回設けられています。3月末に認可申請を行った場合は4月末に、6月末に認可申請を行った場合は6月末に学部等の設置届出を行ってください。この場合は、収容定員増加に係る学則変更の認可を待って、設置届出が成立します。

Q65. 収容定員に係る学則変更の認可申請の時期は3月末と6月末の2回ありますが、実際の申請はどちらの時期に行ってもよいのですか。

A. 審査の流れ等はどちらも同じですので、どちらの時期に申請していただいても構いません。た

だし、認可されるまでは新たな定員で学生募集及びそれに類する行為を行うことはできませんので、御留意ください。また、新たな学部等の設置を届出で行うことにより大学全体の収容定員が増加する場合は、上記 Q64 のとおり収容定員に係る認可申請と設置届出をセットで行う必要がありますので、御留意ください。

Q66. 新たな学部等の設置認可申請を計画していますが、同一年度に既設の学部等の収容定員の増加も計画しています。定員を減らす学部等はないため、新たな学部の設置がなくても大学全体の収容定員が増加することとなりますが、この場合、新たな学部等の設置認可申請とは別に収容定員に係る学則変更の認可申請を行う必要がありますか。

A. 新たな学部等の設置認可申請は当該学部等の設置計画のみ審査します。したがって、新たな学部を除いて別途既設学部等の収容定員の増加によって大学全体の収容定員が増加する場合、収容定員に係る学則変更の認可申請を別途行うことが必要です（申請時期は、3 月末又は 6 月末のどちらでも可能です）。

Q67. 収容定員に係る学則変更の認可後に計画を変更し、認可された増加分を同一年度に新たに設置する別の学科に振り替えることは可能ですか。

A. 認可を受けた学則の定員で一度も学生募集をしないこととなるため、認められません。

Q68. 収容定員変更届出書を提出したのですが、いつから新しい入学定員で学生募集（募集要項の配布、出願受付、入学者選抜）は可能なのですか。

A. 収容定員変更届出に係る学生募集については、文部科学大臣に収容定員変更届出書を提出した日から、当該入学定員で学生募集が可能です。

Q69. 学生募集（募集要項の配布、出願受付、入学者選抜）を行った後に、収容定員変更届出書を提出し、その募集定員とは異なる入学定員に変更することは可能ですか。

A. 収容定員変更を行う場合は、必ず、学生募集開始前に収容定員変更届出書を提出してください。学生募集開始後の収容定員変更は、公正・公平な入学者選抜の観点から不適切です。

3 設置計画履行期間中の計画変更等について

Q70. 設置認可後（又は届出後）に計画変更が発生した場合、どのような手続が必要ですか。

A. 認可又は届出の翌年度以降に提出する「AC 報告書」にて報告してください。ただし、その変更の内容が、認可時又は届出時の計画より教育研究水準を低下させるものである場合や設置の趣旨と異なるものである場合、結果として実態を反映しない計画書を提出したことによる虚偽申請となることがあり得ますので、早急に大学設置室まで連絡してください。また、変更前の計画に基づいて大学側が学生等に対して民事上の債務、責任等を負っている場合、変更内容の説明や補償等、適切な対応が必要となります。

Q71. 認可後（又は届出後）、課程認定等の手続の関係で設置計画の変更をする必要が生じました

が、どのように対応すればよいでしょうか。

- A. 申請後にこのような事態が生じないように、課程認定等の関係省庁・部署等への相談を可能な限り早期に進め、基本的に確定した設置計画で申請してください。やむを得ず設置計画を変更する場合は、「AC 報告書」において報告いただくとともに、必要であれば学則変更等の手続きを行ってください。

Q72. 就任予定の教員が自己都合により就任辞退した場合や、既に就任している教員が自己都合により退職した場合は、どのように対応すればよいでしょうか。

- A. 科目担当が不在にならないように早急に新たな教員を選任してください。辞任した教員が専任の場合、必ず専任教員を補充することが必要です。完成年度以前の場合、専任教員であれば科目を担当する前に「AC 教員審査」が必要です。定められた期間に必要な書類を提出し教員審査を受けてください。

Q73. 諸事情により教員が一時休業することとなり、当該教員が復帰するまでの間は別の教員に科目を担当させますが、どのような手続が必要でしょうか。

- A. 教員が一時休業する場合も、上記 Q72 に準じて対応してください。専任教員については、科目担当が一時的なものであっても「AC 教員審査」を受ける必要があります。

Q74. 「AC 教員審査」において、不可や保留の判定を受けたため、開講時に教員が充当できなかった場合、どのように対応すべきですか。

- A. 学生の学修を第一に考えていただき、臨時的に非常勤教員を充てることや開講時期を調整する等により、学生の学修に支障が決してないようにするとともに、速やかに専任教員の補充を行ってください。

Q75. 設置した学部等の完成年度以前（学年進行中）に当該学部等を廃止したり、新たな学科等を追加したり、収容定員を変更することは可能ですか。

- A. 設置認可や届出設置は、ある年の 4 月 1 日における「設置行為」を認可するというより、一定の期間を通じた教育研究活動全体を通じて見た「設置計画」を認可するという性質のもので、合理的な理由なく変更することは不適切です。ただし、完成年度以前であっても、教育研究活動をより充実させるためなどの明確で合理的な理由がある場合は可能です。

4 名称変更について

Q76. 学部学科等の名称変更は、どのような場合に認められますか。

- A. 名称変更前後で目的や養成する人材像、教育課程、授与する学位の分野等に変更がないことが前提です。なお、「大学設置基準」第 40 条の 4 等への適合性に係る専門的判断が必要であることから、名称変更を行う場合は大学設置分科会運営委員会の「事前相談」に諮るようにしてください。

Q77. 学科に設定しているコース等の名称を変更する場合、「事前相談」を含む名称変更の手続を行う必要がありますか。

A. 大学・大学院と短期大学で異なります（コース等の趣旨については、Q46 を参照してください）。

① 大学・大学院の場合

大学の学科又は大学院の研究科の専攻に設定しているコース等は独立した組織ではありませんので、名称変更の手続は不要です（ただし、学則に明記している場合は学則変更の手続（「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）」（以下「通知」という）の5 ①ク）を行ってください）。

② 短期大学の場合

短期大学の学科に設置する専攻課程は法令上認められた独立の組織ですので、学則変更の手続が必要です。ただし、手続の区分は、名称変更（通知 2 ①イ）ではなく、その他の学則変更（通知 5 ①ク）となります。教育上の目的による学生の履修上の区分としてのコース等については、上記①と同様です。

Q78. 大学や学部等の英語名称のみを変更する場合、どのような手続を行えばよいでしょうか。

A. 大学や学部等の英語名称のみを変更する場合は、大学設置室への手続は不要です（「事前相談」も不要）。ただし、英語名称を学則で定めている場合は、学則変更の手続（通知 5 ①ク）を行ってください。

なお、大学、短期大学又は高等専門学校本体の英語名称は、ユネスコのポータルサイト（下記 URL 参照）に掲載されていますので、当該ページの修正を希望される場合は、高等教育企画課国際企画室にお問合せください（学部等の英語名称は掲載されていないので、連絡は不要です）。

※ユネスコ「WHED : International Association of Universities' Worldwide Database of Higher Education Institutions, Systems and Credentials」

http://whed.net/results_institutions.php

5 その他の学則変更等について

Q79. 既設の学部の学科や短期大学の学科等にコース等を設置する場合は、どのような手続が必要ですか。

A. 大学・大学院と短期大学で手続が異なります（コース等の趣旨については、Q46 を参照してください）。

① 大学・大学院の場合

既設の学科や研究科の専攻に新たにコース等を設定する場合は、設定に際しての文部科学省への手続は原則として不要ですが、コース等の設定を学則に明記する場合は学則変更の手

続が必要となります。手続の詳細は、通知 5 ①ケ（その他の学則変更）を参照してください。

② 短期大学の場合

既設の学科に新たに専攻課程を置く場合は、学科全体の定員を変更しない場合は、通知 5 ①ウ（公私立短期大学の学科の専攻課程の設置）の手続を行ってください。専攻課程の設置によって学科全体の収容定員を変更する場合は、収容定員に係る学則変更の手続（認可申請又は届出）を行ってください。

教育上の目的によるコース等の履修上の区分の設定については、上記①と同様です。

Q80. 社会人学生が多い既設の大学院の研究科の専攻について、昼夜開講制又は夜間大学院としたのですが、その場合の手続と留意点を教えてください。

A. 夜間に教育を行うに当たっては、個々の分野の特質に応じて、教育研究の水準の確保、大学院を専ら担当する教員の配置、夜間の学生の学習に配慮した施設や事務体制等について、実情に合わせた必要な措置を講じて十分な準備をしてください。

夜間教育を行う専攻については、「大学院設置基準」第 2 条の 2 や第 14 条を参照し、教育方法の特例について学則上に明記した上、通知 5 ①ク（その他の学則変更）の手続を行ってください。学則の記載例は次のとおりです。

（教育方法の特例）

第〇条 次の研究科又は専攻に、専ら夜間において教育を行う課程を置く。

〇〇研究科〇〇専攻 博士前期課程

Q81. 社会人学生が多い既設の大学院の研究科の専攻の修士課程において、昼夜開講制を活用して標準修業年限を短縮することは可能ですか。

A. 「大学院設置基準」第 3 条第 3 項に従って、明確な履修上の区分を設け、特別選抜を実施し、昼夜開講制や集中授業による適切な教育と履修指導を行うことで、標準修業年限を短縮することが可能です。標準修業年限を短縮する専攻を学則上に明記した上、通知 5 ①ク（その他の学則変更）の手続を行ってください。学則の記載例は次のとおりです。

（標準修業年限）

第〇条 博士前期課程及び修士課程の標準修業年限は、2 年とする。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を 1 年以上 2 年未満の期間とすることができる。

3 前項の研究科、専攻又は学生の履修上の区分は、次のとおりとする。

〇〇研究科〇〇専攻 修士課程 1 年コース

〇〇研究科〇〇専攻 博士前期課程 1 年半修了〇〇専修プログラム

Q82. 既設の大学院の研究科のサテライトキャンパスを開設したいのですが、どのような手続が必要ですか。

A. 特に手続の必要はありませんが、「大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件」に要件として定められているように、社会人等を対象としてその履修の利便を図るために、本部キャンパスの授業の一部を行うものであり、サテライトキャンパスのみで教育課程の全てを履修することは想定されていないことに十分留意ください。校地・校舎の権利変更が伴う場合は、通知 4 の手続及び私学部参事官室に必要な届出を行ってください。

Q83. 入学者に欠員が生じてしまったので、翌年度に募集定員を増員することは可能ですか。

A. 当該学年の欠員の範囲内であれば、編入学生や学内の転学部・転学科の受入れが可能ですが、定員を超える募集や既に定員を充たしている学年に更に受け入れることはできません（入学者選抜実施要項を参照）。

Q84. 教育課程や学納金に関する学則変更を行いたいのですが、留意すべき点がありますか。

A. 入学者保護の観点から、教育課程や学納金など学生に直接関わりがある学則変更は、学生募集開始前に行ってください。また、同窓会費等納入が任意のものについては、そのことを明示するなど、入学者に対して適切な情報提供をすることが必要です。

Q85. 収容定員に係る学則変更の届出を行うほか、収容定員以外の事項に係る学則変更も予定している場合、両者を併せて一つの届出としてもよいでしょうか。

A. 両者は別の観点に係る変更ですので、別々に届出を行ってください。

Q86. 学科等の学生募集を停止する場合、学内ではいつまでにどのようなことを行っておく必要がありますか。

A. 在学生や受験生にとって不利益とならないよう（例えば、次年度の学生募集開始後に募集停止を決定することがないよう）、貴学の責任で行っていただくようお願いします。

また、設置者の最高意思決定機関による議決日の記載を求めていますので、少なくとも理事会等の最高意思決定機関による議決は必要となります。

6 事務相談について

Q87. 新たな学部等の設置を検討していますが、正式な手続きの前に事務相談を行うことは必要でしょうか。

A. 事務相談は義務的なものではありません。事務相談を行うことの必要性については、各申請者

又は届出者にて御判断ください。

Q88. 事務相談では申請又は届出前の義務ではないとしても、相談はしたほうがよいのでしょうか。相談を行わないことで認可申請の審査等で不利になることはないのでしょうか。

A. 事務相談は申請又は届出に係る書類作成等に関する事務的な御質問に対して大学設置室の事務官が助言等を行うものですので、書類作成等について不明点等がなければ御相談にいらしていただく必要はありません。なお、事務相談は「事前審査」や「事前調整」の場ではありませんので、事務相談を行ったことを理由として審査上有利に扱われることはありませんし、事務相談を行わなかったことを理由として審査上不利に扱われることもありません。

Q89. 事務相談では、どのようなアドバイス等をもらえるのでしょうか。

A. 申請又は届出に係る書類作成等に関する事務的な御質問について、助言等を行っています。なお、大学設置室の事務官が対応者となりますので、教育課程や教員組織の妥当性等といった専門的見地に基づく判断を要する事項についてはお答えできません。

Q90. 本書の内容に沿って書類を作成しましたが、内容が合っているか不安です。事務相談の場合、不備や誤字・脱字など、全般的にチェックしていただくことはできますか。

A. 事務相談は1回につき最大1時間としておりますが、全般的な確認は多大な時間を要し所定の時間内にはできませんので、「全般的に問題はないか」、「各書類の記載に不備がないか」といった御質問はお断りしております。事務相談を行う際は、具体的にどの箇所を確認したいのかあらかじめ整理してください。

なお、記載の不備については、大学設置室による確認を前提とするのではなく、申請者又は届出者の責任ある体制の下で確認していただくようお願いいたします（書類不備によって審査上不利に取り扱われることになった場合でも、大学設置室は責任を負いかねます）。

Q91. 新たな学部等の設置認可申請を検討していますが、事務相談において、認可されるかの見通しについて教えていただくことはできますか。

A. 事務相談は事務官が対応者となりますので、専門的見地に基づく判断を必要とする事項についてはお答えできません。そのため、教育課程や教員組織等の具体的内容を示していただいても、その計画が認可されるかどうかといった御質問にはお答えできません（計画内容の妥当性については、正式な申請後に審議会が判断する事項です）。

Q92. 新たな学部等を届出で設置することを検討しています。学位の種類及び分野は変わらないと考えていますので届出設置が可能と思いますが、事務相談の場で認可申請又は届出のどちらの手続になるか教示していただけますか。

A. 上記 Q91 に対する回答で示したとおり、事務相談においては専門的な判断を必要とする事項についてはお答えできません。そのため、教育課程や教員組織等の具体的内容を示していただいても、認可申請か届出かの確定的な判断はできません。届出設置の可否については、大学設置分科会運営委員会の「事前相談」に諮って確認してください。

Q93. 学科の名称変更を検討していますが、計画している内容が名称変更の手続で可能かどうか事務相談の場で判断していただくことはできますか。

A. 上記 Q91・92 に対する回答と同様に、そのような判断はできません。名称変更の可否については、大学設置分科会運営委員会の「事前相談」に諮って確認してください。

Q94. 新たな学部等の設置認可申請を予定しており事務相談を希望していましたが、予約が取れませんでした。通常の受付枠とは別枠で特別に相談を受けていただくことはできませんか。

A. 事務相談は大学設置室の事務官が対応者となることから、審議会の会議開催日等は相談対応をすることができず、相談日は限られています。そのため、相談希望が特定の時期に集中した場合、予約枠が埋まってしまい予約が取れないことがあります。その場合、上記御質問のような形で特別に相談を受けられたいとの御要望をいただくことがあります。次年度に申請を予定している等の事情があるとしても、他の申請者等との公平性の観点から、そのような御要望はお断りしております。

簡易な内容の御質問であればメール又は電話でのお問合せも活用していただくようお願いいたします。

Q95. 事務相談を行うことができるのは、学校法人や大学を有する地方公共団体や公立大学法人等の担当者・関係者に限られるのでしょうか。これから学校法人を設立しようとする者も事務相談を行うことはできますか。

A. 事務相談を行うための資格等の制限は設けておりませんので、これから学校法人を設立しようとしている方でも事前に御予約いただければ御相談は可能です。なお、学校法人の設立に関する御相談（寄附行為や設置経費等に関する事）については、私学部私学行政課法人係にお問合せください。

Q96. 設置認可等は予定しておりませんが、大学設置基準等の法令の一般的解釈について事務相談の場で質問することはできますか。

A. 大学設置室の事務相談は具体的な手続の内容について事務的な御相談に応じているものです。法令の一般的な解釈については大学設置室ではお答えできませんので、各法令所管課に直接お問合せください。

- ・大学設置基準，短期大学設置基準，大学院設置基準に関する事・・・大学振興課
- ・大学通信教育設置基準，短期大学通信教育設置基準，専門職大学院設置基準・・・専門教育課

Q97. 看護師，理学療法士，作業療法士等の養成や教員養成に係る学部等の設置を検討していますが、指定規則や課程認定に関する質問も可能ですか。

A. 看護師，理学療法士，作業療法士等の養成に係る指定規則や教員養成に係る課程認定に関する御質問は、大学設置室ではお答えできませんので、各担当課に直接お問合せください。

- ・指定規則に関する事・・・医学教育課（管理栄養士に関する事のみ専門教育課）
- ・課程認定に関する事・・・初等中等教育局教職員課

Q98. 入学者選抜の実施方法やセンター試験の利用等、入試制度全般について事務相談の場で質問

することはできますか。

- A. 入試制度全般に関する御質問は、大学設置室ではお答えできませんので、大学振興課大学入試室に直接お問合せください。

主な認可・届出事項等一覧(大学)

※届出の場合、p.21の届出とp.237の届出の2種類ありますので、御留意ください。

事項		公立				私立			
		認可／届出の別	本書参照ページ	関係書類の提出時期	担当窓口	認可／届出の別	本書参照ページ	関係書類の提出時期	担当窓口
1	大学の新設	認可	p.21	開設年度の前々年度の10月31日まで	大学設置室	認可	p.21	開設年度の前々年度の10月31日まで	大学設置室
2	大学の廃止	認可	p.264	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室	認可	p.264	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室
3	大学院大学の新設	認可	p.21	開設年度の前々年度の10月31日まで	大学設置室	認可	p.21	開設年度の前々年度の10月31日まで	大学設置室
4	大学院大学の廃止	認可	p.264	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室	認可	p.264	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室
5	学部を設置	認可	p.21	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	認可	p.21	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室
6	学部の設置(当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの)	届出	p.21	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	p.21	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
7	学部の廃止	届出	p.264	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室	届出	p.264	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室
8	学科(課程)の設置	届出	p.237	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	認可	p.21	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室
9	学科(課程)の設置(当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの)	-	-	-	-	届出	p.21	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
10	学科(課程)の廃止	届出	p.237	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室	届出	p.237	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室
11	通信教育の開設	認可	p.21	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	認可	p.21	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室
12	通信教育の開設(当該大学が授与する通信教育に係る学位の種類及び分野の変更を伴わないもの)	届出	p.21	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	p.21	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
13	通信教育の廃止	届出	p.237	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室	届出	p.237	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室
14	専攻科、別科の設置	届出	p.237	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	p.237	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
15	専攻科、別科の廃止	届出	p.237	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室	届出	p.237	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室
16	収容定員の総数の増加	届出	p.237	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	認可	p.21	学則変更年度の前々年度の3月31日又は前年度の6月30日まで	大学設置室
17	収容定員の変更(当該大学の収容定員の総数の増加を伴わないもの)	届出	p.237	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	p.21	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
18	学則の変更	届出	p.237	変更した時	大学設置室 ※p.238 5クの届出のみの場合は大学振興課	届出	p.237	変更しようとする時	大学設置室
19	大学の目的の変更	-	-	-	-	届出	p.237	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
20	名称の変更	届出	p.237	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	p.237	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
21	位置の変更	届出	p.237	変更しようとする時	大学振興課	届出	p.237	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学設置室
22	校地・校舎の変更	-	-	-	-	届出	p.237	変更しようとする年度の前年度の12月31日まで	参事官 (※)大学設置室 ※直接教育の用に供する土地、建物等の変更の場合
23	通信教育に関する規程の変更	届出	p.237	変更しようとする時	大学設置室	届出	p.237	変更しようとする時	大学設置室
24	学長の決定	報告	p.237	決定した時	大学振興課	届出	p.237	決定した時	大学設置室
25	学生募集の停止	報告	p.237	募集停止を決定した時	大学設置室	報告	p.237	募集停止を決定した時	大学設置室
26	設置者の変更	認可	p.259	変更しようとするとき	大学設置室	認可	p.259	変更しようとする時	大学設置室

主な認可・届出事項等一覧(短期大学)

※届出の場合、p.21の届出とp.237の届出の2種類ありますので、御留意ください。

事項		公立				私立				
		認可／届出の別	本書参照ページ	関係書類の提出時期	担当窓口	認可／届出の別	本書参照ページ	関係書類の提出時期	担当窓口	備考
1	短期大学の新設	認可	p.21	開設年度の前々年度の10月31日まで	大学設置室	認可	p.21	開設年度の前々年度の10月31日まで	大学設置室	
2	短期大学の廃止	認可	p.264	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室	認可	p.264	在学生がいなくなることが確定した時	大学設置室	
3	学科の設置	認可	p.21	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	認可	p.21	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	
4	学科の設置(当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの)	届出	p.21	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	p.21	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	
5	学科の廃止	届出	p.264	在学生がいなくなることが確定した時	大学振興課	届出	p.264	在学生がいなくなることが確定した時	大学振興課	
6	専攻課程の設置	届出	p.237	開設年度の前年度の12月31日まで	大学振興課	届出	p.237	開設年度の前年度の12月31日まで	大学振興課	当該大学の収容定員の総数が増加しない場合に限る。
7	専攻課程の廃止	届出	p.237	在学生がいなくなることが確定した時	大学振興課	届出	p.237	在学生がいなくなることが確定した時	大学振興課	
8	通信教育の開設	認可	p.21	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	認可	p.21	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	
9	通信教育の開設(当該大学が授与する通信教育に係る学位の種類及び分野の変更を伴わないもの)	届出	p.21	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	届出	p.21	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	
10	通信教育の廃止	届出	p.237	在学生がいなくなることが確定した時	大学振興課	届出	p.237	在学生がいなくなることが確定した時	大学振興課	
11	専攻科、別科の設置	届出	p.237	開設年度の前年度の12月31日まで	大学振興課	届出	p.237	開設年度の前年度の12月31日まで	大学振興課	
12	専攻科、別科の廃止	届出	p.237	在学生がいなくなることが確定した時	大学振興課	届出	p.237	在学生がいなくなることが確定した時	大学振興課	
13	収容定員の総数の増加	届出	p.237	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学振興課	認可	p.21	学則変更年度の前々年度の3月31日又は前年度の6月30日まで	大学設置室	
14	収容定員の変更(当該大学の収容定員の総数の増加を伴わないもの)	届出	p.237	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学振興課	届出	p.21	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学振興課	
15	専攻課程間の入学定員の変更	届出	p.237	変更した時	大学振興課	届出	p.237	変更しようとする時	大学振興課	当該大学の収容定員の総数が増加しない場合に限る。
16	学則の変更	届出	p.237	変更した時	大学振興課	届出	p.237	変更しようとする時	大学振興課	
17	目的の変更	-	-	-	-	届出	p.237	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学振興課	
18	名称の変更	届出	p.237	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学振興課	届出	p.237	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学振興課	
19	位置の変更	届出	p.237	変更しようとする時	大学振興課	届出	p.237	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学振興課	
20	校地・校舎の変更	-	-	-	-	届出	p.237	変更しようとする年度の前年度の12月31日まで	参事官 ※大学振興課	※直接教育の用に供する土地、建物等の変更の場合
21	通信教育に関する規程の変更	届出	p.237	変更しようとする時	大学振興課	届出	p.237	変更しようとする時	大学振興課	
22	学長の決定	報告	p.237	決定した時	大学振興課	届出	p.237	決定した時	大学振興課	
23	学生募集の停止	報告	p.237	募集停止を決定した時	大学振興課	報告	p.237	募集停止を決定した時	大学振興課	
24	設置者の変更	認可	p.259	変更しようとするとき	大学設置室	認可	p.259	変更しようとする時	大学設置室	

主な認可・届出事項等一覧(大学院)

※届出の場合、p.21の届出とp.237の届出の2種類ありますので、御留意ください。

事項		認可／ 届出の 別	本書参 照ページ	関係書類の提出時期	担当窓口
1	大学院の新設	認可	p.21	開設年度の前々年度の 3月31日まで	大学設置室
2	大学院の廃止	認可	p.264	在学生がいなくなるこ とが確定した時	大学設置室
3	研究科，専攻及び課程の設置	認可	p.21	開設年度の前々年度の 3月31日まで	大学設置室
4	研究科，専攻及び課程の設置（当該 大学が授与する学位の種類及び分野 の変更を伴わないもの）	届出	p.21	開設年度の前年度の 12月31日まで	大学設置室
5	研究科，専攻の廃止	届出	p.237 p.264	在学生がいなくなるこ とが確定した時	大学設置室
6	通信教育の開設	認可	p.21	開設年度の前々年度の 3月31日まで	大学設置室
7	通信教育の開設（当該大学が授与する 通信教育に係る学位の種類及び分野の 変更を伴わないもの）	届出	p.21	開設年度の前年度の 12月31日まで	大学設置室
8	収容定員の変更	届出	p.237	学則変更年度の前年 度の12月31日まで	大学設置室
9	学則の変更	届出	p.237	変更した時（私立に あつては、変更しようと する時）	大学設置室
10	名称の変更	届出	p.237	学則変更年度の前年 度の12月31日まで	大学設置室
11	学生募集の停止	報告	p.237	募集停止を決定した時	大学設置室

別表第二

学科の種類	学 科 の 分 野
高等専門学校の学科	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
備考 学際領域等右記の区分により難い学科の分野の判定に当たっては、既設の学部等の廃止を伴い、かつ、設置等又は開設に係る学部等の教員数（大学設置基準その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。）の半数以上が当該既設の学部等に所属していた教員で占められること等により、設置等又は開設の前後において、当該大学が授与する学位の分野の変更を伴わないと認められる場合限り、第二十条第二項第二号又は第三項第二号の規定に該当するものとして取り扱う。	

別表第一

学位の種類	学 位 の 分 野
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
学士（専門職）	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係を除く。）
専門職学位（法務博士（専門職）及び教職修士（専門職）を除く。）	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
専門職学位のうち法務博士（専門職）	法曹養成関係
専門職学位のうち教職修士（専門職）	教員養成関係
短期大学士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係） 保健衛生学関係（リハビリテーション関係） 保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
短期大学士（専門職）	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係） 保健衛生学関係（リハビリテーション関係） 保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）

備考 学際領域等右記の区分により難い学位の分野の判定に当たっては、既設の学部等の廃止を伴い、かつ、設置等又は開設に係る学部等の教員数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。）の半数以上が当該既設の学部等に所属していた教員で占められること等により、設置等又は開設の前後において、当該大学が授与する学位の分野の変更を伴わないと認められる場合に限り、第一条第一項第二号又は第二項第二号の規定に該当するものとして取り扱う。

○ 学位の種類及び分野の変更等に関する基準
(平成十五年三月三十一日文科科学省告示第三十九号)

最終改正 平三十・一・二十六文科告四

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条第五項及び学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十三條の二第二項の規定に基づき、学位の種類及び分野の変更等に関する基準を次のように定める。

学位の種類及び分野の変更に関する基準

(学位の種類及び分野の変更に関する基準)

第一条 大学の学部、学部の学科、大学院の研究科若しくは研究科の専攻若しくは短期大学の学科の設置又は当該専攻に係る課程の変更(以下この項において「設置等」という。)であつて、学校教育法(以下「法」という。)第四条第二項第一号又は学校教育法施行令(以下「令」という。)第二十三條の二第二項第一号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する設置等とする。

一 設置等の前後において、当該大学が授与する別表第一の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと

二 設置等の前後において、別表第一の上欄に掲げる学位の種類に応じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと

2 前項の規定は、同項に規定する設置等のうち次の各号に掲げる大学の学部若しくは学部の学科又は短期大学の学科の設置については、適用しない。

一 大学又は短期大学が専門職学科(大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第四十二條の四第二項又は短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第三十五條の四に規定する専門職学科をいう。以下この号及び次号において同じ。)を設けていない学位の分野について当該大学が行う専門職学部(大学設置基準第四十二條の四第二項に規定する専門職学部をいう。次号において同じ。)若しくは専門職学科の設置又は当該短期大学が行う専門職学科の設置

二 大学又は短期大学が専門職学科以外の学科を設けていない学位の分野について当該大学が行う専門職学部

3 以外の学部若しくは専門職学科以外の学科の設置又は当該短期大学が行う専門職学科以外の学科の設置

大学における通信教育の開設(以下この項において「開設」という。)であつて、令第二十三條の二第二項第三号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開設とする。

一 開設の前後において、当該大学が授与する別表第一の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと

二 開設の前後において、別表第一の上欄に掲げる学位の種類に応じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと

(学科の分野の変更に関する基準)

第二条 高等専門学校の学科の設置であつて、令第二十三條の二第二項第二号に該当するものは、当該設置の前後において、別表第二に掲げる学科の分野の変更を伴わないものとする。

附則

1 (略)

2 第一条第一項の規定は、当分の間、大学設置基準第五十條に規定する国際連携学科、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第三十五條に規定する国際連携専攻、短期大学設置基準第四十三條に規定する国際連携学科、専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第一六号)第三十五條に規定する国際連携専攻、専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)第六十六條に規定する国際連携学科及び専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)第六十三條に規定する国際連携学科の設置等については、適用しない。

附則 (平一七・九・三〇文科告一五〇)

この告示は、平成一七年十月一日から施行する。

附則 (平一九・三・一文科告三二)

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平二六・二・三文科告一五)

この告示は、平成二六年四月一日から施行する。

附則 (平二九・九・八文科告一一)

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則 (平三十・一・二六文科告四)

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

○ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校 の設置等に係る認可の基準

(平成十五年三月三十一日 文部科学省告示第四十五号)

最終改正 平三〇・一〇・九文科告一八四

第一条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下この条及び附則第二項において「大学等」という。）並びに大学院に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四条第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第一号を除き、以下同じ。）の申請の審査に関しては、法、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三十三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

- 一 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること。
- 二 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材の需要の動向を考慮して定められている等社会の要請を十分に踏まえたものであること。
- 三 大学等及び大学院に関する法第四条第一項の認可の申請を行った者（以下「認可申請者」という。）が設置する大学の学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科）又は短期大学若しくは高等専門学校の学科（学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程）の平均入学定員超過率（当該認可の申請に

係る大学の開設等（大学等、大学の学部、私立大学の学部の学科、短期大学若しくは高等専門学校の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻若しくは大学若しくは短期大学における通信教育の開設又は大学院の研究科の専攻に係る課程若しくは私立の大学等の収容定員に係る学則の変更をいう。以下この号において同じ。）をする年度の前年度から過去四年間（修業年限が六年の学部にあつては過去六年間、短期大学において修業年限が二年の学科にあつては過去二年間、修業年限が三年の学科にあつては過去三年間、高等専門学校にあつては過去五年間）の入学定員に対する入学者の割合（通信教育に係るものを除く。）の平均をいう。が、一・一五倍（大学の開設等をする年度の前年度において、収容定員（通信教育に係るものを除く。）が四千人以上の大学の学部（学部の学科ごと）に修業年限が異なる場合は学科）であつて、入学定員が百人以上三百人未満のものにあつては一・一〇倍、入学定員が三百人以上のものにあつては一・〇五倍）未満であること。

四 歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと。

第二条 文部科学大臣は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校（以下この条において「大学等」という。）に関する法第四条第一項の認可の申請を審査する場合において、認可申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可をしないものとする。

- 一 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請又は同条第二項の届出において、偽りその他不正の行為があつた者であつて、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間を経過していない者
- 二 認可申請者が設置する大学等について、法第四条第三項に規定する命令、法第十五条第一項に規定する勸告又は同条第二項及び第三項に規定する命令（以下こ

の号において「命令等」という。）を受けたにもかかわらず、当該命令等に係る事項の改善が認められない者

三 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第十三条に規定する設置計画の履行の状況が著しく不適当と認められる大学等を設置する者

第三条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、平成二十二年度以降に期間（平成三十六年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科（この条において「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員（この項及び第二項において「入学定員等」という。）に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。

- 一 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に当該大学の医学部に係る入学定員等の増加として記載された人数（地域における医師の確保に資するため、医師が不足すると見込まれる地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする当該大学の医学部の学生に対する修学資金を都道府県が貸与しようとする人数以内に限る。）の増加又は各都道府県における医療を確保するために特に必要があると認められる場合の自治医科大学における人数の増加
- 二 当該大学の医学部において、他の大学と協力して教育研究を行い、基礎医学及び社会医学に関する優れた研究者の養成を重点的に担おうとする場合の当該医学部における三人以内の増加
- 三 歯学に関する学部の学科に係る入学定員等の減少に係る学則の変更の認可の申請を行おうとする当該大学の医学部における当該減少の人数以内の増加

2 文部科学大臣は、前項の学則の変更の認可の申請を審査する場合において、当該学則を変更する年度における全国の大学の医学部に係る入学定員等の合計数の見込みが九千四百三十三人を超えない範囲で認可を行うものとする。

3 第一項の認可の申請の審査については、前二条に掲げる基準のほか、当該大学に係る地域における社会的な医師の養成に係る需要に照らした大学の医学部に係る収容定員の状況に照らして行うものとする。

附 則

1 この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

2 (略)

附 則

(平一五・六・一九文科省告示一一六)

この告示は、公布の日から施行し、平成十五年四月一日から適用する。

附 則

(平一七・三・三一文科告五二)

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則

(平一八・三・三一文科告五一)

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則

(平一九・三・三〇文科告五〇)

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則

(平二〇・九・三〇文科告一五三)

この告示は、公布の日から実施する。

附 則

(平二一・一・一一文科告一七二)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

(平二二・一・一一文科告一四七)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

(平二三・一・一一文科告一五八)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

(平二五・二・二八文科告二二)

この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。

附 則

(平二五・一・一一文科告一五六)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

(平二六・一・一〇文科告一四九)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

(平二七・九・一八文科告一五四)

(施行期日)

1 この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 平成二十九年年度の大学の開設等(改正後の第一条第三号に規定する大学の開設等をいう。以下この項において同じ。)に係る認可の申請に対する同号の規程の適用については、同号中「二・一五」とあり、及び「二・一〇」とあるのは「二・三〇」と、「二・〇五」とあるのは「二・二五」とし、平成三十年年度の大学の開設等に係る認可の申請に対する同号の規程の適用については、同号中「一・一五」とあるのは「一・二五」と、「一・一〇」とあるのは「一・二〇」と、「一・〇五」とあるのは「一・一五」とする。

附 則

(平二九・九・二九文科告一二六)

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則

(平三〇・一・一〇文科告一八四)

この告示は、公布の日から施行する。

(法第四条第三項の命令の期限)

第十一条 文部科学大臣は、法第四条第二項の届出(次条、第十三条及び第十四条において単に「届出」という。)をした者に対し、法第四条第三項の規定による命令を行う場合には、当該届出があつた日から起算して六十日以内にこれを行わなければならない。ただし、当該届出と関連を有する認可の申請が行われている場合においては、この限りでない。

(認可等の公表)

第十二条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可(次条及び第十四条において単に「認可」という。)をした場合又は届出があつた場合には、速やかに、その旨、名称、位置、当該認可の申請又は届出の際に提出された基本計画書(別記様式第二号)、校地校舎等の図面、学則、大学の設置等の趣旨及び学生の確保の見通し等(大学等の設置者の変更にあつては、変更の事由及び時期)を記載した書類及び教員名簿(別記様式第三号。年齢及び月額基本給を除く。)並びに次条に規定する事項その他必要な事項(大学等の廃止の認可をした場合又は届出があつた場合にあつては、その旨、名称、位置及び次条に規定する事項その他必要な事項)をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(留意事項)

第十三条 文部科学大臣は、認可を受けた者又は届出を行った者が当該認可又は届出に係る大学の設置等に関する計画(次条において「設置計画」という。)を履行するに当たつて留意すべき事項(次条において「留意事項」という。)があると認めるときは、当該者に対し、当該事項の内容を通知するものとする。

(履行状況についての報告等)

第十四条 文部科学大臣は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

第十五条 この省令の規定による認可申請書(別記様式第一号の一)その他の書類(次項において「認可申請書等」という。)の提出部数は、別表のとおりとする。

2 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、認可申請書等以外の書類の提出を求め、又は認可申請書等の一部の提出を免除することができる。

附 則

- 1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則(平成三年文部省令第四十六号)は、廃止する。
- 3 平成三十一年度開設する専門職大学等の設置の認可を受けようとする場合における第二条第一項の規定の適用については、同項中「十月一日から同月三十一日まで」とあるのは「十一月一日から同月三十日まで」とする。
- 4 平成二十二年度以降に期間(平成三十六年度までの間の年度間に限る。)を付して私立の大学の収容定員(医学に関する学部(の学科に係るものに限る。))を増加する学則の変更の認可(当該認可を受けるために必要な私立の大学の収容定員(歯学に関する学部の学科に係るものに限る。))を減少する学則の変更の認可を含む。)を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度(以下「学則変更年度」という。)の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。
- 5 平成二十二年度以降に期間(平成三十六年度までの間の年度間に限る。)を付して私立の大学の収容定員(医学に関する学部の学科に係るものに限る。))を七百二十人を超えて増加する学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条第一項各号に掲げる書類に加え、専任教員の氏名等を記載した書類(附則別記様式)を添えて文部科学大臣に申請するものとする。
- 6 平成三十年度に私立の大学の収容定員(東京都の特別区に所在する学部等に係るものに限る。))を増加する学

則の変更の認可を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「前年度の十月一日から同月三十日までの間」とする。

附 則 (平一九・三・三〇文科令一〇)

この省令は、平成十九年四月一日から施行し、この省令による第三条の改正規定は、平成十八年四月一日から適用する。ただし、第二条の改正規定は、平成二十年三月一日から施行する。

附 則 (平二一・二・二七文科令一)

この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。

附 則 (平二一・一・一一文科令三五)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平二二・一・一〇文科令二〇)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平二三・一・一四文科令三八)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平二四・一・一九文科令三七)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平二六・二・三三文科令四)

この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平二六・一・一〇文科令三三)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平二七・二・一〇文科令二)

この省令は、平成二十七年三月一日から施行する。

附 則 (平二九・九・二九文科令三七)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平三〇・二・二八文科令四)

この省令は、平成三十年三月一日から施行する。

第三条第 九項	びに	高等専門学校の学科の 学科開設年度
学部等の 学部等開設年度		

（大学における通信教育の開設の認可の申請及び届出）
第六条 大学における通信教育の開設の認可を受けようとする者（第二条第七項及び第三条第八項に規定するものを除く。）は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該通信教育を開設する年度以下「通信教育開設年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書（別記様式第二号）
- 二 校地校舎等の図面
- 三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）
- 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
- 五 大学における通信教育の開設の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類
- 六 教員名簿（別記様式第三号）
- 七 教員個人調書（別記様式第四号）
- 八 教員就任承諾書（別記様式第五号）
- 九 通信教育実施方法説明書（別記様式第八号）
- 十 通信教育に係る規程

2 大学における通信教育の開設の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に前項に掲げる書類（同項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、通信教育開設年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

（私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可の申請及び届出）

第七条 私立の大学又は高等専門学校の収容定員（通信教育に係るものを除く。）に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に

次に掲げる書類を添えて、当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書（別記様式第二号）
- 二 校地校舎等の図面
- 三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）
- 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
- 五 学則の変更の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類
- 六 教員名簿（別記様式第三号）

2 私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に前項並びに第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を添えて、前項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。

3 私立の大学又は高等専門学校の収容定員（通信教育に係るものを除く。）に係る学則の変更の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類を添えて、学則変更年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

4 私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項並びに第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を添えて、前項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、第一項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

（大学等の設置者の変更の認可の申請）

第八条 大学等の設置者の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書（別記様式第二号）
- 二 校地校舎等の図面

三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

四 当該申請についての意思の決定を証する書類

五 変更の事由及び時期を記載した書類

六 教員名簿（別記様式第三号）

（大学等の廃止の認可の申請及び届出）

第九条 大学等の廃止の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 基本計画書（別記様式第二号）
- 二 当該申請についての意思の決定を証する書類
- 三 廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類

2 大学等の廃止の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）及び学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）に前項に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第二号中「申請」とあるのは「届出」とする。

（認可の手続）

第十条 文部科学大臣は、第二条第一項及び第七項、第三条第一項（第四条及び第五条において準用する場合を含む。）及び第八項（第四条において準用する場合を含む。）第四条の二第一項、第六条第一項並びに第七条第一項及び第二項の申請があつた場合には、開設年度、学部等開設年度、研究科等開設年度、専門職大学の課程開設年度、学科開設年度、通信教育開設年度又は学則変更年度の前年度の三月三十一日までに当該申請に係る認可をするかどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

2 第三条第五項（第四条において準用する場合を含む。）の申請があつた場合には、当該申請のあつた月の翌月から起算して六月以内に当該申請に係る認可をするかどうかを決定し、当該申請をした者に対しその旨を速やかに通知するものとする。

九項に規定する期間内に文部科学大臣に届け出るものとする。

（大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出）

第四条 前条第一項、第五項から第九項まで及び第十二項の規定は、大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
第三條第一項	学部等の設置	大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
	学部等を開設する年度	大学の大学院を設置する年度、研究科等を設置する年度又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程を変更する年度
第三條第五項	学部等開設年度	研究科等開設年度
	大學設置基準第五十條第一項、短期大學設置基準第四十三條第一項、專門職大學設置基準第六十六條第一項又は專門職短期大學設置基準第六十	大學院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五條第一項又は專門職大學設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五條第一項に規定する國際連携専

第三條第一項に規定する國際連携学科を設置			攻を設置又は当該専攻に係る課程を変更		
第三條第六項			大學又は大學部等		
大學又は大學部等			大學又は大學の大學院		
大學部等を			若しくは研究科等		
大學部等の			大學の大學院又は研究科等を		
大學の大學部			大學の大學院の研究科		
大學部に設ける学科			研究科に設ける専攻		
第三條第七項			大學の大學院の設置、研究科等の設置又は大學の大學院の研究科の専攻に係る課程の変更		
第三條第九項			大學の大學院の設置、研究科等の設置又は大學の大學院の研究科の専攻に係る課程の変更		
大學部等開設年度			研究科等開設年度		

2 前項の申請をしようとし、又は届出を行おうとする者のうち、専門職大学院に係る研究科等を設置しようとし、又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更であつて専門職大学院の課程を設けようとする者は、同項において準用する前条第一項、第五項から第九項まで及び第十二項の規定により提出する書類に加え、第二条第一項第一号及び第二号に掲げる書類を、前条第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。

第四条の二 専門職大学の課程の設置及び変更の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該専門職大学の課程を開設し、又は変更する年度（第十条第一項において「専門職大学の課程開設年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請する

ものとする。

一 基本計画書（別記様式第二号）

二 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

三 当該申請についての意思の決定を証する書類

四 前期課程及び後期課程の設置の趣旨等を記載した書類

五 教員名簿（別記様式第三号）

2 専門職大学の課程の変更の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に前項に掲げる書類を添えて、当該課程を変更する年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第三号中「申請」とあるのは「届出」とする。

（高等専門学校の学科の設置の認可の申請及び届出）

第五条 第三條第一項、第六項及び第九項の規定は、高等専門学校の学科の設置の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
第三條第一項	学部等の	高等専門学校の学科の
	学部等を	高等専門学校の学科を
	学部等開設年度	学科開設年度
第三條第六項	大學又は大學部等	高等専門学校又は高等専門学校
	既設大學等	既設高等専門学校
	大學部等を	高等専門学校の学科を
	学部等の	高等専門学校の学科の
	教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編制並	教育上の目的、学科の分野、教員組織の編制及び

- 5 第一項の申請をした者のうち、既設の大学、学部等、大学の大学院又は研究科等（以下この項において「既設大学等」という。）を廃止し、その職員組織等を基に大学を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該大学に置く学部等又は研究科等のうち、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編制並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。
- 6 第一項の申請をした者のうち、既設の高等専門学校又は高等専門学校の学科（以下この項において「既設高等専門学校等」という。）を廃止し、その職員組織等を基に高等専門学校を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該高等専門学校に置く学科のうち、教育上の目的、学科の分野、教員組織の編制及び教育課程の編成等が既設高等専門学校等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。
- 7 第一項の申請をしようとする者のうち、あわせて通信教育の開設の認可を受けようとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。
- （学部等の設置の認可の申請及び届出）
- 第三条 学部等の設置の認可を受けようとする者は、認可申請書（別記様式第一号の一）に次に掲げる書類を添えて、当該学部等を開設する年度（以下「学部等開設年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。
- 一 基本計画書（別記様式第二号）
- 二 校地校舎等の図面
- 三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）
- 四 当該申請についての意思の決定を証する書類
- 五 学部等の設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類

- 載した書類
- 六 教員名簿（別記様式第三号）
- 七 教員個人調書（別記様式第四号）
- 八 教員就任承諾書（別記様式第五号）
- 2 前項の申請をしようとする者のうち、医学又は歯学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第二項に掲げる書類を、前項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。この場合において、前条第二項第三号中「医科大学」とあるのは「医学又は歯学に関する学部又は学部の学科」とする。
- 3 第一項の申請をしようとする者のうち、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、薬学実務実習施設概要書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
- 4 第一項の申請をしようとする者のうち、専門職大学等の学部等又は大学若しくは短期大学の専門職学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第四項に掲げる書類（同項第六号に掲げる書類を除く。第十一項において同じ。）を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
- 5 第一項の申請をしようとする者のうち、大学設置基準第五十条第一項、短期大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準第六十六条第一項又は専門職短期大学設置基準第六十三条第一項に規定する国際連携学科を設置しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、教員個人調書（別記様式第四号）及び教員就任承諾書（別記様式第五号）を提出することを要しないものとし、当該学科を開設する年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する日の属する年度の八月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。
- 6 第一項の申請をしようとする者のうち、既設の大学又

- は学部等（以下この項において「既設大学等」という。）を廃止し、その職員組織等を基に学部等を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該学部等のうち、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教員組織の編制並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると文部科学大臣が認めるものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。
- 7 第一項の申請をしようとする者のうち、大学の学部を設置しようとする者は、同項の規定にかかわらず、当該学部に掲げる学科のうち、当該大学の授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものについては、教員個人調書（別記様式第四号）を提出することを要しない。
- 8 第一項の申請をしようとする者のうち、あわせて通信教育の開設の認可を受けようとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第一項に規定する期間内に文部科学大臣に申請するものとする。
- 9 学部等の設置の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の一）に第一項に掲げる書類（同項第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、学部等開設年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。
- 10 前項の届出を行おうとする者のうち、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、薬学実務実習施設概要書類を、前項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
- 11 第九項の届出を行おうとする者のうち、専門職大学等の学部等又は大学若しくは短期大学の専門職学科を設置しようとする者は、同項の書類に加え、前条第四項に掲げる書類を、第九項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。
- 12 第九項の届出を行おうとする者のうち、あわせて通信教育の開設の届出を行おうとする者は、同項の書類に加え、第六条第一項第九号及び第十号に掲げる書類を、第

○ 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則

(平成十八年三月三十一日文科科学省令第十二号)
最終改正 平三〇・二・二八文科令四

(定義)

第一条 この省令において「大学の設置等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 大学又は高等専門学校
- 二 大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科(以下「学部等」という。)の設置
- 三 大学の大学院の設置、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻(以下「研究科等」という。)の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
- 四 専門職大学の課程(学校教育法(以下「法」という。)第八十七条の二第一項の規定により前期課程及び後期課程に区分されたものに限る。第四条の二及び第十条第一項において同じ。)の設置及び変更
- 五 高等専門学校の学科の設置
- 六 大学における通信教育の開設
- 七 私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更
- 八 大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、大学の大学院若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科(以下「大学等」という。)の設置者の変更
- 九 大学等の廃止

第二条 (大学又は高等専門学校の設置の認可の申請)

大学又は高等専門学校

基本計画書(別記様式第二号)

二 校地校舎等の図面

三 学則

四 当該申請についての意思の決定を証する書類

五 大学又は高等専門学校の設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類

六 教員名簿(別記様式第三号)

七 教員個人調書(別記様式第四号)

八 教員就任承諾書(別記様式第五号)

2 前項の申請をした者のうち、医科大学(医学又は歯学に関する学部又は学部の学科を設置する大学をいう。以下この項において同じ。)を設置しようとする者は、同項の書類に加え、次に掲げる書類を、同項に規定する期間内に文科科学大臣に提出するものとする。

一 附属病院所在地域の概況説明書(別記様式第六号)

二 附属病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書(別記様式第七号)

三 関連教育病院(医科大学と連携して学生の臨床教育等に当たる病院をいう。)の概要等を記載した書類(関連教育病院を利用する場合に限る。)

3 第一項の申請をした者のうち、薬学に関する学部又は学部の学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの(以下「臨床薬学に関する学部又は学部の学科」という。)を設置する大学を設置しようとする者は、同項の書類に加え、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第三十九条の二に規定する薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類(以下「薬学実務実習施設概要書類」という。)を、同項に規定する期間内に文科科学大臣に提出するものとする。

4 第一項の申請をした者のうち、専門職大学若しくは専門職短期大学(以下「専門職大学等」という。)又は専門職学科(大学設置基準第四十二条の四第一項に規定する専門職学科又は短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第三十五条の四に規定する専門職学科をいう。以下同じ。)を設ける大学若しくは短期大学を設

置しようとする者は、同項の書類に加え、次に掲げる書類(専門職学科を設ける大学又は短期大学にあつては、第六号に掲げる書類を除く。)を、同項に規定する期間内に文科科学大臣に提出するものとする。

一 教育課程連携協議会構成員名簿(別記様式第七号の二)

二 教育課程連携協議会構成員就任承諾書(別記様式第七号の三)

三 臨地実務実習施設の確保状況説明書(別記様式第七号の四)

四 臨地実務実習施設使用承諾書(別記様式第七号の五)

五 連携実務実習等に関する承諾書(別記様式第七号の六)

六 大学設置基準第四十二条の十二第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の十第一項第三号ただし書若しくは同条第二項第三号ただし書、専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)第二十九条第一項第四号ただし書又は専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)第二十六

六条第一項第四号ただし書若しくは同条第二項第四号ただし書の規定により、卒業の要件として、連携実務実習等(大学設置基準第四十二条の十二第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の十第一項第三号ただし書、専門職大学設置基準第二十九条第一項第四号ただし書又は専門職短期大学設置基準第二十六

六条第一項第四号ただし書の規定により、卒業の要件として、連携実務実習等(大学設置基準第四十二条の十二第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の十第一項第三号ただし書、専門職大学設置基準第二十九条第一項第四号ただし書又は専門職短期大学設置基準第二十六

六条第一項第四号ただし書の規定により、卒業の要件として、連携実務実習等(大学設置基準第四十二条の十二第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の十第一項第三号ただし書、専門職大学設置基準第二十九条第一項第四号ただし書又は専門職短期大学設置基準第二十六

六条第一項第四号ただし書の規定により、卒業の要件として、連携実務実習等(大学設置基準第四十二条の十二第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の十第一項第三号ただし書、専門職大学設置基準第二十九条第一項第四号ただし書又は専門職短期大学設置基準第二十六

六条第一項第四号ただし書の規定により、卒業の要件として、連携実務実習等(大学設置基準第四十二条の十二第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の十第一項第三号ただし書、専門職大学設置基準第二十九条第一項第四号ただし書又は専門職短期大学設置基準第二十六

六条第一項第四号ただし書の規定により、卒業の要件として、連携実務実習等(大学設置基準第四十二条の十二第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の十第一項第三号ただし書、専門職大学設置基準第二十九条第一項第四号ただし書又は専門職短期大学設置基準第二十六

六条第一項第四号ただし書の規定により、卒業の要件として、連携実務実習等(大学設置基準第四十二条の十二第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の十第一項第三号ただし書、専門職大学設置基準第二十九条第一項第四号ただし書又は専門職短期大学設置基準第二十六

六条第一項第四号ただし書の規定により、卒業の要件として、連携実務実習等(大学設置基準第四十二条の十二第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の十第一項第三号ただし書、専門職大学設置基準第二十九条第一項第四号ただし書又は専門職短期大学設置基準第二十六

六条第一項第四号ただし書の規定により、卒業の要件として、連携実務実習等(大学設置基準第四十二条の十二第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の十第一項第三号ただし書、専門職大学設置基準第二十九条第一項第四号ただし書又は専門職短期大学設置基準第二十六

六条第一項第四号ただし書の規定により、卒業の要件として、連携実務実習等(大学設置基準第四十二条の十二第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の十第一項第三号ただし書、専門職大学設置基準第二十九条第一項第四号ただし書又は専門職短期大学設置基準第二十六

六条第一項第四号ただし書の規定により、卒業の要件として、連携実務実習等(大学設置基準第四十二条の十二第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の十第一項第三号ただし書、専門職大学設置基準第二十九条第一項第四号ただし書又は専門職短期大学設置基準第二十六

六条第一項第四号ただし書の規定により、卒業の要件として、連携実務実習等(大学設置基準第四十二条の十二第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の十第一項第三号ただし書、専門職大学設置基準第二十九条第一項第四号ただし書又は専門職短期大学設置基準第二十六